

伊勢崎市みどりの基本計画

豊かな水とみどりが ふれあいと歓びを 育むまら 伊勢崎



平成21年3月
伊勢崎市

はじめに

私たちの住む伊勢崎市は、赤城山の美しい裾野を背景に、利根川・広瀬川・粕川・早川などの河川、大小様々な池沼、平坦部に広がる田畑など、自然環境に恵まれた地域です。

一方、工業を中心とした産業都市として継続的に発展しており、各種の都市基盤整備の進捗により、都市的土地利用が進展し、身近な緑が減少してきております。

本市では、これまで自然環境や緑の保全はもとより、公園整備等による新たな緑の創出や様々な機会を通じた緑化の推進に努めてまいりました。

また、全国都市緑化フェアの開催を契機とした市民の緑化に対する関心の高まりや主体的な緑化活動の広がりなど、緑豊かな潤いのある都市づくりが着実に進行しております。

こうした中、持続的な発展とともに、快適な生活環境の確保に欠くことのできない都市の緑が益々重要になっており、良好な都市環境の形成や自然的環境の整備などへの的確な取り組みが必要になっております。

そこで、本市における緑地の保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「伊勢崎市みどりの基本計画」を策定いたしました。

また、本計画は、市民・事業者・行政が協働して「みどりあふれるまちづくり」を進めていくための基本的な指針になります。

今後は、この計画に基づき、「誰もがみどりを実感できる生活空間の実現」を目指して諸施策に取り組んでまいります。

本計画策定にあたりまして、ご尽力をいただいた策定委員会の皆様をはじめ、本計画への提言書をいただいた伊勢崎 21 市民会議の皆様、また、貴重なご意見をいただいた市民及び関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成 21 年 3 月



伊勢崎市長 **五十嵐清隆**

目 次

第 1 章 本計画の基本的事項	1
1-1 みどりの基本計画とは	1
1-2 本計画の位置づけ	1
1-3 計画期間	1
1-4 本計画が対象とするみどり	2
第 2 章 みどりの現況と課題	5
2-1 みどりの現況	5
2-2 市民意識・活動の状況	10
2-3 みどりの特性	21
2-4 みどりの課題	30
第 3 章 計画の基本方針	33
3-1 基本理念	33
3-2 基本的方向	33
3-3 基本方針	34
3-4 みどりの目標	35
3-5 みどりの将来像	38
第 4 章 みどりの配置方針	41
4-1 系統別の配置方針	41
4-2 公園緑地の配置方針	50
4-3 公共施設緑地の配置方針	52
4-4 地域制緑地の配置方針	53

第 5 章 実現のための施策	54
5-1 施策の体系	54
5-2 豊かな水とみどりの環境を整えます、増やします	56
5-3 次世代に伝えるべきみどりを守ります	60
5-4 みんなで協働してみどりを育みます	62
第 6 章 緑化重点地区の計画	67
6-1 緑化重点地区とは	67
6-2 緑化重点地区の設定	67
6-3 各地区の計画	68
第 7 章 計画の実現に向けて	77
7-1 体制づくり	77
7-2 市民の行動計画	79
7-3 施策の推進計画	80
7-4 進行管理と評価の実施	81
資料編	85
資料 1 策定体制	85
資料 2 策定までの流れ	89
資料 3 緑地の分類	90
資料 4 市の木・花	92
資料 5 用語解説	94

本文中で「*」がついた用語は、資料編で解説しております。

第 1 章 本計画の基本的事項

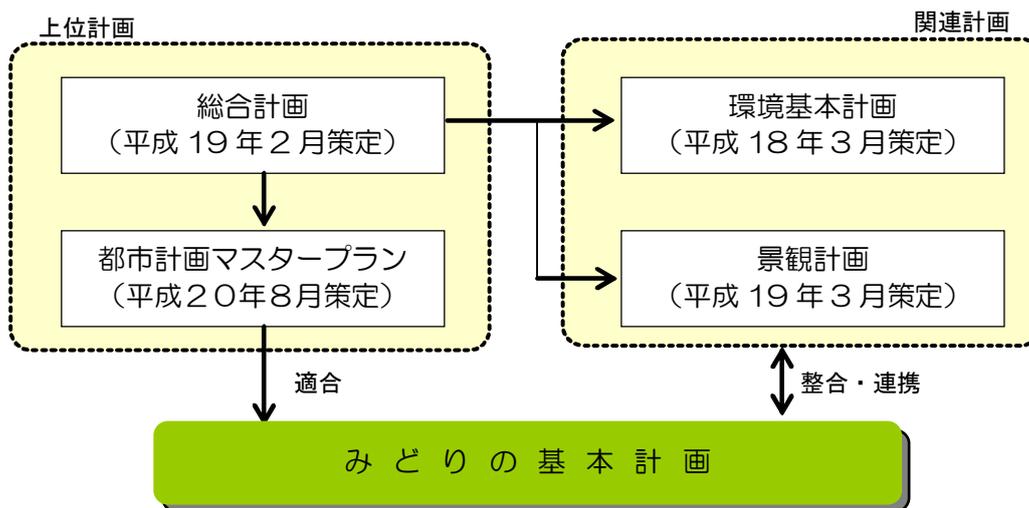
1-1 みどりの基本計画とは

- ・都市緑地法*第4条に基づいた計画です。
- ・緑地の保全及び緑化の推進に関する総合的な基本計画です。
- ・緑地保全及び緑化の目標等を定める計画です。
- ・市民の意見を取り入れ、公表する計画です。

1-2 本計画の位置づけ

本計画の位置づけは、以下のようになります。

図 1-1 本計画の位置づけ



1-3 計画期間

本計画の期間は、同時期に策定された都市計画マスタープラン*との整合を図り、目標年度を平成 39 年(中間年度は平成 29 年)までとします。

図 1-2 本計画の計画期間

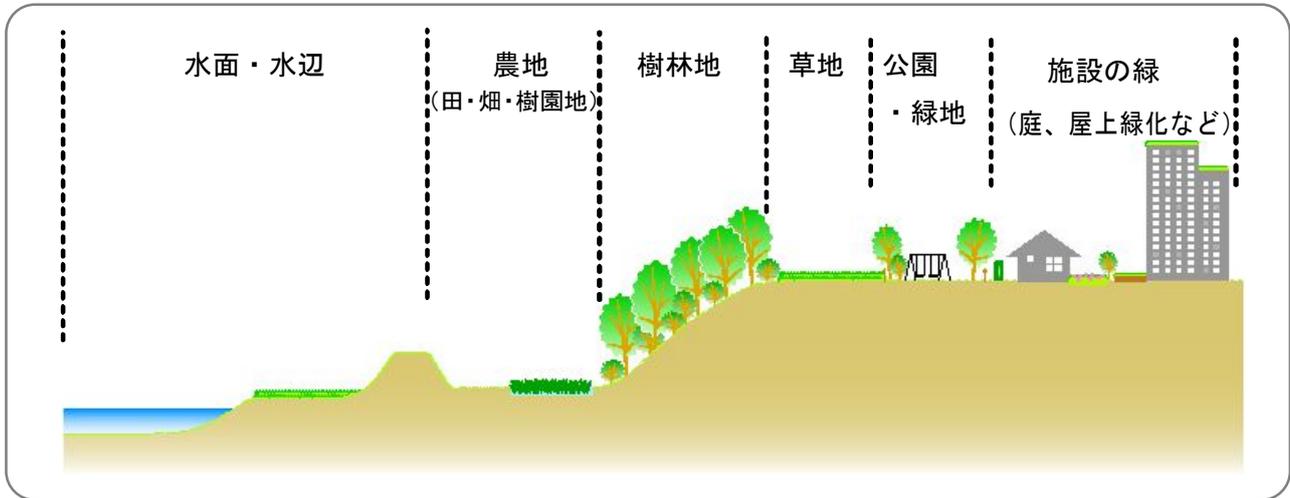


1-4 本計画が対象とするみどり

(1) みどりとは

本計画において、みどりとは、水面・水辺、農地（田・畑・樹園地）、樹林地、草地、公園・緑地、施設の緑（庭、屋上緑化など）をさします。

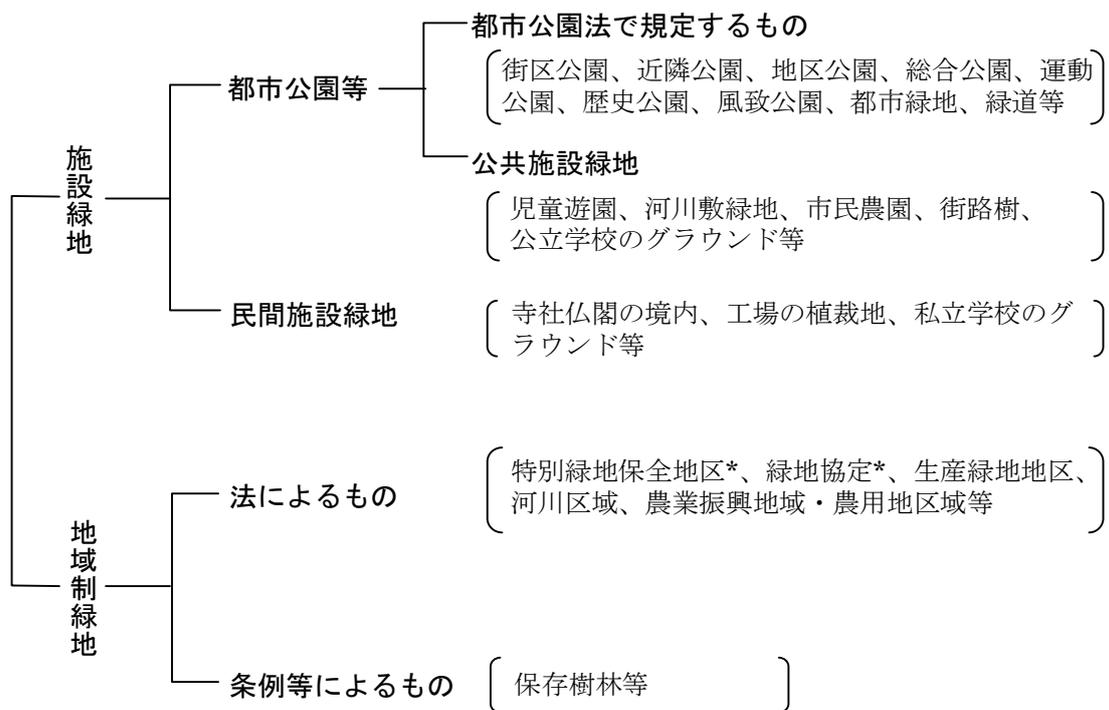
図1-3 みどりとは



(2) 数値的な目標の対象とするみどり

将来のみどりの確保を計画的に推進するために、本計画では数値目標を設定します。この数値目標を対象とするみどりを、「緑地」として位置づけ、以下のように分類します。

図1-4 緑地の分類



(3) みどりの機能・効果

みどりは様々な有用な機能・効果を有しており、市民が快適な生活を営んでいく上で不可欠な存在となっています。

○環境維持・改善機能

- ・ ヒートアイランド現象*の緩和、大気汚染の浄化、CO₂の吸収
- ・ 多様な生物の生息環境
- ・ 騒音・振動の吸収
- ・ 防風、防塵
- ・ 緑陰の確保
- ・ まちの省エネルギーに寄与

○防災機能

- ・ 災害時の避難場所の提供
- ・ 延焼の遅延や防止
- ・ 洪水の調節

○景観形成機能

- ・ 自然景観の構成
- ・ 田園風景の構成
- ・ 豊かな都市景観の形成
- ・ 四季のある景観の形成

○健康・レクリエーション機能

- ・ 散策・休養・休息の場
- ・ 環境教育の場
- ・ 運動・遊びの場
- ・ 子どもの健全な育成の場の提供
- ・ ふれあいの場の提供

○心理的効果

- ・ みどりによる心理的安定効果（安らぎやうるおいを得る）
- ・ 四季を感じることを通した感性の育成
- ・ 地域に対する愛着の深まり

いせさきのみどり写真特集①

○ いせさき市民のもり公園



○ 華蔵寺公園



○ 子供のもり公園伊勢崎



○ 波志江沼環境ふれあい公園



第2章 みどりの現況と課題

2-1 みどりの現況

(1) 緑地の現況

本市には、都市公園*等の施設緑地*が 364.71ha、地域制緑地*が 5,560.33ha、合計 5,925.04ha の緑地が存在しており、市全体の面積のうち、緑地が占める割合(緑地率)は 42.5%となっています。なお、緑地の大部分は、農用地区域* (4,472.47ha、75.5%) が占めています。

※緑地を把握することにより、本市のみどりの位置や量を、概ね把握することができます。ただし、一部の民有地のみどり等が、含まれていない場合があります。

表2-1 緑地の概要

緑地の種類			市街化区域	市全域
			3,204.00	13,933.00
施設 緑地	都市公園	身近な公園(街区・近隣・地区公園)	64.51	121.70
		大きな公園(総合公園)	26.60	44.70
		その他(特殊公園、都市緑地、緑道)	4.14	9.87
	小計		95.25	176.27
	公共施設緑地	都市公園以外の公園(児童遊園など)	1.26	11.16
		斎場、スポーツ施設、学校グラウンド、古墳史跡地、市民農園など	46.01	144.21
	小計		47.27	155.37
民間施設緑地	私立学校のグラウンド、寺社仏閣、工場の植栽地など	20.98	33.07	
計			163.50	364.71
地域 制 緑地	法によるもの	特別緑地保全地区	0.00	0.40
		河川区域	0.00	1,086.30
		保安林区域	0.00	12.82
		農用地区域	0.00	4,472.47
		地域森林計画対象民有林	0.00	24.94
	重複	民有林と保安林	0.00	11.66
		民有林と農用地	0.00	24.94
計			0.00	5,560.33
緑地合計			163.50	5,925.04
緑地率			5.1%	42.5%
緑地率(農用地を除く)			5.1%	10.4%

※単位：ha

※平成20年3月調べ

※緑地率は、市全域における緑地の割合である。

(2) 都市公園等の現況

本市には236箇所、187.43haの公園が整備されており、そのうち183箇所、176.27haが都市公園*となっています。

都市公園は、総合公園が3箇所、地区公園が8箇所、近隣公園が25箇所、街区公園が132箇所、風致公園が1箇所、歴史公園が3箇所、動植物公園が1箇所、都市緑地が9箇所、緑道が1箇所となっています。

近年5年間では、合計18箇所の都市公園が整備されています。整備中の波志江沼環境ふれあい公園(総合公園、20.6ha)は、平成20年3月に一部開園し、平成26年度に完成予定となっています。

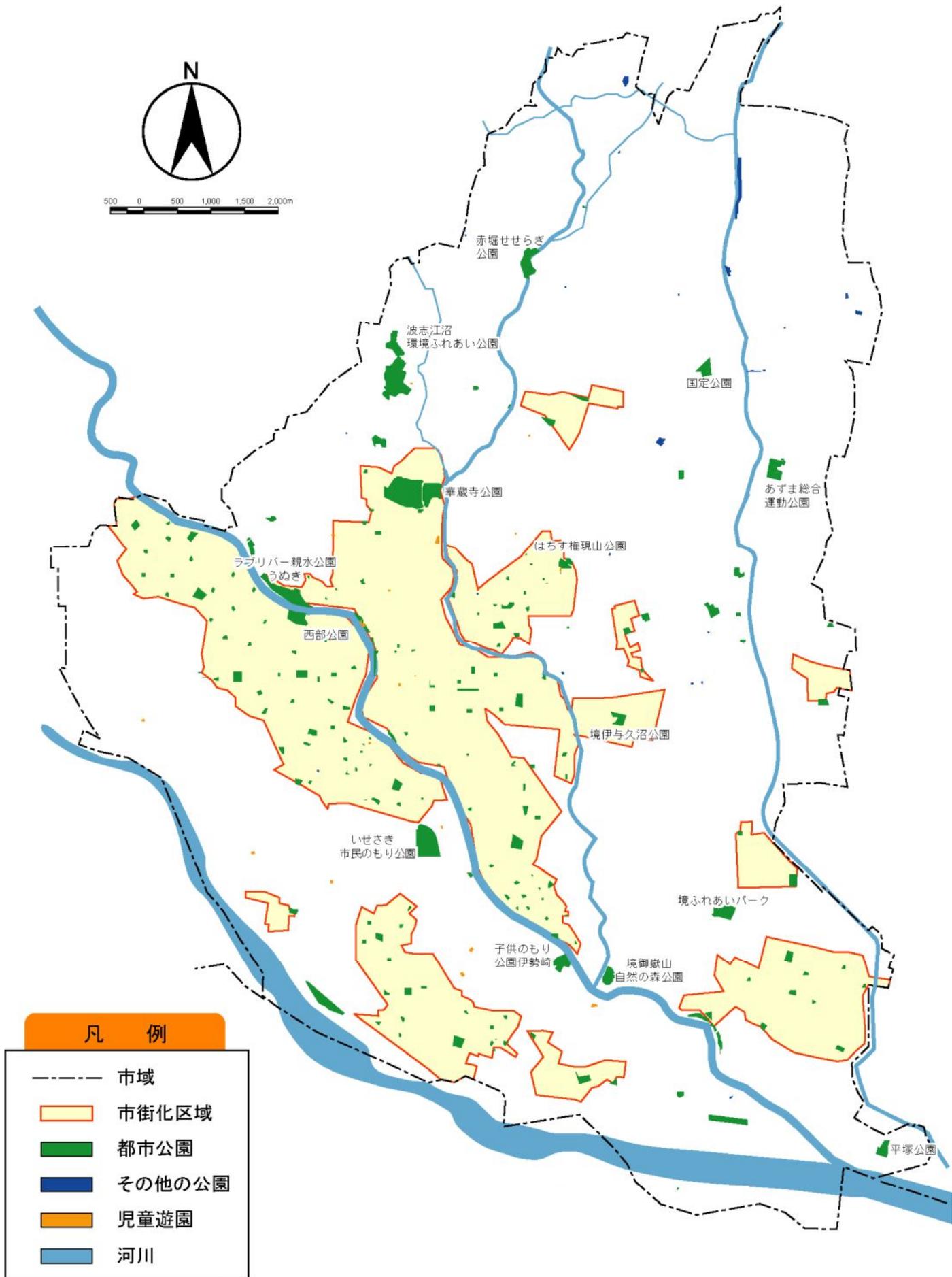
※公園については資料3緑地の分類(90ページ)に詳細を記載しています。

表2-2 都市公園等の整備状況

分類		面積(ha)	公園数	公園数 (市街化区域)	近年の整備数 (平成14年度 ~19年度)	主な公園
都市公園	総合公園	44.70	3	1	1	華蔵寺公園、いせさき市民のもり公園、波志江沼環境ふれあい公園
	地区公園	44.91	8	1	4	子供のもり公園伊勢崎、境ふれあいパーク、赤堀せせらぎ公園など
	近隣公園	43.47	25	18	5	境伊与久沼公園、平塚公園、国定公園など
	街区公園	33.32	132	126	5	—
	風致公園	2.85	1	0	0	境御嶽山自然の森公園
	歴史公園	0.52	3	1	2	鶴巻古墳史跡公園、赤堀五目牛史跡公園、一ノ関古墳史跡公園
	動植物公園	1.10	1	0	0	あずま水生植物公園
	都市緑地	4.70	9	8	0	広瀬川緑地、はちす権現山公園など
	緑道	0.70	1	1	1	赤坂川緑道
	小計	176.27	183	156	18	—
その他の公園		8.50	32	5	—	—
児童遊園		2.66	21	10	—	—
合計		187.43	236	171	—	—

※平成20年3月30日調べ

図 2 - 1 都市公園の整備状況図



(3) 緑被の現況

図 2-2 地域区分

① 緑被について

市域のみどりで被われている土地を緑被地と定義し、緑被図の作成を行いました。緑被図のみどりは、航空写真(平成 18 年夏期撮影)、住宅地図、都市計画図を用いて抽出し、樹林地・植栽地、田、畑、水面・水辺、草地・裸地に区別しています。

緑被面積については、市民が地域の広がりや将来の姿がイメージしやすい地域であり、都市計画マスタープラン*と同様の 11 地域区分別で算出しました。

※緑被を把握することにより、本市のみどりの位置や量を、概ね把握することができます。ただし、規模の小さなみどりについては、含まれておりません。



② 緑被の状況

本市の緑被地は、5,766.8ha であり、緑被率は 41.4%です。その内訳でもっとも多いのが畑で、次いで田となっており、これらを除くと、緑被率は 9.0%となっています。地域別に見ると、東部地域(52.2%)が最も高く、次いで、北東部地域(49.5%)、南東部地域・南部地域(ともに 48.8%)となっています。一方、中央地域は 6.5%と特に低く、今後、緑化を推進していく必要があります。

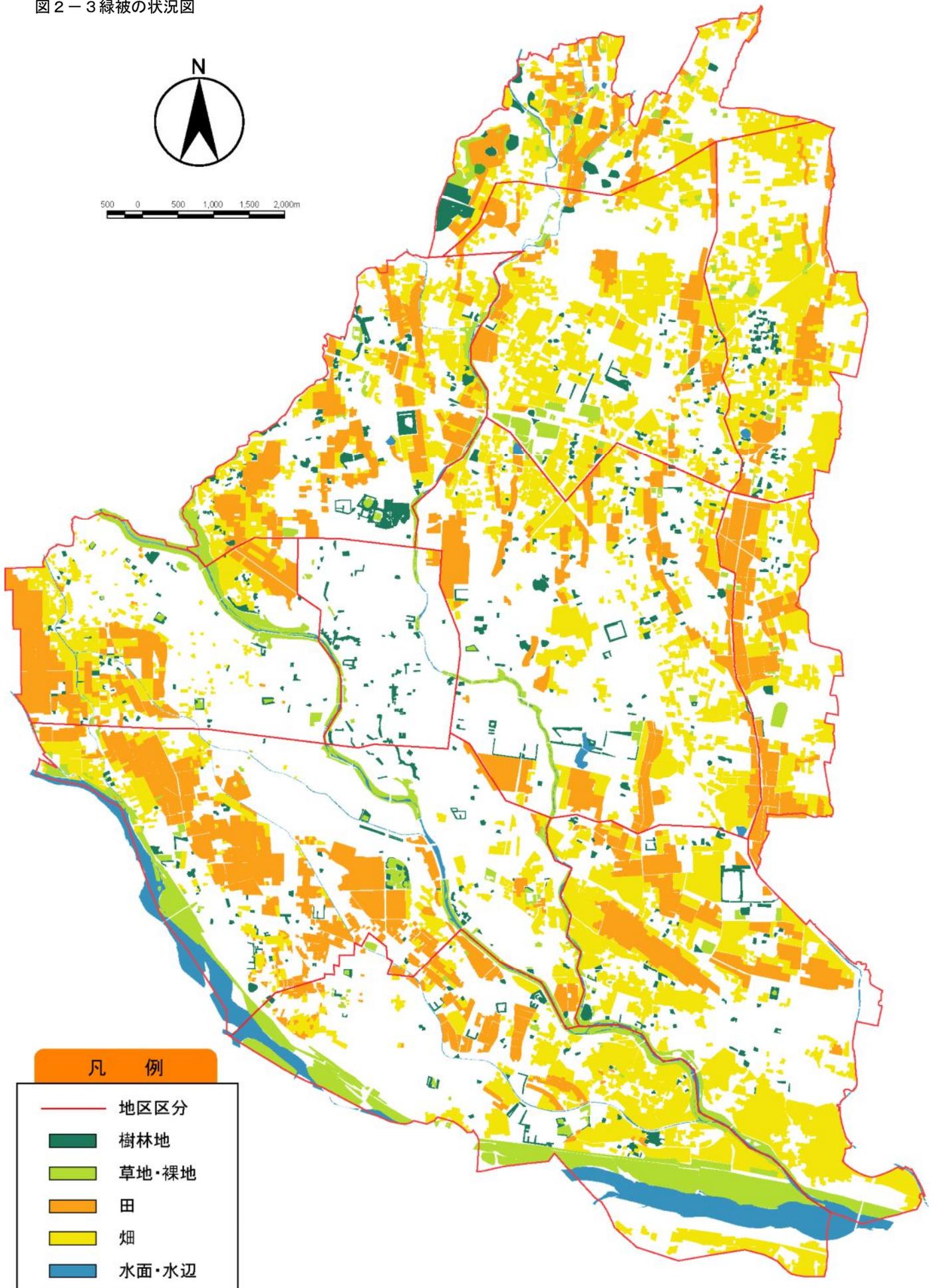
なお、田畑を除いた緑被率を比較すると、利根川流域が広がる南部地域の 24.4%を除き、10%程度もしくはそれ以下の緑被率となっています。

表 2-3 緑被の状況

	緑被地 合計	田畑を除く 緑被地合計	緑被地内訳					地区面積
			樹林地・植栽地	畑	田	水面・水辺	草地・裸地	
市全域	5,766.8 (41.4%)	1,250.2 (9.0%)	307.1	2,692.7	1,823.9	302.1	641.1	13,933.0
北部地域	339.4 (46.2%)	78.6 (10.7%)	41.8	139.6	121.2	8.1	28.7	734.8
北西部地域	512.7 (46.8%)	102.9 (9.4%)	57.5	194.0	215.8	8.5	36.9	1,095.1
北中部地域	593.0 (42.9%)	64.0 (4.6%)	19.0	410.1	118.9	6.2	38.7	1,382.9
北東部地域	444.3 (49.5%)	27.3 (3.0%)	15.0	343.6	73.4	1.4	11.0	896.8
西部地域	472.1 (39.9%)	126.6 (10.7%)	24.4	143.8	201.7	28.8	73.4	1,182.5
中央地域	35.3 (6.5%)	31.7 (5.8%)	18.5	0.9	2.7	5.2	8.0	546.6
東中部地域	697.7 (32.6%)	82.6 (3.9%)	46.5	354.6	260.5	14.8	21.3	2,143.0
東部地域	287.9 (52.2%)	13.3 (2.4%)	4.3	123.2	151.4	0.7	8.3	551.9
南西部地域	751.0 (36.5%)	196.8 (9.5%)	30.5	177.6	376.6	41.4	124.9	2,055.3
南東部地域	759.4 (48.8%)	89.8 (5.8%)	27.1	470.5	199.1	15.6	47.1	1,556.3
南部地域	874.0 (48.8%)	436.6 (24.4%)	22.5	334.8	102.6	171.4	242.8	1,792.4

※ () 内の数値は、面積に対する割合 ※単位：ha ※各面積は図上計測であり、数値は小数点以下第 2 位で四捨五入しているため、各地域の数値の合計が市全域の数値と一致しない場合があります。

図2-3 緑被の状況図



2-2 市民意識・活動の状況

(1) 市民のみどりへの意識(市民アンケート)

①市民アンケート結果の概要

【総合計画策定に係る市民アンケート】

- ・「緑化の推進」について、市民から一定の評価を得ており、今後も継続して推進していく必要があります。

【都市計画マスタープラン策定に係る市民アンケート】

- ・公園整備について、大きな公園より、身近な公園を数多く整備することが望まれています。

【景観計画策定に係る市民アンケート】

- ・伊勢崎らしい景観として、公園・緑地の景色、眺望風景が特に多くなっています。
- ・市民活動への潜在的な参加意向が非常に高く、今後取り組みたいこととして、身近な環境美化や積極的な植栽が多くなっています。

【環境計画策定に係る市民アンケート】

- ・伊勢崎市の望ましい環境の将来像として、「人と自然との共生」、「緑豊かな環境」、「きれいな水」があげられています。
- ・市に取り組みしてほしいものとして、「河川の清掃・美化対策」「自然とのふれあいの場の整備」があげられています。

②総合計画策定に係る市民アンケート

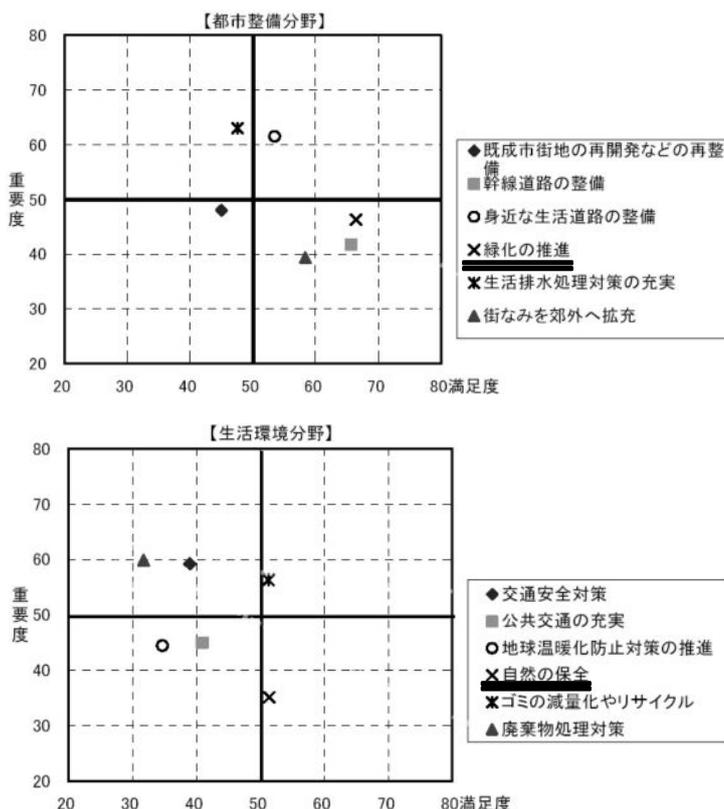
実施対象	20歳以上の市民5,000人を対象
調査期間	平成17年7月1日～7月20日
回収数	2,158(43.2%)

7) 各施策の満足度と重要度

都市整備分野の施策の中で、「緑化の推進」の満足度は高く、重要度は低くなっています。

生活環境分野の施策の中で、「自然の保全」の満足度は平均的であり、重要度は低くなっています。

図2-4 各施策の満足度と重要度



③都市計画マスタープラン策定に係る市民アンケート

実施対象	20歳以上の市民3,000人を対象
調査期間	平成18年7月20日～8月4日
回収数	1,284(42.8%)

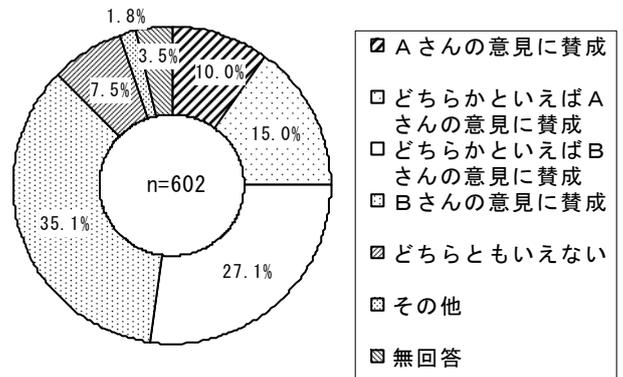
7) 公園整備について

徒歩10分以内で行けるような身近な公園を数多く整備することが望まれています。

<Aさんの意見：規模が大きな公園>
週末に1日中、家族で遊べたり、市外から遊びに来た人を案内できるような、規模が大きな公園を市内の数か所に整備する方が良い。

<Bさんの意見：日常的に利用できる身近な公園>
規模は大きくなくても、高齢者や子どもが、日常的に利用できる身近な公園を、市内中にきめ細かく整備する方が良い。

図2-5 公園整備について



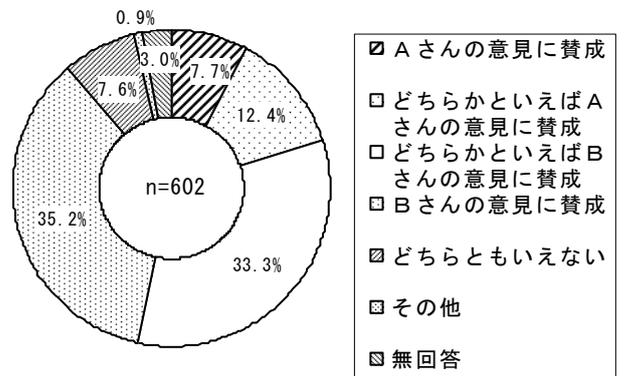
1) 都市づくりの方向性について

拡大指向の都市づくりではなく、成熟化に向けた都市づくりを重要とする回答者が、相対的に多くなっています。

<Aさんの意見：拡大指向の都市づくり>
今後も活力やにぎわいが感じられ、一層の発展していけるように、人口の受け皿となる住宅地開発や工場等の企業誘致、大規模商業店舗の立地を積極的に進める方が良い。

<Bさんの意見：成熟化に向けた都市づくり>
拡大志向の都市づくりを進めるのではなく、自然環境の保全や身近な生活環境の向上など、うるおいや心地よさの感じられる都市としての成熟化に向けた取り組みを重視した方が良い。

図2-6 都市づくりの方向性について



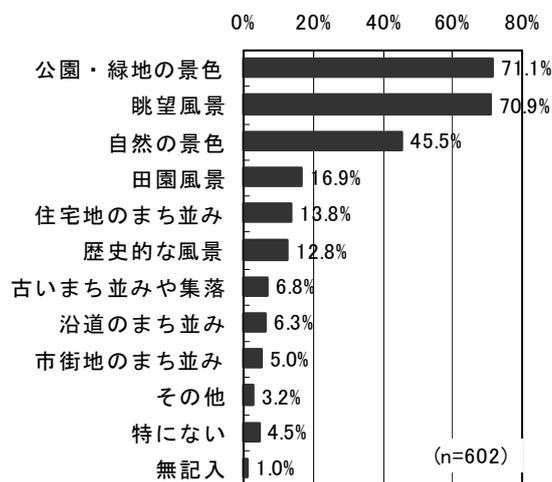
④景観計画策定に係る市民アンケート

実施対象	20歳以上の市民2,000人を対象
調査期間	平成17年8月26日～9月12日
回収数	602(30.2%)

7) 伊勢崎市らしさを感じる景観

「公園・緑地の景色」が71.1%、「眺望風景」70.9%と上位2項目がそれぞれ約70%と特に多くなっており、次いで「自然の景色」45.5%となっています。

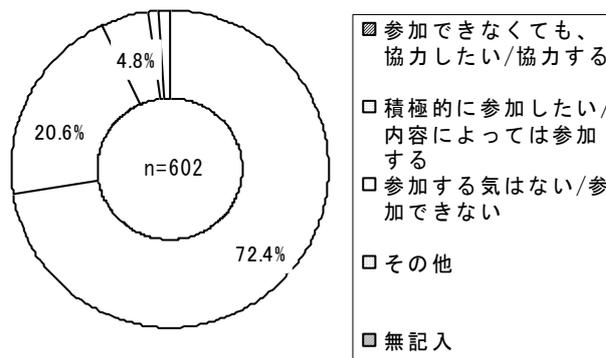
図2-7 伊勢崎市らしさを感じる景観



1) 自主的な活動への参加意向

「参加できなくても、協力したい/協力する」が72.4%と最も多く、次いで「積極的に参加したい/内容によっては参加する」が20.6%と多くなっています。

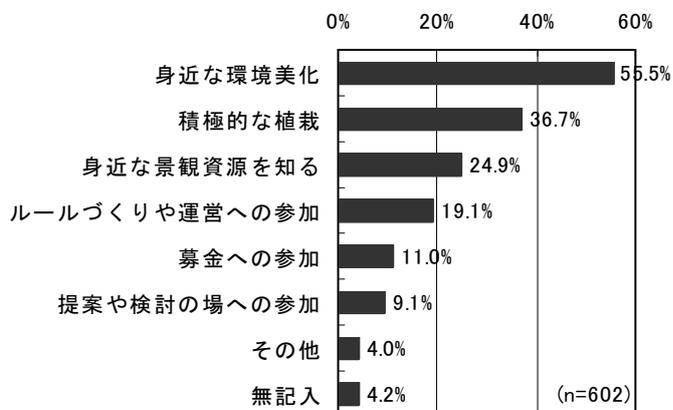
図2-8 自主的な活動への参加意向



ウ) 今後取り組みたいこと

「身近な環境美化」が最も多く55.5%、次いで「積極的な植栽」36.7%となっています。

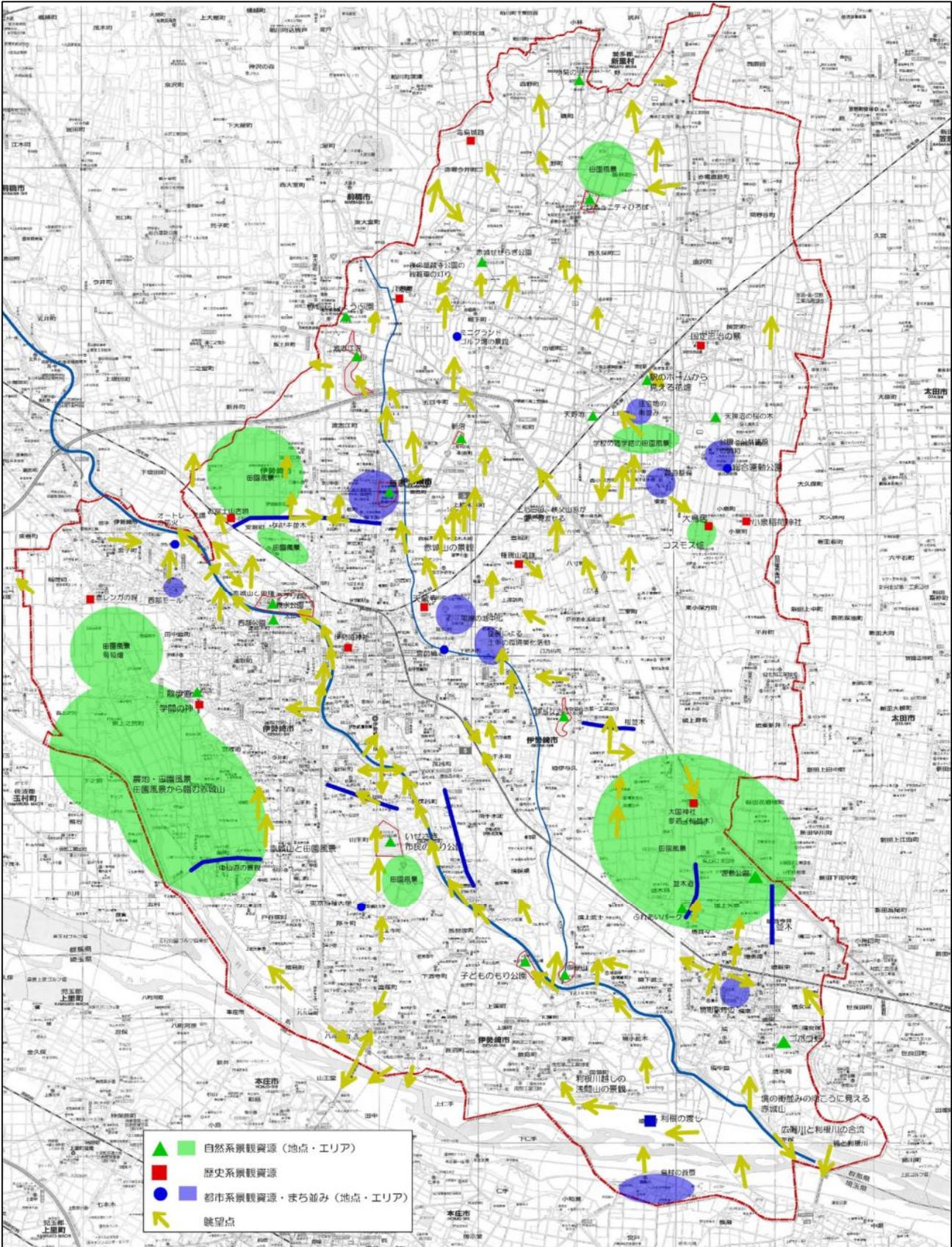
図2-9 今後取り組みたいこと



1) 好きなまちの界隈、きれいと感じる通り・まち並みや、眺め、建物・場所

赤城山等の山々を遠方に、河川沿いや田園風景を眺望する場所が多くあげられています。

図2-10 好きなまちの界隈、きれいと感じる通り・まち並みや、眺め、建物・場所



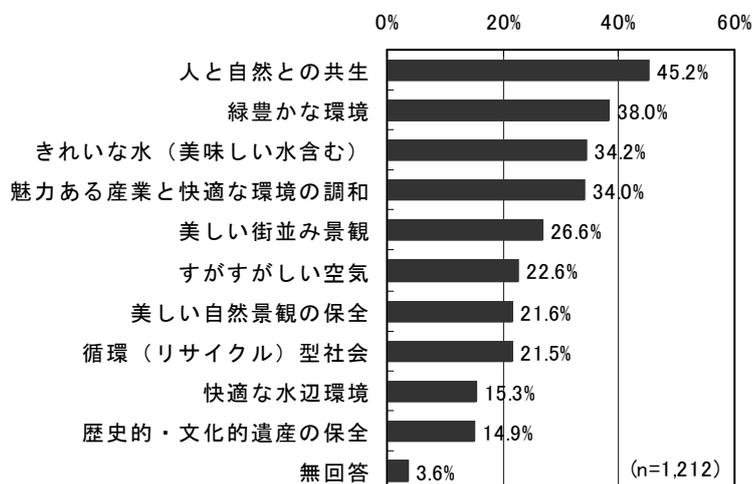
⑤環境基本計画策定に係る市民アンケート

実施対象	20歳以上の市民3,000人を対象
調査期間	平成17年8月中旬～下旬
回収数	1,212(40.4%)

7) 伊勢崎市の望ましい環境の将来像について

「人と自然との共生(45.2%)」をあげる人が最も多く、ついで「緑豊かな環境(38.0%)」、「きれいな水(34.2%)」であり、自然環境を重視した回答が多い結果となっています。

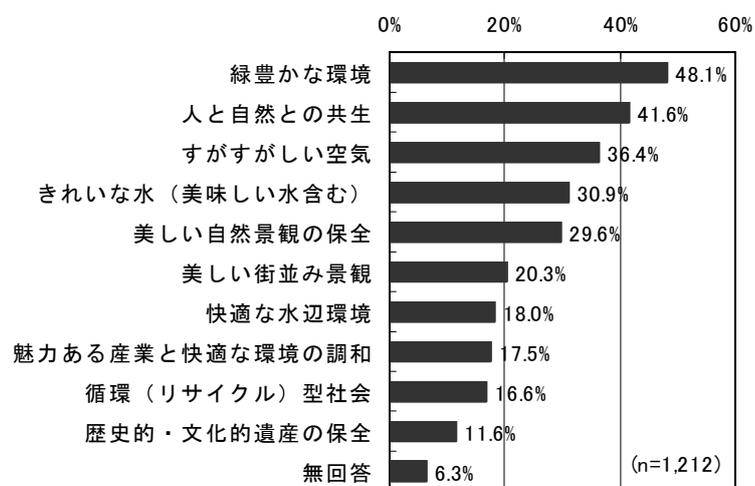
図2-11 伊勢崎市の望ましい環境の将来像について



7) 居住地区周辺の望ましい環境の将来像について

「緑豊かな環境(48.1%)」をトップに挙げる市民が多く、ついで「人と自然との共生(41.6%)」、「すがすがしい空気(36.4%)」、「きれいな水(30.9%)」となっており、自然や生活環境を重視した回答が多い結果となっています。

図2-12 居住地区周辺の望ましい環境の将来像について



7) 市に取り組んでほしいもの(複数回答で20%以上の回答)

市に対して、「河川の清掃・美化対策」「自然とのふれあいの場の整備」といった取り組みが求められています。

図2-13 市に取り組んでほしいもの

- 第1位：川や水路等の水質汚濁防止対策
- 第2位：駅や路上でのポイ捨て等ごみの散乱防止
- 第3位：河川の清掃・美化対策
- 第4位：自然とのふれあいの場の整備
- 第5位：リサイクルやクリーンエネルギーの使用等の地球環境保全への取り組み

(2) 市民のみどりへの意識(小・中学生アンケート)

①小・中学生アンケート結果の概要

【伊勢崎市のみどりについて】

- ・伊勢崎市のみどりについてイメージするものとして、小・中学生は、田んぼ・畑、公園、森や林をあげています。
- ・小・中学生の外での遊び場所として公園が最も多くなっています。一方、外で遊ばない人が多くなっており、とりわけ中学生でその傾向が強くなっています。
- ・遊び場所では、スポーツ・運動、おしゃべり、なわとび、鬼ごっこ等の屋外の遊びが行われています。
- ・みどりとの関わりとして、草木・花を育てる、緑のある広場でスポーツをする、植物を家の中や庭にかざるといった活動がみられます。

【好きなみどり、気になるみどり】

- ・各地域の公園、河川周辺、街路樹、田畑、学校が多くあげられており、満足に関する記述が多くなっていますが、一方で、不満に関する記述もみられました。
- ・駅周辺、工場周辺、市街地については、不満に関する記述が多くなっています。

【これからの伊勢崎市の「みどり」について】

- ・みどりの創出について、公園や街路樹の整備が求められています。
- ・みどりの保全について、市内に残るまとまったみどりの保全が叫ばれています。
- ・市民が気軽に緑化できるように、苗木や種を無料で配ることが求められています。
- ・緑化活動について、積極的に実施していこうと考える人が、興味がない人を大きく上回っています。
- ・小学生と中学生では、小学生の方が遊びや植物の育成などを通して、地域のみどりとの関わりが深くなっており、みどりに関する関心も高くなっています。
- ・市に取り組んでほしいものとして、「河川の清掃・美化対策」「自然とのふれあいの場の整備」があげられています。

②調査結果

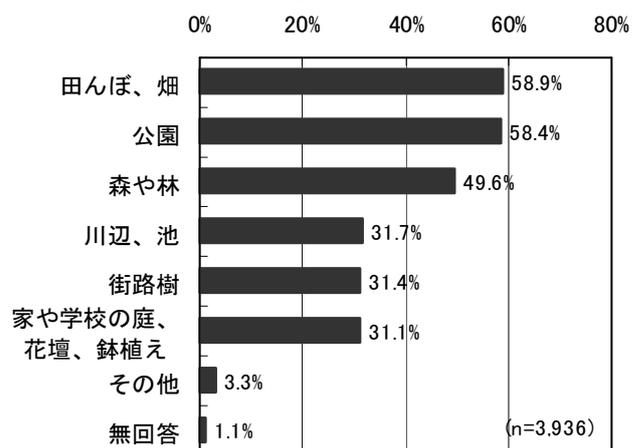
実施対象	小学5年生、中学2年生
調査期間	平成19年7月9日～7月13日
回収数	3,936 (小学5年生 : 2,114、中学2年生 : 1,822)

②-1 伊勢崎市のみどりについて

ア)みどりについてイメージするもの

- ・「田んぼ、畑(58.9%)」、「公園(58.4%)」の割合が高くなっています。
- ・続いて、「森や林(49.6%)」の割合が高くなっています。
- ・小・中学生別でみると、小学生では、「公園」が最も高くなっており、「田んぼ、畑」、「森や林」が続きます。

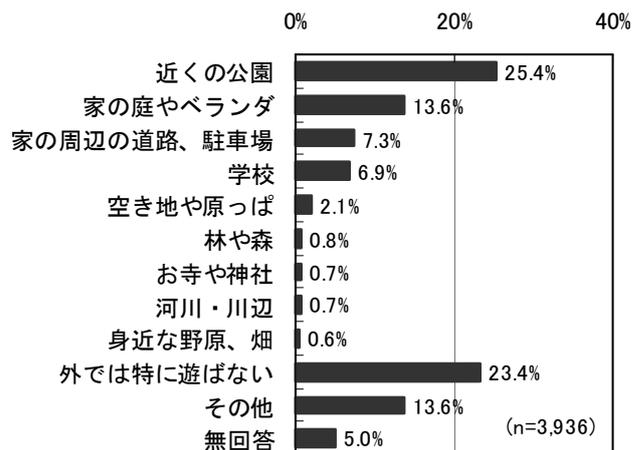
図2-14 伊勢崎市の「みどり」としてイメージするもの



4) 遊び場所

- ・遊び場所として、「公園(25.4%)」が最も多くなっています。
- ・続いて、「家の庭やベランダ(13.6%)」「家の周辺の道路、駐車場(7.3%)」「学校(6.9%)」の割合が高くなっています。
- ・「外では特に遊ばない」が23.4%を占め、割合が高くなっています。
- ・小・中学生別にみると、「外では特に遊ばない」について、小学生より中学生で高くなっています。
- ・「近くの公園」「家の庭やベランダ」について、中学生より小学生で高くなっています。

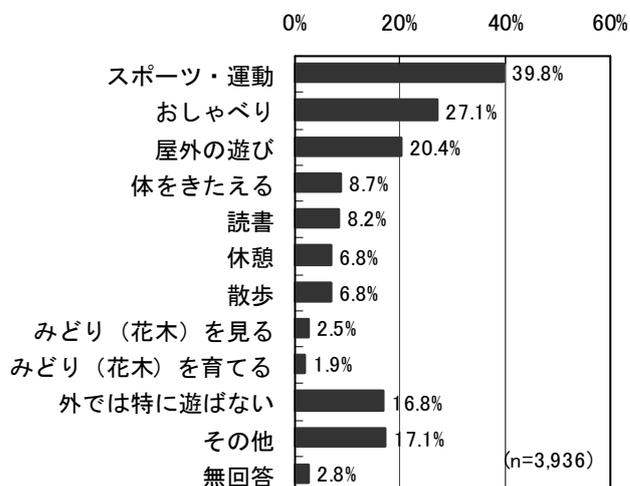
図2-15 遊び場所



4) 遊び場所で行っている行為

- ・「スポーツ・運動(39.8%)」が最も高く、続いて「おしゃべり(27.1%)」「なわとび、鬼ごっこ等の屋外の遊び(20.4%)」があげられています。
- ・小・中学生別にみると、「おしゃべり」「外では特に遊ばない」について、小学生より中学生で高くなっています。
- ・「スポーツ・運動」「なわとび、鬼ごっこ等の屋外の遊び」について、中学生より小学生で高くなっています。

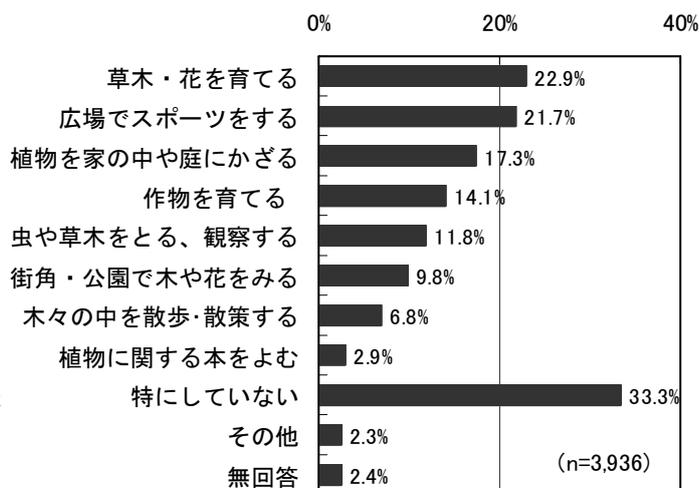
図2-16 遊び場所で行っている行為



4) みどりとのかかわり

- ・「特にしていない」が、33.3%と最も割合が高くなっています。
- ・「草木・花を育てる(22.9%)」「緑のある広場でスポーツをする(21.7%)」「植物を家の中や庭にかざる(17.3%)」の割合が高くなっています。
- ・「特にしていない」について、中学2年生の割合が、小学5年生と比べて高くなっています。
- ・「草木・花を育てる」「虫や草木をとる、観察する」について、小学5年生(28.2%、17.5%)の割合が、中学2年生(16.7%、5.2%)と比べて高くなっています。

図2-17 みどりとのかかわり



②-2 地域の好きなみどり、気になるみどり

- ・地域の好きなみどり、気になるみどりについて、場所と理由を地図に記入いただきました。
- ・好きなみどり、気になるみどりとして、各地域の公園、河川周辺、街路樹、田畑、学校が多くあげられました。これらの各場所について、満足に関する記述が多くなっていますが、一方で、不満に関する記述もみられました。
- ・駅周辺、工場周辺、市街地については、不満に関する記述が多くなっています。

表 2-4 地域の好きなみどり、気になるみどり

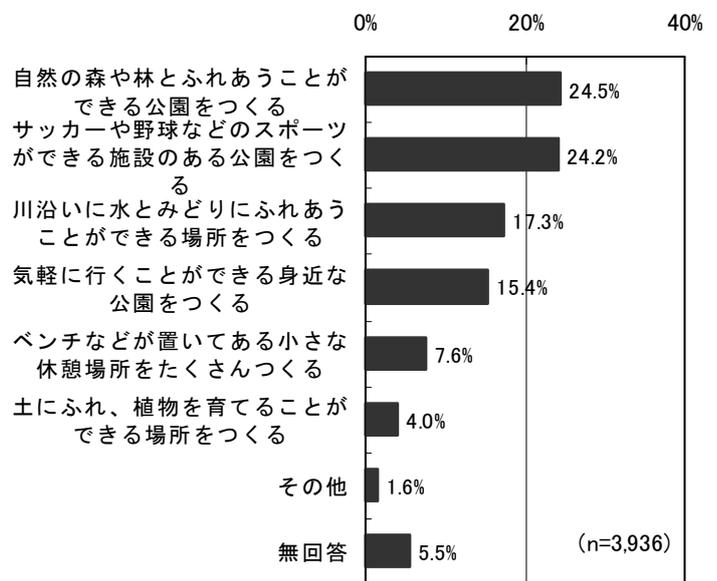
場所	多かった満足点	多かった不満点
公園	みどりの質、量に満足	みどりの質、量に不満 遊具が少ない 維持管理が不十分
河川周辺	みどりの質、量に満足	維持管理が不十分
街路樹	みどりの質、量に満足	(特になし)
田畑	みどりが多い	樹木が少ない
学校	みどりの質、量に満足	みどりの質、量に不満
駅周辺	(特になし)	みどりが少ない 街路樹が欲しい
工場周辺	(特になし)	みどりが少ない
市街地	(特になし)	みどりが少ない

②-3 これからの伊勢崎市の「みどり」について

7) みどりの創出

- ・「自然の森や林とふれあうことができる公園をつくる(24.5%)」、「サッカーや野球などのスポーツができる施設のある公園をつくる(24.2%)」の割合が高くなっています。
- ・続いて、「川沿いに水とみどりにふれあうことができる場所をつくる(17.3%)」、「気軽にいくことができる身近な公園をつくる(15.4%)」の割合が高くなっています。

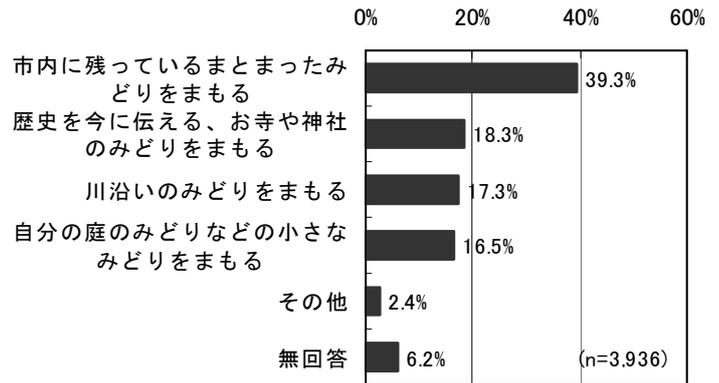
図 2-18 みどりの創出



イ)みどりの保全

- 「市内に残っているまとまったみどり(林、田んぼ、畑など)をまもる」が、39.3%と割合が最も高くなっています。

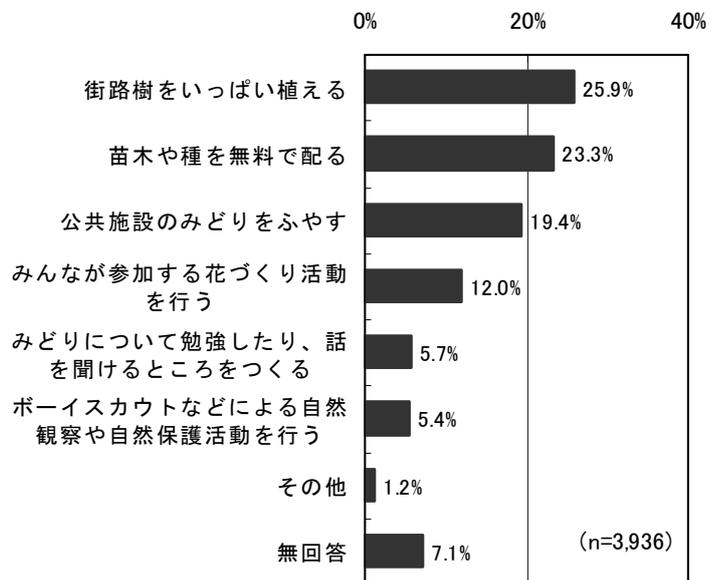
図2-19 みどりの保全



ロ)みどりの保全と創出

- 「街路樹をいっぱい植えて、みどりをふやす(25.9%)」、「苗木や種を無料で配り、みどりを育てる(23.3%)」、「学校、駅広場、公民館などの公共施設のみどりをふやす(19.4%)」の割合が高くなっています。
- 「街路樹をいっぱい植えて、みどりをふやす」について、小学生より中学生で高くなっています。
- 「みどりについて勉強したり、話を聞けるところをつくる」について、中学生より小学生で高くなっています。

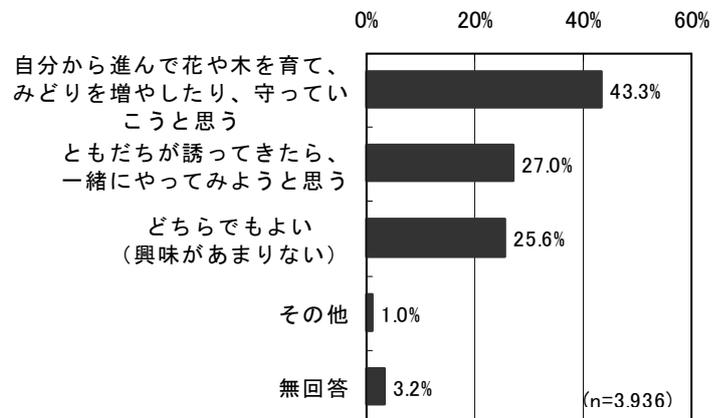
図2-20 みどりの保全と創出



ハ)みどりの保全と創出活動への意向

- 「自分から進んで花や木を育て、みどりを増やしたり、守っていこうと思う」が、43.3%と最も割合が高くなっています。
- 「どちらでもよい(興味があまりない)」について、小学生より中学生で高くなっています。

図2-21 みどりの保全と創出活動への意向



(3) 関係団体ヒアリング

- ・伊勢崎市には、自然環境(里山、水辺など)保全、花の育成・緑化、公園の維持管理、環境教育といった様々な領域のみどりに関連する市民活動が行われています。
- ・地域活動の今後の展開として、新たな領域や他地域への取り組みの他、他団体との連携といったことが考えられています。また、既に他団体との連携を図っている地域団体もあります。
- ・地域活動が直面する課題として、コストや人材不足があげられています。行政や民間の補助、他団体との連携、人材の発掘・育成など様々な方策について知恵を絞って検討していく必要があります。

表2-5 関係団体ヒアリング概要

ヒアリング先	分類	主な活動地域	概要
赤堀自然 里山クラブ	里山保全	旧赤堀町 (西野町 峯岸山)	赤堀地区に残された最後の里山約 5,000 坪を地主の協力を得て、草刈等の整備を定期的に行っている。また秋季に、里山コンサートを実施している。 【発足】平成 14 年 【所属人数】13 人程度
あずま花の 里推進協議会	花の育成・緑 化	旧東村	年 2 回、国定駅前地区の花の植栽及び寄せ植え教室等の研修会の実施を行っている。来年から行われる緑化フェアの協力体制を整えており、緑化フェアに相応しい会場づくりを目指して、花壇づくりを計画している。 【発足】平成 15 年 【所属人数】68 人
御嶽山ホテル と川辺の会	自然環境保 全／環境教 育／公園の 維持管理	旧境町 (境御嶽山 自然の森 公園)	境御嶽山自然の森公園内に水路にて、ホテルの幼虫放流イベントや、夏期には「ホテルまつり」を開催している。将来ホテルやメダカが自然発生できるように環境保全に努め、また生き物の大切さを子供達に伝えるなど健全育成に努めている。 【発足】平成 10 年 【所属人数】23 人
八寸の会	公園の維持 管理／里山 保全	旧伊勢崎 市北部	既存の地域のボランティア団体が集まって発足。様々な地域のボランティア活動を行っているほか、古墳であるはちす権現山に地域中学校と協働し、ユリ植えを行っている。 【発足】平成 10 年頃 【所属人数】200 人
粕川フラワー ロードの会	水環境の保 全／花の育 成	旧伊勢崎 市北西部 (粕川流域)	粕川流域への花植えなど環境美化に取り組んでいる。行政、企業、地域と幅広くパートナーシップをくみ、駅前の花壇づくり、公共施設の花壇デザインと植栽指導、環境講習会の開催、他団体との事業協力など、多岐に渡る活動を行っている。 【発足】平成 2 年 【所属人数】60 人程度
殖蓮地区自然 環境を守る会	環境教育(子 ども)／ 水環境の保 全	旧伊勢崎 市中部 (殖蓮)	自然環境の保護、環境学習・教育を目的とし、サケの孵化飼育放流、粕川の清掃、水質検査などの活動を行っている。 【発足】平成 2 年 【所属人数】26 人

※みどりに関連する市民活動団体を 6 団体抽出し、平成 19 年 8 月～9 月にヒアリングを行った。

※上記以外にも、多数のみどりに関連する団体が活動を行っている。

○ 境御嶽山自然の森公園



○ 平塚公園



○ 赤堀花しょうぶ園



○ 西部公園



○ はちす権現山公園



2-3 みどりの特性

(1) みどりの特性について

本市のみどりについて、環境保全、レクリエーション、防災、景観の4つの視点から分析します。みどりを機能ごとに位置づけることにより、保全や推進等の方向付けを示すものです。

①環境保全系統のみどり

本市を代表するみどり豊かな自然そして身近な自然環境など、生活環境の向上、動植物などの生息空間、都市環境を保全するために必要とされるみどり

- ア)都市の骨格を形成するみどり
- イ)歴史を伝えるみどり
- ウ)田園性と市街地のオープンスペース*に貢献する農地
- エ)自然との共生のためのみどり
- オ)都市の環境負荷を軽減するみどり

②レクリエーション系統のみどり

日常的なレクリエーション及び広域的なレクリエーション活動に対応するみどりなど、レクリエーション需要に対応して積極的に活用されるみどり

- ア)くらしに身近なレクリエーションと空間
- イ)自然とのふれあいのみどり
- ウ)多様化するレクリエーションニーズのみどり
- エ)ネットワークとしてのみどり

③防災系統のみどり

災害の防止、被害の緩和に寄与するみどりやオープンスペース、災害時における避難場所・避難路など、都市の安全性を守り高めるみどり

- ア)自然災害から守るみどり
- イ)災害から市民を守るみどり
- ウ)避難場所としてのみどり

④景観系統のみどり

本市のシンボルとしてみどりの景観の優れている場所、その他景観の創出が求められる空間など、都市の風景を構成する要素としてのみどり

- ア)本市を代表する郷土景観のみどり
- イ)ランドマークを形成するみどり
- ウ)市街地の良好な景観を形成するみどり

①環境保全系統のみどり

7)都市の骨格を形成するみどり

市を特徴づける河川	<ul style="list-style-type: none"> 本市域には、利根川、広瀬川、粕川、早川等の河川が流れており、市内の風の道となっています。また、河川沿いには、多くの公園が整備されており、河川沿いのみどりと共に、都市の骨格となるみどりを形成しています。
まとまりのある緑地	<ul style="list-style-type: none"> いせさき市民のもり公園、華蔵寺公園、境ふれあいパーク、子供のもり公園伊勢崎等は、まとまりのあるみどりであり、市内の象徴的なみどりの空間となっています。これらは市街地の後背地にあり、市民にやすらぎをもたらす良好な市街地環境を形成する要因となっています。
特別緑地保全地区*	<ul style="list-style-type: none"> お富士山古墳は特別緑地保全地区に指定されており、市内の貴重な樹林地となっています。

1)歴史を伝えるみどり

利根川、島村の渡し	<ul style="list-style-type: none"> 島村の渡しは、江戸中期より 200 年の歴史があり、現在でも、利根川を渡る県道の役割を果たしています。
歴史を今に伝える公園、社寺林	<ul style="list-style-type: none"> 鶴巻古墳史跡公園、赤堀五目牛史跡公園、権現山遺跡のあるはちす権現山公園などでは、歴史にふれ、学習できる場となっています。 社寺林等を保存樹木・樹林として指定するなど、保全・活用する取り組みが行われており、市民が歴史を認識する場となっています。

4)田園性と市街地のオープンスペースに貢献する農地

まとまりある農地	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域*以外の市域には水田・畑が広がっており、食糧生産の場であるとともに、優れた自然環境を保持し、豊かな生態系の維持、存続する場ともなっています。
市内に点在する市民農園*	<ul style="list-style-type: none"> 市内に点在する市民農園は、市街地における良好なオープンスペース*に貢献しています。

1)自然との共生のためのみどり

境御嶽山自然の森公園	<ul style="list-style-type: none"> 雑木林をいかした風致公園であり、野鳥、昆虫等の生息する空間となっています。かぶと虫やホタルなどの育成、花植え、関連するイベントの開催など自然環境保全活動が活発化しており、自然との共生に関する意識が向上する場（エコロジカルネットワークの拠点）となっています。
はちす権現山公園	<ul style="list-style-type: none"> 現存する里山をいかした都市緑地であり、野鳥、昆虫等の生息する空間となっています。地元の中学生による花植え、関連するイベントの開催など自然との共生に関する意識が向上する場となっています。
河川沿いのみどり	<ul style="list-style-type: none"> 河川沿いのみどりは、河川沿いの生物の生息の場として大きな役割をはたしています。
社寺林や平地林	<ul style="list-style-type: none"> 社寺林や平地林など、市内に点在するみどりは、野鳥をはじめとする生物の生息地となっており、市内に残された貴重な空間となっています。

4)都市の環境負荷を軽減するみどり

ヒートアイランド現象*を緩和するみどり	<ul style="list-style-type: none"> 市街地を通る粕川、広瀬川などの河川、点在する農地、住宅地の庭木などのみどりが、市街地のヒートアイランド現象を緩和しています。
防音、防塵効果があるみどり	<ul style="list-style-type: none"> みどりの効能として、幹線道路や鉄道・工業地に対する防音、防塵等があります。本市においては、北関東自動車道に、緩衝緑地としてみどりが連続している他、北部環状線、南部幹線ではケヤキ並木が続いています。

図 2-22 環境保全系統のみどり



(2) レクリエーション系統のみどり

①くらしに身近なレクリエーションと空間

市民の憩いの場としての身近な公園	<ul style="list-style-type: none"> ・身近なレクリエーションの場として街区公園（132箇所、33.32ha）、近隣公園（25箇所、43.47ha）、地区公園（8箇所、44.91ha）などが整備されています。 ・子供のもり公園伊勢崎、境ふれあいパーク、ラブリバー親水公園うぬき、境伊与久沼公園、国定公園などの地区公園、近隣公園については、大規模な遊具やスポーツ広場が整備されており、子どもから大人まで親しむ場となっています。街区公園は、132箇所整備されており、もっとも身近な憩いの場となっています。 ・利根川敷の緑地は、運動場やちびっこ広場等を備えており、市民のレクリエーションの場となっています。
レクリエーションの拠点となる総合運動公園	<ul style="list-style-type: none"> ・市中央部に位置する華蔵寺公園(約26.6ha)は、野球場、テニスコート、遊園地等が整備されており、市のレクリエーションの拠点となっています。
都市公園*以外のレクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づき、児童遊園(21箇所、2.66ha)が整備されています。また、一般開放している学校緑地もあり、都市公園を補完するレクリエーション活動の場となっています。

②自然とのふれあいのみどり

親水空間の整備されている公園	<ul style="list-style-type: none"> ・いせさき市民のもり公園やラブリバー親水公園うぬきなどでは、親水空間が整備されており、市民が身近に生物や水を感じられる環境となっています。
自然に親しむことのできる都市公園以外のみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園*が8箇所整備されており、農業体験を通じて自然の恩恵を感じることのできる空間となっています。

③多様化するレクリエーションニーズのみどり

様々な市民需要に対応するみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察やスポーツ、歴史探訪など、市民のニーズは多様化しています。市内には様々な特性を持った公園があり、遊園地やスポーツ施設が併設されている公園、豊富な自然環境を活かした公園、広大な芝生広場を持つ公園など多彩なレクリエーションを親しめる環境となっています。また、季節を彩る花木が植えられている公園等には、多くの市民や来訪者が訪れています。
-----------------	--

④ネットワークとしてのみどり

サイクリングロード	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川、広瀬川、粕川、運河沿いにサイクリングロードが整備され、市内の南北を結び、水とみどりのネットワークの軸を形成しています。
-----------	--

図2-23 レクリエーション系統のみどり



(3) 防災系統のみどり

①自然災害の危険から守るみどり

災害防止につながる平地林	・早川沿いにある保安林*などの平地林は、農作物を風害から守るみどりとして重要な役割を果たしています。
雨水貯留を有するまとまりある農地	・市街化区域*以外の市域に広がるまとまりある農地は、水害時の雨水等の貯留機能を有しており、市の水害対策の面からも貴重なみどりとなっています。

②火災から市民を守るみどり

街路樹が整備されている道路	・幹線道路を中心に、連続して街路樹が整備されている区間があり、火災時の延焼防止機能として役立っています。また、火災時の緊急避難路としての役割も果たしています。
市街地の生垣等のみどり	・市街地の生垣等のみどりは、火災の延焼防止の役割を果たしています。
貴重なオープンスペースとなっている河川	・市内を流れる広瀬川、粕川、早川等は火災時の延焼防止等の機能を有しており、貴重な空間となっています。

③避難場所としてのみどり

避難場所となっているみどり	・総合公園、地区公園、近隣公園などの都市公園*や、小中学校、高校、大学などの学校教育施設は、「伊勢崎市地域防災計画」で避難場所として位置づけられています。これらのみどりは、災害時の避難場所として貴重な空間となっています。
市街地に点在する農地等	・市街地に点在する農地やまとまりある平地林等は、延焼防止機能を有するとともに、災害時の一時的な避難場所としての機能を持っています。

図 2-24 防災系統のみどり



(4) 景観系統のみどり

①本市を代表する郷土景観のみどり

水辺景観	・利根川、広瀬川、粕川は連続した景観として市民に親しまれています。
広がりある農地景観	・本市の多くの面積を占める農地は、遠方の山並みとともに眺望景観として市民に親しまれています。

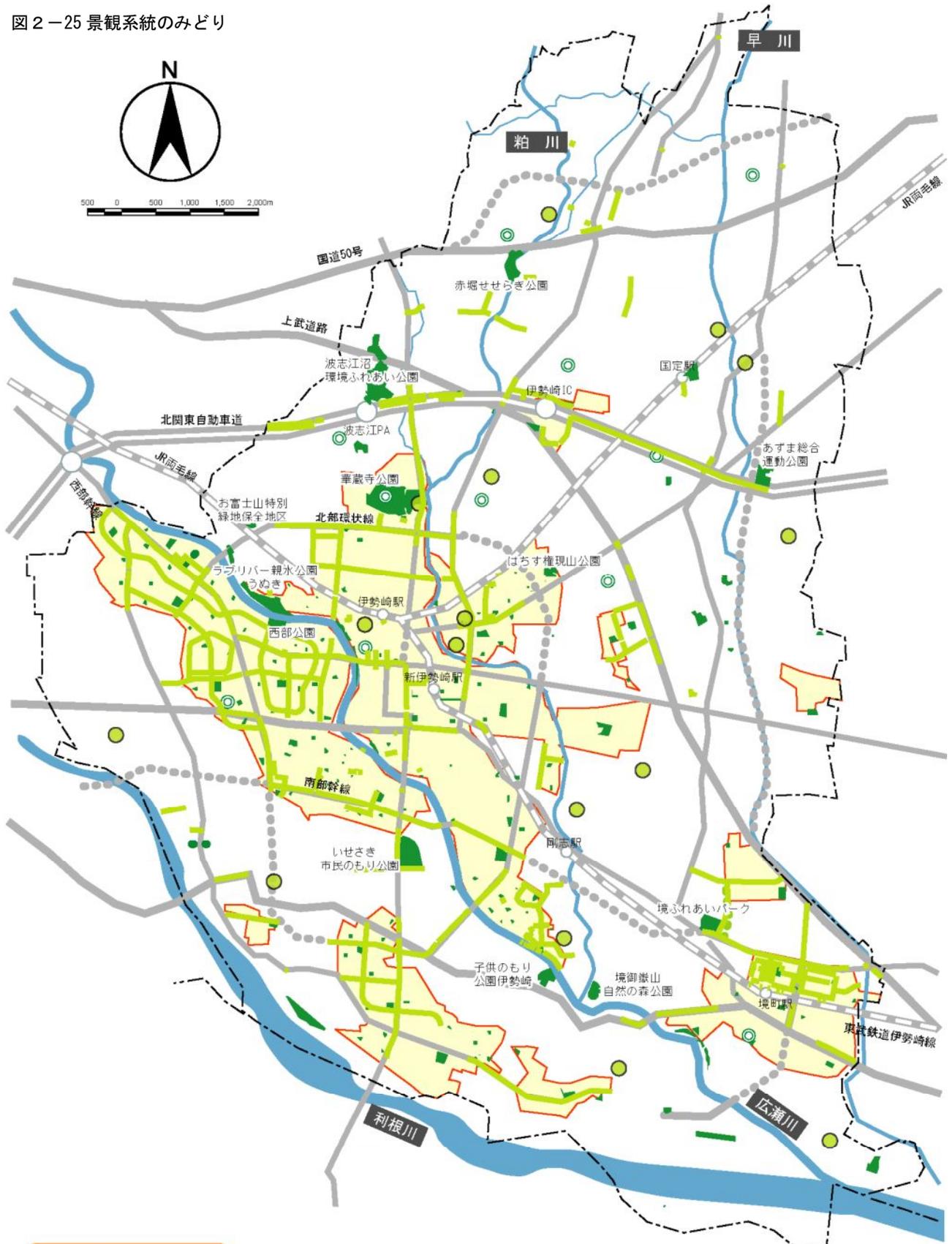
②ランドマークを形成するみどり

特徴ある公園	・華蔵寺公園、子供のもり公園伊勢崎、境御嶽山自然の森公園、いせさき市民のもり公園などの市を代表する都市公園*は、眺望景観としても市民に親しまれています。
社寺林	・宝珠寺、華蔵寺、上樹神社、赤城神社、養寿寺、西福寺、小泉稲荷神社、同聚院、下植木赤城神社、天増寺、雷電神社、倭文神社、飯玉神社、勝山神社、龍昌院、浅間神社、平塚赤城神社の社寺林は、貴重なみどりの空間となっています。
保存樹木・樹林など	・赤堀鹿島町の樹林帯、市場町2丁目の樹林帯、連取のマツ、華蔵寺のキンモクセイ、華蔵寺公園水生植物園の花しょうぶ、小菊の里、旧境高校のトウカエデ、あずま水生植物園のアヤメ、赤堀花しょうぶ園のハナショウブ、天幕城址あかぼりの蓮園のハス、小泉稲荷神社・大鳥居周辺のコスモス群生、同聚院の大カヤ、波志江の大シイ、上植木のサカキ、赤堀今井の信濃柿、塩島稲荷の大サザンカ、西福寺の大カヤなどの保存樹木・樹林などは、地域のシンボリックかつ貴重なみどりとなっています。

③市街地の良好な景観を形成するみどり

街路樹	・幹線道路などを中心に街路樹が整備されており、市民がもっとも身近にみどりを感じる場となっています。
-----	---

図2-25 景観系統のみどり



凡 例

--- 市域	— 主な道路	● 主な社寺林(神社・仏閣)
■ 市街化区域	⋯ 主な道路(整備予定)	◎ 保存樹木・樹林
≡ 鉄道	■ 都市公園	— 街路樹

2-4 みどりの課題

(1) みどりの現況の整理

【施設緑地の現況】

○都市公園などの公園

- ・183箇所^{*}の都市公園が整備されている。(総合公園3箇所、地区公園8箇所、近隣公園25箇所、街区公園132箇所など)
- ・近年、波志江沼環境ふれあい公園(一部開園)、国定公園、茂呂中央公園などの公園が整備され、公園面積が増加している。
- ・維持・管理が不足している公園が見られる。
- ・公園は、子どもを始め市民の憩いの場となっており、公園のみどりに魅力を感じている人が多い。(小中学生アンケート、既存市民アンケート)
- ・大きな公園より多くの身近な公園の整備が望まれている。(既存市民アンケート)
- ・緑化の一つの方策として、公園の整備が求められている。(小中学生アンケート)

→ 豊かな公園環境の維持・整備が必要

○その他の施設緑地

- ・学校のみどりに魅力を感じている人が多い。(小中学生アンケート)
- ・神社・仏閣は、地域の貴重なまとまりのあるみどりとなっている。
- ・既存のまとまったみどりの保全が求められている。(小中学生アンケート)

→ 地域のみどりの保全・育成が必要

- ・市民農園^{*}が、8箇所整備されているが、需要が一層高まっている。

→ 良好な農地の保全・活用が必要

【地域制緑地の現況】

○河川

- ・南部には利根川が流れ、その支流である広瀬川、粕川、早川などの河川や沼池があり、豊富な水環境を有する。
- ・河川沿いは、遊歩道やサイクリングロード、公園などが整備され、市民の憩いの場となっている。
- ・地域や季節によって、維持・管理が不足している場所が見られる。
- ・河川のみどりに魅力を感じている人が多い。(小中学生アンケート)

→ 河川環境の維持・整備が必要

○農地

- ・農用地区域^{*}は約4,472haで、市面積の32.1%を占め、本市の緑地の75.5%を占める。
- ・耕作放棄地が増えており、周辺環境への影響が懸念されている。
- ・農地のみどりに魅力を感じている人が多い。(小中学生アンケート)
- ・小泉稻荷周辺の生産調整を実施している農地にはコスモスが広がり、緑地として有効活用がなされている。

→ 良好な農地の保全・活用が必要

【緑被率】

・市全域の緑被率は41.4%となっており、大部分を田畑が占める。

→ 良好な農地の保全・活用が必要

・東部地域、北東部地域、南部地域で高く、中央地域で特に低い。

→ 豊かな公園環境の維持・整備が必要

→ 地域のみどりの保全・育成が必要

【市民活動の現況・ニーズ】

○緑化活動のニーズ

・市民の緑化活動に対する潜在的な意識は高い。(小中学生アンケート、既存市民アンケート)

○市民活動の現況、課題

・自然環境保全、花の育成・緑化、公園の維持管理、環境教育*といった様々な領域の市民活動が行われている。

・今後の展開として、新たな領域や他地域への取り組み、また他団体との連携といったことが考えられている。

・地域活動が直面する課題として、コストや人材不足があげられている。

→ 市民主体のみどりづくりへの取り組み推進が必要

(2) みどりの課題

● 豊かな公園環境の維持・整備

本市には歴史公園・風致公園をはじめ、多くの都市公園*が整備され、市民の憩いの場となっています。中央地域などの市街地では建物が密集し、みどりが不足している状況にあり、公園の配置が求められています。

また、都市公園の中には開園後長期間を経過し老朽化したものや、市民ニーズに適応していないものも見られるため、都市公園のリニューアル*が求められます。

- 都市公園の適正な配置の検討
- 公園の維持・管理の方策の検討
- 公園のリニューアル・整備

● 水とみどりのネットワークの機軸となる河川環境の維持・整備

本市には利根川、広瀬川、粕川、早川等の河川が通っており、市民にとってジョギング、サイクリング、散策等を行う憩いの場となっています。また河川沿いのスポーツ広場や公園が市民のレクリエーション活動の場として機能しているとともに生態系が生育される場としても機能しています。今後は、より市民に親しまれる河川としての維持・整備が求められます。

- 利根川、広瀬川、粕川、早川等の河川空間の維持・整備
- 親水空間の整備

● 地域のみどりの保全・育成

樹林地や丘陵地が少ない本市において、学校などの公共公益施設、寺社仏閣にあるみどり、樹林地は貴重なみどりの要素となっています。今後は公共公益施設の緑化の充実、寺社仏閣のみどりの保全を行っていく必要があります。

- 公共公益施設の緑化の充実の検討
- 寺社仏閣のみどりの保全の検討

● 良好な農地の保全・活用

本市の多くの面積を占める農地は、面的な広がりがあるみどりとして、環境保全、防災、景観の面において重要な役割を果たしています。耕作放棄地が増加している中で、今後は市民農園*の整備など耕作放棄地の活用方を検討していく必要があります。

- 農地の保全策、耕作放棄地の活用方策の検討

● 市民主体のみどりづくりへの取り組み推進

市民の中には任意団体やNPO*として市内の緑化、樹林地保全や公園管理に取り組んでいる団体もあります。今後のみどりづくりはみどりの基本計画に基づき、市民が主体となって市民・事業者・行政の協働による事業として取り組む仕組みが求められます。

- みどりのまちづくり団体に対する活動支援
- 市民・事業者・行政の協働によるみどりづくりシステムの検討

第3章 計画の基本方針

3-1 基本理念

「豊かな水とみどりが ふれあいと歓びを 育むまち 伊勢崎」

特徴

- ・公園、農地、河川を中心とした様々な水やみどりの環境を有している。
- ・史跡、神社・仏閣の樹林地、里山など規模は小さいものの特徴的なみどりがある。

課題

- ・市街化の進行等によりみどりの量が減少している。
- ・みどりの維持・管理の不足、公園の老朽化、農地における耕作放棄地の増加などみどりの質が低下している場所がある。

市民動向

- ・様々な団体が、緑化や緑地の保全に取り組んでいる。
- ・市民のみどりに関する関心が高い。

3-2 基本的方向

本市のみどりの特徴や課題から、4つの基本的方向を設定し、計画全体に反映します。

基本的方向① 水とみどりのネットワーク形成に配慮したみどりの保全・創出

- ・生態系の保全や、市民が連続的にみどりにふれあえるように、公園などの緑地を、河川、街路樹、地域の緑地でつなげる、水とみどりのネットワーク形成を推進します。

基本的方向② 美しい景観保全に配慮したみどりの保全

- ・上毛三山を背景にした、市域全体に広がる田園景観、大小の河川が織りなす水辺景観、市北部の里山景観は、本市のかけがえのない財産になっており、これらの保全に配慮したみどりの保全を推進します。

基本的方向③ 人の往来が多い場所のみどりの保全・創出

- ・街なか、幹線道路沿い、駅や高速道路インターチェンジなど、人の往来が多い場所でのみどりの保全・創出を図ります。

基本的方向④ 協働のみどりづくり

- ・様々なみどりの保全・創出には、市民、企業等の協働が不可欠です。
- ・本市では既に様々な市民活動が盛んに行われており、これらをさらに発展させ、協働のみどりづくりを推進します。

3-3 基本方針

基本理念を実現するために、3つの基本方針に沿った施策を展開します。

基本方針① 豊かな水とみどりの環境を整えます、増やします。

- ・都市公園*等の新規整備や、既存公園のリニューアル*を行い、公園機能の充実を図ります。
- ・河川沿いに、親水空間やサイクリングロードの整備を行い、河川空間の充実を図ります。
- ・公園、河川等について、市民と協働した持続可能な維持・管理を推進します。
- ・学校など公共施設、駅や高速道路インターチェンジなど、人が集まる場所の緑化を推進します。

基本方針② 次世代に伝えるべきみどりを守ります。

- ・市域面積の多くを占める農地について、その生産機能と美しい農地景観の保全に努めます。
- ・地域の貴重なみどりである寺社仏閣のみどり、里山の保全に努めます。
- ・地域で愛されている樹木・樹林等のみどりの保全に努めます。
- ・市北部に残る貴重な斜面林の保全に努めます。

基本方針③ みんなで協働してみどりを育みます。

- ・市民・事業者・行政などの協働を推進する協議の場づくりや意識啓発に努めます。
- ・市民や市民活動団体などが行うみどりづくりに対し、支援を行います。
- ・市民や企業などと協働し、民有地の緑化を推進します。



3-4 みどりの目標

(1) 計画のフレーム

- ・計画区域は、本市全域の13,933haとします。
- ・本計画と同時期に策定される都市計画マスタープラン*と整合を図り、目標年度を平成39年（中間年度を平成29年）までとします。
- ・平成39年度の将来人口を216,000人とします。

表3-1 計画のフレーム

	現況（平成19年）		目標年度（平成39年）	
	市街化区域	市全域	市街化区域	市全域
人口※1	112,352人	209,299人	115,949人	216,000人
面積※2	3,204ha	13,933ha	3,204ha	13,933ha

※1 現況人口は伊勢崎市人口世帯表(平成19年4月)より、将来人口は都市計画マスタープラン(平成20年8月策定)より引用しています。市街化区域*の将来人口(115,949人)は、現況人口の比率より算出しています。

※2 都市計画の見直しにより、新たに市街化区域に指定される地区が検討されていますが、今回の検討は、現行区域の面積で行っています。

(2) 目標の設定項目

- ・下記目標の設定により、量的なみどりの確保と、みどりの質を支える協働のみどりづくりの推進に努めます。

図3-1 目標の設定項目



※1：「緑地」と定義された「個々の土地」の合計面積。本市における、平面的なみどりの量の割合を示します。ただし、一部の民有地のみどり等が含まれていない可能性があります。

※2：緑で被われた「個々の土地」の合計面積。緑地率と同じく、本市における、平面的なみどりの量の割合を示します。ただし、規模の小さなみどりが含まれていません。

(3) 緑地の目標水準

(目標年度<平成 39 年>において) 市全域の緑地率を 41%以上確保する

公園の整備、公共施設等の緑化、農地や河川の保全といった緑地の保全・創出を図り、市全域の緑地率を 41%以上確保します。

表 3-2 現況と目標年における緑地率

			現況(平成 19 年)		目標年度(平成 39 年)	
			市街化区域	市全域	市街化区域	市全域
緑地率			5.1%	42.5%	5.5%	41.4%
緑地合計			163.5	5925.0	174.9	5761.8
施設 緑地	都市公園	身近な公園(街区・近隣・地区公園)	64.5	121.7	72.9	137.6
		大きな公園(総合公園)	26.6	44.7	26.9	61.4
		その他(特殊公園、都市緑地、緑道)	4.1	9.9	4.1	9.9
	小計		95.3	176.3	103.9	208.9
	公共施設 緑地	※1	47.3	155.4	50.1	159.5
	民間施設 緑地	※2	21.0	33.1	21.0	33.1
	計		163.5	364.7	174.9	401.5
地域 制緑 地	法に よるもの	特別緑地保全地区	0.0	0.4	0.0	0.4
		河川区域	0.0	1086.3	0.0	1086.3
		保安林区域	0.0	12.8	0.0	12.8
		農用地区域	0.0	4472.5	0.0	4272.5
		地域森林計画対象 民有林	0.0	24.9	0.0	24.9
	地域制緑地間の重複		0.0	36.6	0.0	36.6
計		0.0	5560.3	0.0	5360.3	

※1 都市公園以外の公園、斎場、スポーツ施設、学校グラウンド、古墳史跡地、市民農園など

※2 私立学校のグラウンド、寺社仏閣、工場の植栽地など

(4) 緑被率の目標水準

(目標年度<平成 39 年>において) 市全域の緑被率を 39%以上確保する

都市開発、農地の減少等により、みどりの量が減っていくと予想されるなか、みどりの回復や創出を図り、39%以上の緑被率を維持します。

表 3-3 現況と目標年における緑被率

	現況(平成 19 年)	目標年度(平成 39 年)
緑被率	41.4%	39.4%

(5) 公園の目標水準

(目標年度<平成 39 年>において) 公園の市民 1 人あたりの面積を 10 m²以上確保する

区画整理地内での公園整備、一部開園している波志江沼環境ふれあい公園(総合公園)の整備等により、市民一人あたりの公園(都市公園*、その他の公園、児童遊園を含む)面積の向上に努めます。

表 3-4 現況と目標年における公園面積

	現況(平成 19 年)		目標年度(平成 39 年)	
	市街化区域	市全域	市街化区域	市全域
市民一人当たりの公園面積(m ² /人)	8.59 m ² /人	8.96 m ² /人	9.07 m ² /人	10.19 m ² /人
公園面積(ha)	96.51ha	187.43ha	105.16 ha	220.03 ha

(6) 協働のみどりづくりの目標水準

協働のみどりづくりの目標については、中間年度(平成 29 年)を目標年度に設定します。中間年度に、目標の達成度を調べ、評価を行うとともに、本計画の目標年度である平成 39 年に向けての目標を、新たに検討します。

(目標中間年度<平成 29 年>において) 60 以上の市民団体が、みどりの保全や創出活動を行っている

現在、本市では 30 程度の環境やみどりに関する NPO*や市民団体が、地域の清掃、緑化活動、緑地の保全活動を行っています。環境やみどりに関する市民の関心が高まる中、また、市民協働のみどりづくりの必要性が高まっている中、今以上に NPO や市民団体の活動を活発化させていくことが望まれます。

(目標中間年度<平成 29 年>において) 半数以上の市民が、みどりの保全や創出活動を行っている

小中学生や市民を対象にしたアンケート結果から、市民の多くが、みどりの保全や創出活動を行っていることや、関心を示していることが分かりました。今後、潜在層への情報発信や、活動への支援の充実等によって、みどりの保全や創出活動を行う市民の数を一層増やしていきます。

(目標中間年度<平成 29 年>において) みどりづくりを協働で推進する協議の場がある

市民間の連携、また、市民・事業者・行政等の多様な主体の連携を推進するために、協議の機会を定期的に創出することが不可欠です。多くの人を巻き込むことで、実行力のあり、効果的なみどりづくりを展開することが可能となります。

3-5 みどりの将来像

拠点と軸などの骨格的なみどりにより、本市のみどりづくりの概念を示します。

●みどりの拠点

本市の顔となり、市民のレクリエーションや憩い・安らぎの場となる大きな都市公園*等のみどりの拠点として位置づけます。

●歴史・文化とみどりの景観拠点

歴史・文化資源が分布し、田園風景が広がる地区について、歴史・文化とみどりの景観拠点として位置づけます。

●みどりの環境軸

公園、河川、農地など、市内のみどりをつなぎ、人や動物が往来でき、緑化を重点的に進める主要道路のみどりの環境軸として位置づけます。

●水の環境軸

様々な生物が生息し、良好な自然環境を有する利根川、広瀬川、粕川、早川を、水の環境軸として位置づけます。

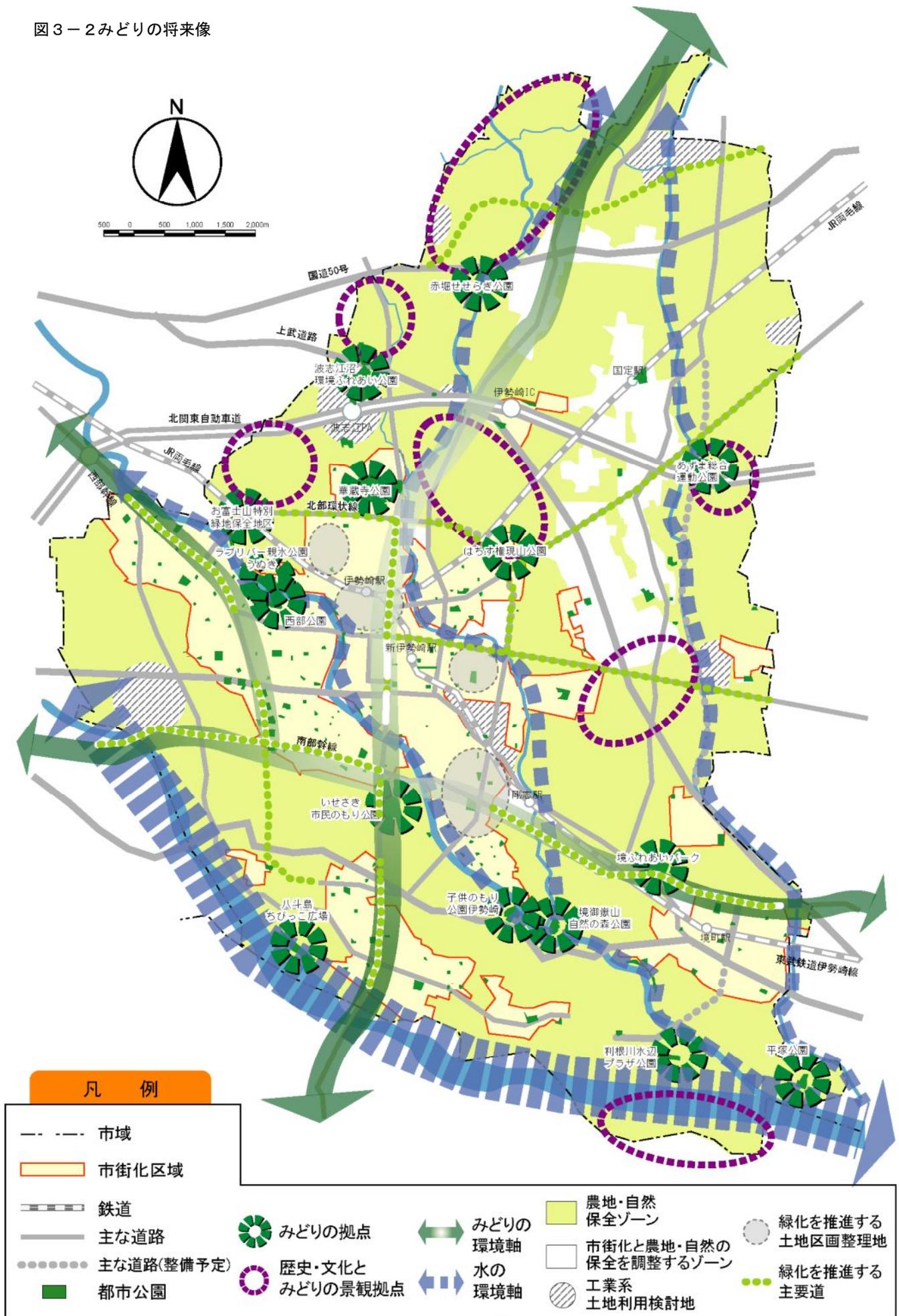
●農地・自然保全ゾーン

本市の緑地面積の大部分を占める農地や、斜面林等の自然環境が広がっている地域を、農地・自然保全ゾーンとして位置づけます。

●市街化と農地・自然の保全を調整するゾーン

まとまりのある市街地と農地・自然が入り交じって存在する地域を、市街地と農地・自然の調和を図るゾーンとして位置づけます。

図3-2みどりの将来像



凡 例

--- 市域

市街化区域

鉄道

主な道路

主な道路(整備予定)

都市公園

みどりの拠点

歴史・文化と
みどりの景観拠点

みどりの
環境軸

水の
環境軸

農地・自然
保全ゾーン

市街化と農地・自然の
保全を調整するゾーン

工業系
土地利用検討地

緑化を推進する
土地区画整理地

緑化を推進する
主要道

○ お富士山特別緑地保全地区



○ 広瀬川



○ 飯玉神社



○ 茶臼山古墳周辺の田園風景



○ 市民団体による粕川沿いの緑化



○ 市民団体による街なかの緑化

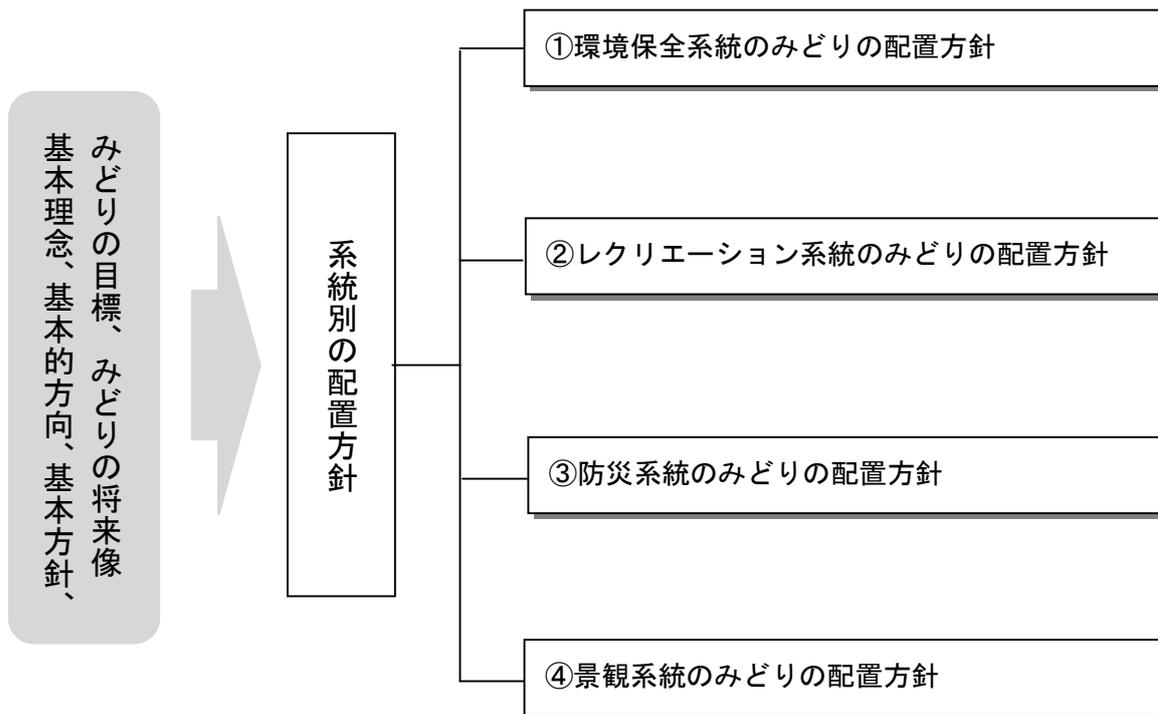


第4章 みどりの配置方針

4-1 系統別の配置方針

本市において良好な緑地形成を推進していくために、基本理念、基本的方向、基本方針、みどりの目標、みどりの将来像をふまえ、既存の緑地や今後整備予定の緑地を、環境保全系統・レクリエーション系統・防災系統・景観系統別にみどりの配置方針としてまとめます。

図4-1 系統別の配置方針



(1) 環境保全系統のみどりの配置方針

7) 市域をとりまく自然豊かなみどりの保全

- ・利根川、広瀬川、粕川、早川等の河川沿いは、様々な生物の生息環境として、また、本市を代表する良好な自然環境として、関係機関と協議を行い、一体的な保全を図ります。
- ・本市の土地利用の大部分を占める農地は、温度調節や洪水調節など環境調節機能を有する農地であることから、地権者と協力しながら保全に努めます。
- ・赤堀茶臼山古墳や小菊の里周辺に残る斜面林や早川沿いの保安林*を、市内に現存する貴重な里山、樹林地のみどりとして、地権者と協力しながら保全に努めます。

8) 市街地に調和するみどりのまちづくり

- ・都市公園*、公共施設緑地等は、市民が身近に親しめるよう、市民の需要に合ったみどりの空間として位置づけて配置します。
- ・市街地に昔からある神社・仏閣のみどりや保存樹木・樹林などは、市民に身近なみどりとして歴史的に重要であることから保全に努めます。はちす権現山公園、お富士山特別緑地保全地区*についても歴史的価値のあるみどりとして保全します。
- ・土地区画整理事業*の地区内については、市民や市民団体、事業者が一体となって既成市街地と調和を図りながら多様な緑化を推進します。
- ・既成市街地については、プランターの設置、ガーデニング*などにより緑化を図り、みどりあふれる美しい街並みの形成を推進します。

9) みどり空間を連続させるネットワークの形成

- ・本市を縦断する利根川、広瀬川、粕川、早川を、水の環境軸と位置づけます。沿道に総合公園が立地し、本市の南北軸である坂東大橋石山線～伊勢崎大間々線、及び本市の東西軸である前橋・館林線～東毛広域幹線道路～国道 354 号における連続する緑化部分をみどりの環境軸と位置づけます。これらの水とみどりの環境軸のネットワーク化を図り、みどりの空間の連続性の向上に努めます。
- ・市街地において、大きな公園を拠点として配置し、神社・仏閣のみどり、学校のみどり、都市公園、街路樹を通じて、それぞれの空間を生物が移動しやすいようにネットワーク化を図り、生態系の保全に努めます。

1) 環境負荷を軽減するみどりの配置

- ・いせさき市民のもり公園、華蔵寺公園、西部公園、境ふれあいパーク等の市街地にあるまとまりあるみどりは、ヒートアイランド現象*の緩和など、環境負荷を軽減するみどりとして位置づけ、地球温暖化の防止に努めます。
- ・土地区画整理事業によって新たに形成される市街地では、外構の緑化の推進や、大規模建築物の壁面及び屋上緑化の推進などによって、ヒートアイランド現象の緩和などの環境負荷の軽減につながるみどりを確保し、地球温暖化の防止に努めます。

図4-2 環境保全系統のみどりの配置方針



(2) レクリエーション系統のみどりの配置方針

7) 広域から人が集まる大規模公園の配置

- ・いせさき市民のもり公園、華蔵寺公園、子供のもり公園伊勢崎、ラブリバー親水公園うぬき、西部公園、境御嶽山自然の森公園、あずま総合運動公園、赤堀せせらぎ公園、境ふれあいパーク、八斗島ちびっこ広場、利根川水辺プラザ公園、平塚公園をレクリエーションの核として位置づけます。
- ・北関東自動車道の波志江パーキングエリアスマートインターチェンジ*に近接する地区に、波志江沼環境ふれあい公園を配置します。
- ・地区公園や近隣公園を市内各地に配置するとともに、上武道路と北関東自動車道の結節点、あずま南小学校周辺、利根川右岸に近隣公園を新たに配置します。

4) 自然を活用したレクリエーションの場の整備

- ・広瀬川沿いのラブリバー親水公園うぬき、粕川沿いの赤堀せせらぎ公園、池を有するいせさき市民のもり公園、沼を有する波志江沼環境ふれあい公園は、親水機能を有する公園として位置づけます。
- ・はちす権現山公園、お富士山特別緑地保全地区*、赤堀茶臼山古墳周辺の里山を、自然観察や市民の憩いの場として位置づけます。
- ・農業体験を通じて自然と直接ふれあうことのできる市民農園*を、市内各地に配置します。

6) 日常的なレクリエーションの場の整備

- ・市民が歩いていける公園として、街区公園等を市内各地に配置します。
- ・施設開放が実施されている学校については、市民のレクリエーションの場として活用を図ります。

1) 水とみどりのネットワーク化

- ・利根川、広瀬川、粕川、早川沿いに、関係機関と協議し、サイクリングロードを整備することにより、水とみどりのネットワークを形成します。
- ・サイクリングロードと公園、公園間を結ぶ散策路や緑道の整備を推進します。

図4-3 レクリエーション系統のみどりの配置方針



(3) 防災系統のみどりの配置方針

7) 災害時の安全性を高めるみどりの配置

- ・広域避難場所として機能をもつ大きな都市公園*等のみどりを、市内各地に配置します。
- ・避難場所となる公共施設については、防災機能向上のための緑化の充実を図ります。
- ・身近な公園、公共施設への避難路のネットワークを構築するため、街路樹の植栽を推進します。

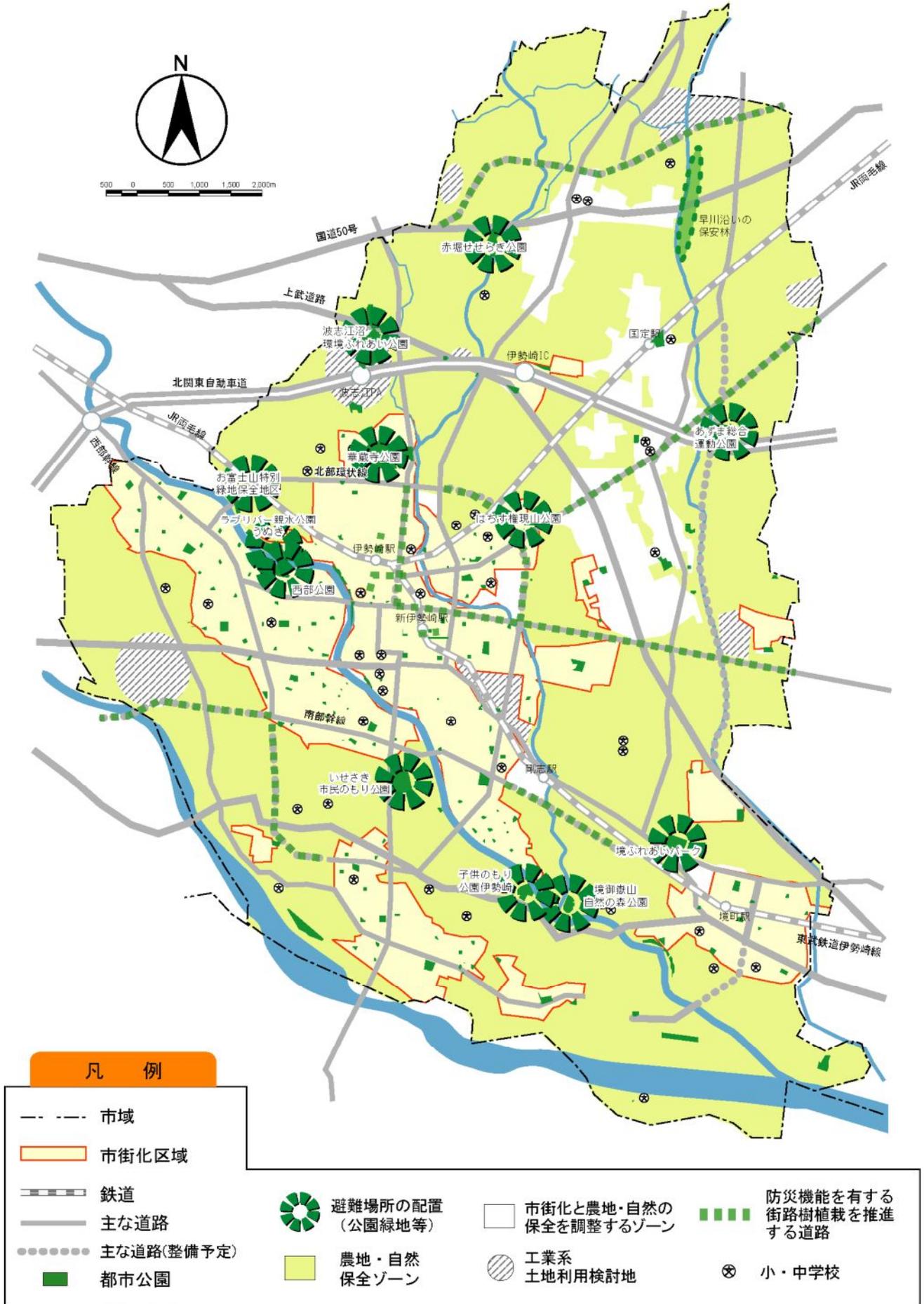
1) 災害を防止・軽減するみどりの保全・創出

- ・市街地内を通過する主要な都市計画道路は、災害時の避難活動の安全性確保と、避難地への誘導のために街路樹の植栽を推進します。
- ・農地は、一時的な避難地の機能や延焼を防止するみどりとして、地権者の協力を得ながら保全に努めます。
- ・区画整理事業が行われている地区では、火災・延焼を防ぐために道路沿道に街路樹の植栽や、公園の配置を行います。
- ・防風や水源のかん養等の役目を果たす、早川沿いの保安林*の保全を図ります。

2) 市街地における安全性を高めるみどりの配置

- ・市街地においては、街の防災機能の向上をはかるため、外構の生垣化や接道部分の緑化を推進します。
- ・学校については、既存樹林等の保全と様々な緑化を推進し、災害発生時の身近な避難場所として、活用を図ります。

図4-4 防災系統のみどりの配置方針



(4) 景観系統のみどりの配置方針

7) 伊勢崎らしい景観の保全

- ・本市の土地利用の大部分を占める農地は、市民が誇りに感じる美しい田園風景を呈していることから、地権者と協力しながら保全に努めます。
- ・歴史資源が分布し、田園風景が広がる茶臼山古墳周辺、石山観音・女堀等周辺、上植木廃寺・三軒屋遺跡等周辺、お富士山古墳(お富士山特別緑地保全地区*)周辺、小泉稻荷神社周辺、鶴巻古墳・十三宝塚遺跡等周辺、島村養蚕農家群周辺地区を、歴史・文化とみどりの景観拠点として位置づけ、景観保全を図ります。
- ・利根川、広瀬川、粕川、早川等の河川沿いは、周辺の田園風景や遠方の山々をみる眺望地点として環境向上を図り、水の景観軸と位置づけます。
- ・本市のまとまったみどり空間を形成するいせさき市民のもり公園、華蔵寺公園、子供のもり公園伊勢崎、ラブリバー親水公園うぬき、あずま総合運動公園、赤堀せせらぎ公園、境ふれあいパーク、お富士山特別緑地保全地区、はちす権現山公園は、ランドマーク*となるみどりとして位置づけます。

8) 市街地における良好なみどりの保全・創出

- ・ガーデニング*や植栽等で緑化された既成市街地のみどりの景観の保全に努めます。
- ・既存道路の街路樹を充実させるとともに、土地区画整理事業*等で新たに整備される主要幹線道路については、みどりを充実させるために街路樹を植栽します。

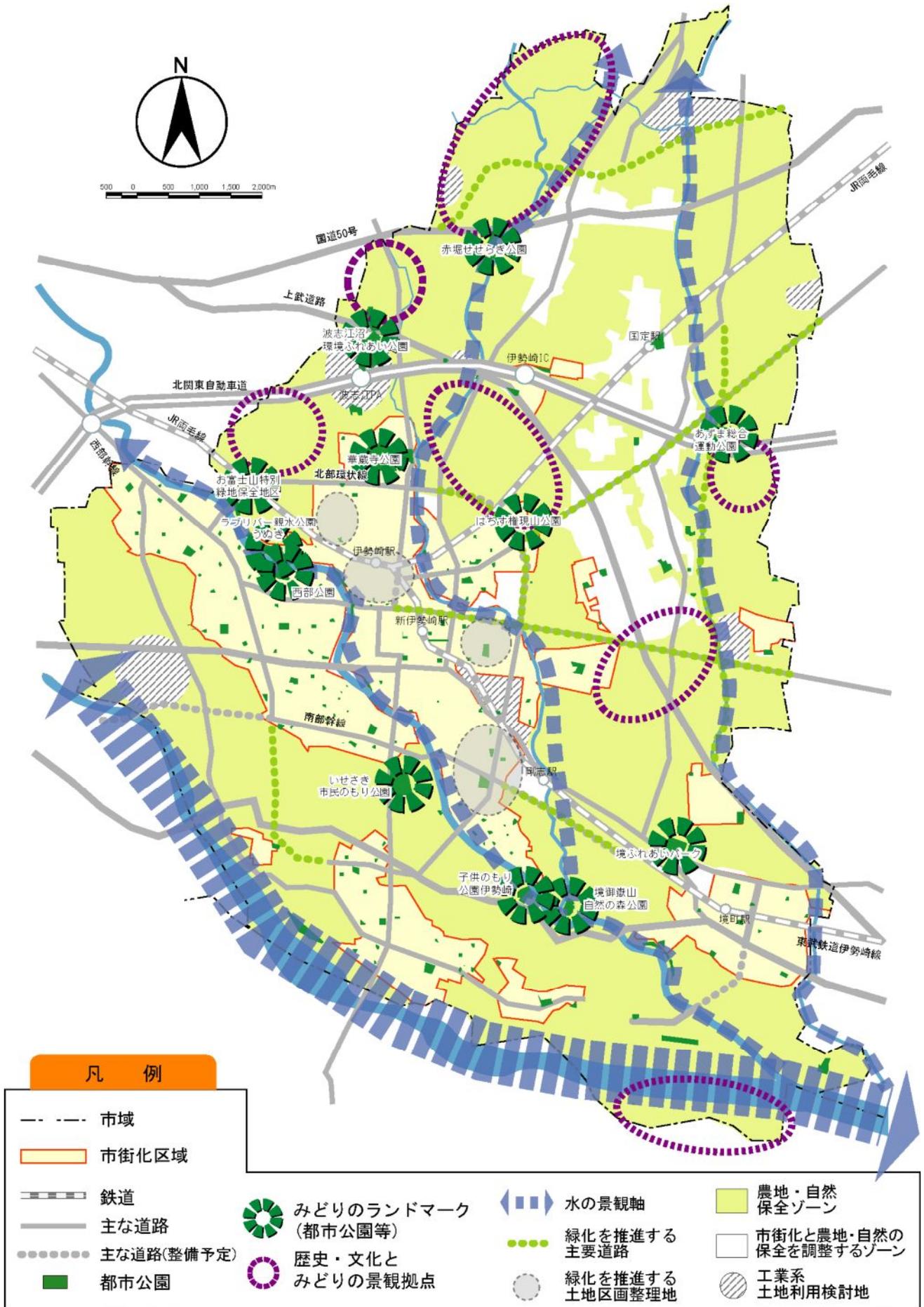
9) 連続したみどり空間の創出

- ・市街地の主要な幹線道路や河川沿いには、街路樹やポケットパーク*などの整備を行い、みどりの連続化を図ります。
- ・河川沿いは、親水性を確保できるよう、関係機関との協議により、水辺景観の保全及び創出を図ります。

1) 市街地のみどりの配置による景観誘導

- ・土地区画整理事業によって新たに形成される市街地では、外構の緑化の推進や、大規模建築物の壁面及び屋上緑化の推進など、良好なみどりの景観づくりを推進します。

図4-5 景観系統のみどりの配置方針



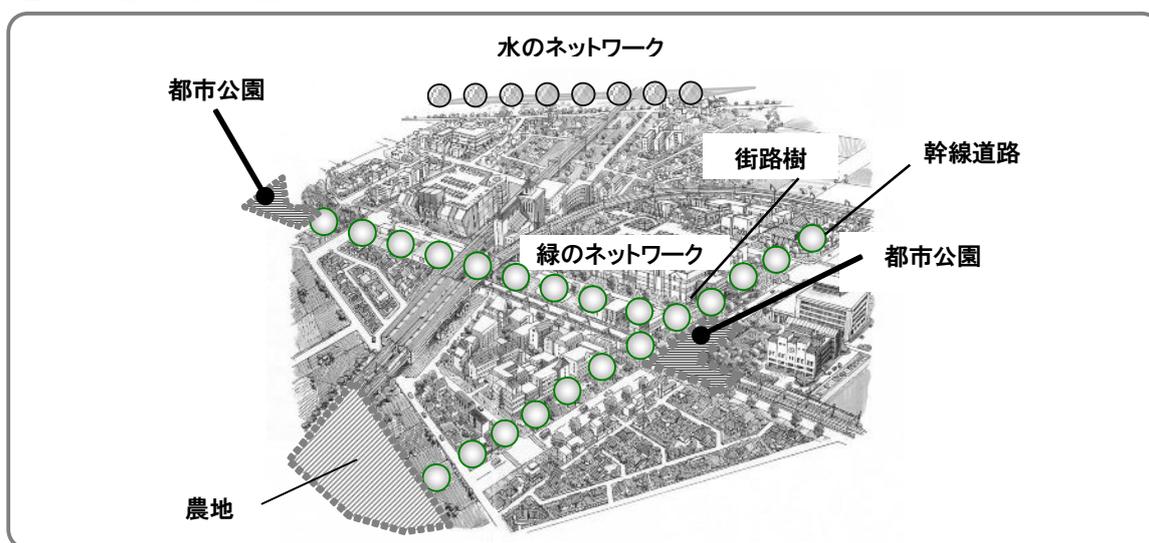
4-2 公園緑地の配置方針

(1) 都市公園の配置の考え方

公園は永続性・担保性が高く、みどりの拠点にもなるため、将来像や系統別のみどりの配置方針にもとづき、配置・整備を推進します。

大きな総合公園、近隣公園などの整備や身近な利用に供する街区公園について、水とみどりのネットワーク形成に配慮して配置します。

図4-6 都市公園の配置イメージ



(2) 住区基幹公園の配置

近隣に居住する住民や徒歩圏内に居住する住民を対象とし、日常的な屋外レクリエーション活動や運動及び憩いの場として、気軽に利用できるような公園を市内各地に配置します。

街区公園について、既存の 132 公園に加え、伊勢崎駅周辺、茂呂地区等の土地区画整理事業*地内において新たに 19 箇所、伊与久南部土地改良事業*地内において新たに 2 箇所の公園を、適切に配置します。

近隣公園について、既存の 25 公園に加え、上武国道と北関東自動車道の結節点で行われている三和工業造成事業地内、あずま南小学校周辺、利根川右岸に、3 公園を配置します。

なお、新たな公園配置においては、水とみどりのネットワーク形成に配慮し、みどりの連続性の確保に努めます。

(3) 都市基幹公園の配置

市民全般の休息、鑑賞、徒歩、遊戯、運動など総合的な利用が可能で、市のシンボリックな公園であり、市外からも多くの人が集まり一日を通して十分に楽しめるような大きな公園を配置します。

総合公園について、一部が開園している波志江沼環境ふれあい公園の整備を、引き続き推進します。

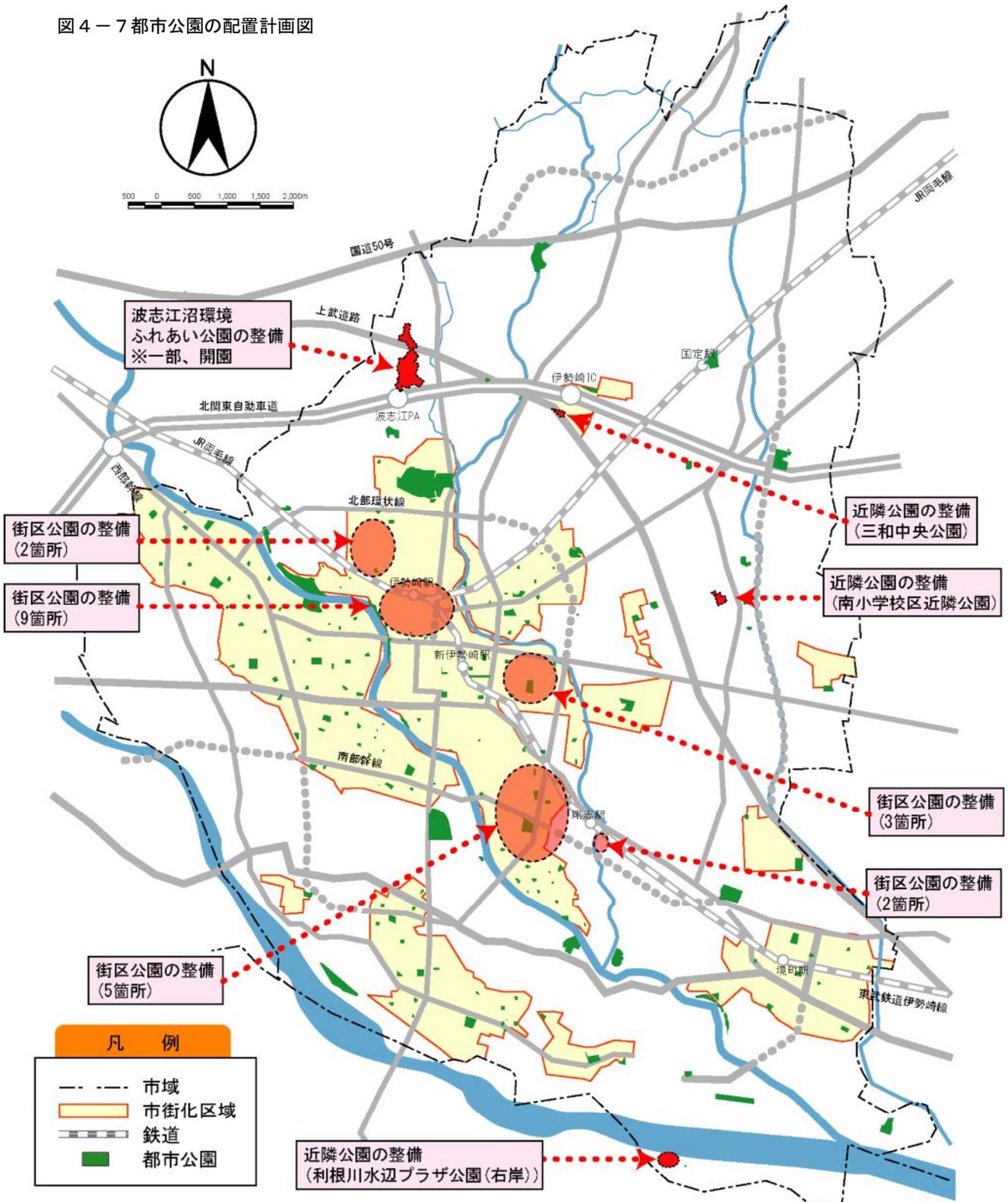
(4) その他の都市公園の配置

都市緑地、緑道等について、水とみどりのネットワーク形成の視点から、配置の検討を行います。

表 4-1 住区、基幹公園の配置計画

		現況 (平成 19 年)		中間年度 (平成 29 年)		目標年度 (平成 39 年)	
		箇所	整備面積 (ha)	箇所	整備面積 (ha)	箇所	整備面積 (ha)
住区基幹公園	街区公園	132	33.32	140	36.60	153	38.96
	近隣公園	25	43.47	28	49.67	28	50.07
	地区公園	8	44.91	8	44.91	8	48.57
都市基幹公園	総合公園	3	44.70	3	61.10	3	61.40
	運動公園	-	-	-	-	-	-

図 4-7 都市公園の配置計画図



4-4 地域制緑地の配置方針

(1) 特別緑地保全地区

波志江町南西部にあるお富士山古墳(0.40ha)は、特別緑地保全地区*に指定されており、まとまりのある貴重な樹林地であり、景観的にもランドマーク*となっています。引き続き特別緑地保全地区として、お富士山古墳の永続的な保全に努めます。

市北部の丘陵地の森林や景観上の目印になっている小高い山が残る樹林地などについて、今後、特別緑地保全地区の指定も視野に入れ、保全を図っていきます。



お富士山古墳の様子

(2) 河川区域

本市には、利根川、広瀬川、粕川、早川、菰川などの河川があり、これらの河川区域は、水とみどりのネットワークとして、また、貴重なオープンスペース*であることから、関係機関との調整や、市民の協力を得ながら、保全に努めます。



粕川の様子

(3) 保安林区域

代表的な保安林*として、豊城町にあるはちす権現山公園(都市緑地でもある)があげられます。貴重な自然が残る里山として地域の人に親しまれています。また、伊勢崎北部、早川沿いに位置する赤堀いこいの森公園(都市公園*以外の公園)が、保健保安林に指定されています。赤堀鹿島町から曲沢町の赤堀結婚の森まで約1.8kmに渡り、保安林が続いています。

平坦な地形が多い本市において、保安林区域は貴重な樹林地となっているため、引き続き保全に努めます。



はちす権現山公園の保安林

(4) 農用地区域

本市の多くの面積を占める農用地区域*では、近年耕作放棄地が増え、今後の減少傾向が予想されています。また、地権者の協力を得ながら、農業の維持・継続を図るとともに、耕作放棄地については市民農園*制度の活用等の方策を検討し、保全に努めます。



農用地区域の様子

(5) 地域森林計画対象民有林

地域森林計画対象民有林*は、平坦な地形が多い本市において、貴重な樹林地となっているため、地権者の協力を得ながら保全に努めます。

第5章 実現のための施策

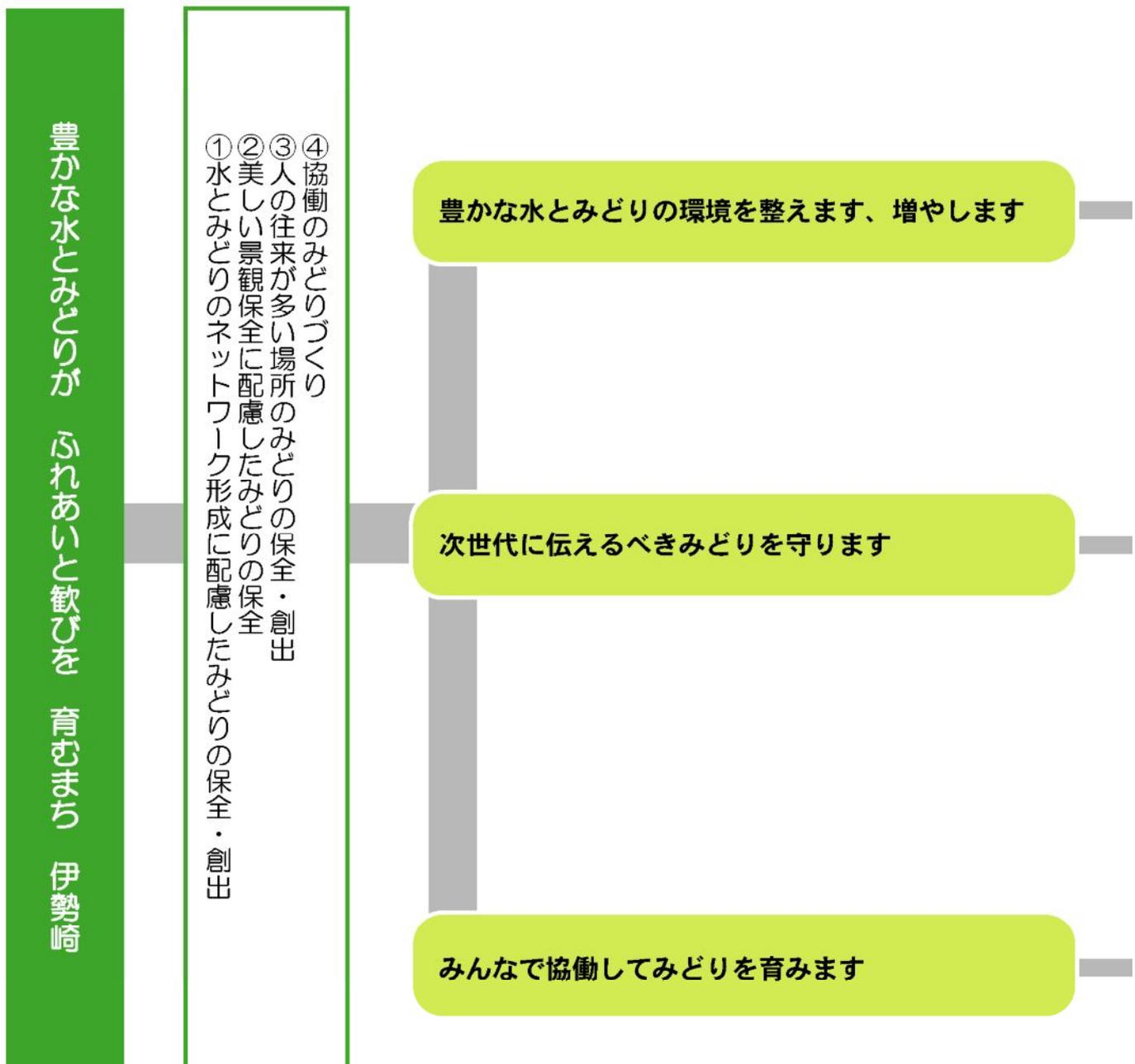
5-1 施策の体系

基本理念、基本的方向、基本方針から、本計画の施策体系を整理しました。みどりの「保全」、「創出」、「育成」に関する既存の取り組みや、今後、必要な施策を網羅的に整理しています。

【基本理念】

【基本的方向】

【基本方針】



また、各施策の中から、早期に具現化し、先導的に取り組んでいく施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、計画初期段階からの実施を目指します。

【基本施策】

【具体的な施策】

①身近で特色ある公園の形成

- 波志江沼環境ふれあい公園の整備
- 新たな都市公園等の整備
- 既存公園のリニューアル
- 防災や福祉に配慮した公園づくりの推進
- 特色のある公園づくりの推進
- 市民協働の公園づくりの推進
 - ↳ リーディングプロジェクト①公園づくりワークショップの推進
- 市民協働による公園の維持・管理の推進

②水とみどりのネットワークの形成

- 街路樹の整備
- サイクリングロード、散策路の整備
- 水辺空間の整備の検討
- 市民協働による河川の維持・管理の推進
- 連続的なみどりの確保

③人が集まる場所のみどりづくり

- 公共施設の緑化の推進
- 学校の緑化の検討
 - ↳ リーディングプロジェクト②小中学校の壁面緑化
- 駅、インターチェンジ等の緑化の推進
- 商業地における緑化の推進

①農地、農地景観の保全・活用

- 農地、農地景観の保全
- 市民農園の整備の推進

②身近なみどりの保全

- 神社・仏閣のみどりの保全の検討
- 巨樹・古木の保全
- 樹林地の保全

①市民・事業者の緑化の推進

- 家庭や事業所の緑化の推進
 - ↳ リーディングプロジェクト③緑化デザインの表彰制度の創設
 - ↳ リーディングプロジェクト④オープンガーデンの推進
- 樹木の里親制度の検討
 - ↳ リーディングプロジェクト⑤赤松管理オーナー制度の創設
- 地域と一体となった工場地緑化の推進
- 商業地における緑化の推進（再掲）
- 市民協働の公園の維持・管理の推進（再掲）
- 市民協働の河川の維持・管理の推進（再掲）

②緑化支援の仕組みづくり

- 市民緑化リーダー制度の充実
- グリーンバンクの創設
- 講習会の開催
- みどりの相談窓口の創設
- みどりの協議の場づくり

③みどりづくりの情報発信

- 市のwebサイトの活用による情報発信
- 散策マップ、サイクリングロードマップを作成
- イベントの開催・情報発信

④みどりに関する調査研究の推進

- 本計画の実施状況の確認
- 緑地、緑被の継続調査の実施
- 地域の樹木・みどりの調査の実施

5-2 豊かな水とみどりの環境を整えます、増やします

(1) 身近で特色ある公園の形成

本市には、いせさき市民のもり公園、華蔵寺公園などの大きな公園から、住宅地や街なかにある公園まで、様々な大きさの公園が分布しており、市民生活に不可欠な存在となっています。一方で公園の新規整備、公園の維持管理の不足、リニューアル*の必要性が見受けられます。今後、これらの課題に対応した取り組みを行い、一層充実した公園環境づくりに努めます。

①波志江沼環境ふれあい公園の整備

北関東自動車道波志江スマートインターチェンジ*が開設し、今後、地区に立地し、一部が開園している波志江沼環境ふれあい公園の整備を推進します。波志江沼の水辺環境を十分に活用し、合併記念公園として本市のシンボルとなる多機能公園を整備します。

②新たな都市公園等の整備

区画整理等の市街地開発が行われる地域を中心に、新たな都市公園*等の整備を、水とみどりのネットワーク形成に配慮しながら、推進します。また、公園整備の必要性が高いが、整備が難しいような地域においては、ポケットパーク*の整備を推進します。

公園づくりにおいては、地域住民の需要を取り入れ、かつ特色のある公園づくりに努めます。

③既存公園のリニューアル

本市では、街区公園を始めとした公園の老朽化が進んでおり、公園の再整備について市民要望も高いことから、整備年度や老朽度合いを勘案し、計画的なリニューアルを検討します。なお、リニューアルにあたっては、子ども、高齢者、障害者等が利用しやすい公園づくりを目指します。

④防災や福祉に配慮した公園づくりの推進

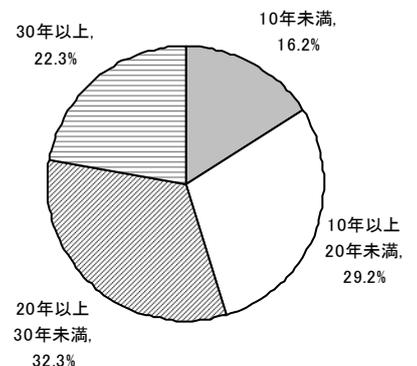
新たな公園整備や既存公園のリニューアルと連携させて、防災や福祉に配慮した公園づくりを推進します。

各公園について、震災直後の避難から、救援、復興に至るまで、市民を適切に支援することのできる防災拠点としての機能を高めます。また、高齢者、障害者を含む全ての人々が、快適かつ安全に利用できる空間として、園路や主要施設などのバリアフリー*化を進めるとともに、健康づくりや機能回復などの活動ができるユニバーサルデザイン*を取り入れた公園づくりを図ります。

図5-1 波志江沼環境ふれあい公園完成予想図



図5-2 街区公園の整備経過年



ユニバーサルデザインに配慮された西部公園

⑤特色のある公園づくりの推進

少子高齢化、市民生活の多様化が進む中、新たな公園整備や既存公園のリニューアル*と連携させて、特色のある公園づくりを推進します。遊び方を限定しない空間を配置するなど、子どもたちが創意・工夫して遊べる公園づくり、歴史・文化や産業、風致や景観など、本市の特色を生かした公園づくり、市民ニーズが高い健康や癒し等をテーマにした公園づくりを進めます。

表5-1 特色のある公園づくりのイメージ

自然とふれあう公園	既存の樹木や水辺等を生かした公園を整備する。ビオトープやコミュニティガーデンを配置するなど、自然体験や環境学習の場としての利用を推進する。
健康になる公園	ストレッチ等ができる遊具、ベンチを配置するなど、高齢者でも気軽に体が動かせる公園を整備する。
癒しの公園	香りのある樹木を配置する、芝生化を行う、など。
四季の見える公園	季節ごとに花が咲く花壇、落葉樹などを配置する。
食べられる公園	実のなる樹木（柿、梅など）を配置した公園を整備する。
防災・防犯に配慮した公園	食料や防災用品等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の設置／防犯灯の設置や見通しを確保した植栽の配置など

⑥市民協働の公園づくりの推進

公園等の整備に際しては、施設計画策定の段階から地域住民の意見を聞き、多様化する市民の要望に対してきめ細かに応える公園づくりを推進します。管理者や地域の代表者へのヒアリング、市民アンケート、ワークショップ*などを通して、地域住民の意見の把握に努めます。



ワークショップの様子

リーディングプロジェクト① 公園づくりワークショップの推進

市民協働を先導して推進する必要がある公園等について、地域の団体、子供たち、高齢者などが参加できるワークショップを開催し、より地域に密着した公園づくりを具現化します。

また、ワークショップの開催を推進するために、行政職員、市民団体等を対象にした公園づくりワークショップマニュアルを作成することも考えられます。

表5-2 ワークショップのイメージ

第1回	公園が作られる場所を見に行こう！
第2回	地域の良いところ、悪いところを話そう！
第3回	公園のテーマを決めよう！
第4回	計画図を作ろう！

⑦市民協働による公園の維持・管理の推進

現在、一部の公園等について、公園愛護団体や環境保全団体等による維持・管理がなされています。市と市民のそれぞれが果たす役割を明確にし、市民協働による公園の維持・管理を推進します。

市民協働による維持・管理の拡大、維持・管理内容の共通化を図るために、要綱への位置づけ等を検討し、制度の明文化を図ります。また、単なる維持管理だけでなく、花壇づくり等市民が楽しんでできる要素を盛り込むことについても検討します。



市民による公園の維持・管理

(2) 水とみどりのネットワークの形成

河川や幹線道路といった軸線を構成するみどりの環境の向上と、公園、公共施設や民有地など市街地の緑化、緑地保全を推進することで、みどりを点と線で結ぶ「水とみどりのネットワーク」の形成に努めます。みどりの連続性を確保することで、環境保全、防災機能、景観の向上を期待することができます。

①街路樹の整備

市内の主要道路について、環境や景観に配慮した街路樹や植栽帯を設置し、緑化に努めます。特に、今後、整備を行う道路について積極的に緑化を行い、高木・中木・低木を組み合わせた量感ある多種多様な植栽帯を充実させます。樹種の選定にあたっては、道路形状や地域特性に配慮し、路線ごとに検討を行います。

また、市街地内の植樹帯については、沿道及び周辺の市民と協働して、緑化推進を図ります。

②サイクリングロード、散策路の整備

利根川、広瀬川、粕川、早川などの河川沿いの散策路やサイクリングロードの整備を推進し、市民に親しまれる河川空間を目指します。また、散策路やサイクリングロードと近接する公園や神社・仏閣等を結び、水の軸を中心に市内が回遊できるネットワークを形成します。



サイクリングロード（利根川）

③水辺空間の整備の検討

市民が河川を身近に感じられるような空間づくりを、推進します。関係機関と調整し、橋周辺の緑化、親水護岸、遊歩道やポケットパーク*等のオープンスペース*の整備、維持・管理の向上を図ります。

④市民協働による河川の維持・管理の推進

河川沿いは、場所や季節によって維持管理が不十分な場所があり、地域の防犯や景観上の課題となっています。一方、様々な場所で、市民活動による維持管理が始まっており、快適な空間形成に寄与しています。今後、流域全体の空間の質を向上させるために、関係機関、地域住民、市民団体が共通認識を持って連携し、市民協働による河川の適切な維持・管理を推進します。

⑤連続的なみどりの確保

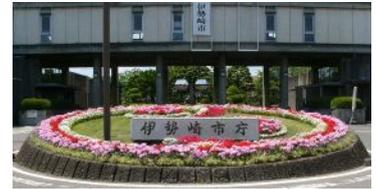
公園の整備、学校や公共施設の緑化、住宅、民間施設の敷地の緑化、神社・仏閣の保全など、様々な場所で緑化や緑地保全を推進することにより、市街地の細部に渡る水とみどりのネットワークが形成され、多くの市街地でみどりの連続性が確保されるように努めます。

(3) 人が集まる場所のみどりづくり

効果的かつ効率的な緑化を図っていくために、公共施設、学校、駅、インターチェンジ、商業地など人が集まる場所のみどりづくりを推進します。

①公共施設の緑化の推進

地域住民が日常的に利用する公共施設において、民有地の緑化を先導するような壁面緑化、屋上緑化や花壇づくりを推進し、みどりづくりの啓発に努めます。



市役所エントランス周辺の花壇

②学校緑化の推進

環境教育*等の一環として、市内の学校施設（小学校 24 校、中学校 11 校、高校 6 校、幼稚園 11 園など）において、壁面や屋上緑化、敷地の芝生化、花壇や畑づくり、かしぐね*づくりなどの緑化を推進します。また、大木等の既存のみどりの保全を推進します。

リーディングプロジェクト② 小中学校の壁面緑化

室内温度上昇を和らげる効果が高く、維持・管理が行いやすい壁面緑化を市一体となって取り組むことを検討します。緑化の水準を向上させるために、学校間で緑化の度合いやデザインについて競争するコンテスト形式を取り入れることも考えられます。

壁面緑化に適した植物：虫が付きにくいツル性の植物や朝顔が適しています。

実のなる植物	ニガウリ、ヘチマ、ひょうたん、フウセンカズラ など
花を楽しむ植物	琉球朝顔（宿根草）、西洋朝顔、日本朝顔、夕顔 など



壁面緑化の様子

③駅、インターチェンジ等の緑化の推進

駅周辺、インターチェンジは、多くの市民に利用され、また、市外から訪れる人を迎える場所であることから、オープンスペース*の配置、フラワーポットや花壇の配置、壁面緑化、シンボルツリーの設置等の緑化を推進します。とりわけ伊勢崎駅周辺は、鉄道の高架化や区画整理により、今後、都市構造が大きく変化する地区であるため、本計画の緑化重点地区に指定し、重点的な緑化を図ります。

④商業地における緑化の推進

沿道型の商業集積地は、中高木植栽などによる駐車場緑化を働きかけていきます。中心市街地等の商店街については、歩行空間や店先でのプランター設置、統一した緑化の推進等により、特色ある景観となるよう働きかけていきます。

5-3 次世代に伝えるべきみどりを守ります

(1) 農地、農地景観の保全・活用

生産地として、また、緑地として様々な機能を有する農地について、農業振興、意識啓発、耕作放棄地の活用等によって、保全を図ります。

①農地、農地景観の保全

関係機関や地権者と協力しながら、農地や農地景観の保全に努めます。農業振興施策として、市内農産畜産物の流通や生産振興、特産品化の支援や情報発信を行うとともに、将来の農業を支える人づくりなど営農環境の充実を図ります。また、有機栽培や減農薬栽培などの環境保全型農業を推進します。

耕作放棄地、休耕田については、農地の流動化を進め、規模拡大意欲のある農業者等による利用促進を図ります。花木による緑化や花づくりなど、農地の緑地としての活用を推進します。

また、農地、農地景観保全への意識啓発として、市民や地権者を対象に、農地の多面的な機能(食料の生産、洪水防止、地下水かん養、多様な生態系の維持、ヒートアイランド現象*の緩和、景観保全など)についての情報発信を行います。

②市民農園の整備の推進

市民農園*は、本市に8箇所、1.25haが整備されていますが、各農園のほとんどの区画が利用され、多くの人が順番待ちとして受付されており、需要が高まっています。そこで、耕作放棄地について、関係機関と連携を図り、市民農園制度の導入による活用を検討します。

既存の市民農園においては、利用者同士の情報交換や機器の貸し借りなど、市民農園を中心としたコミュニティの形成に努め、みどりの質の向上を図ります。



市民農園

表5-3 市民農園の概要 (平成19年度)

地区	市民農園名	区域区分	場所	区画数	空区画	面積(m ²)
伊勢崎	殖蓮	市街化調整区域	豊城町 2776 番地 外	40	5	1,200
	名和	市街化調整区域	柴町 628-1 番地 外	28	0	900
	山王	市街化調整区域	山王町 2601 番地 外	198	6	6,760
	オアシス 21 (堀口)	市街化調整区域	堀口町 918 番地 外	13	0	1,650
あずま	東村にここに農園 田部井地区	非線引き	田部井町 2 丁目 822	14	0	560
	東村にここに農園 三室地区	非線引き	三室町 6022	13	0	520
	東村にここに農園 平井地区	非線引き	平井町 1108	12	0	480
	東村にここに農園 台区	非線引き	東町 2478-1	10	0	400
合 計				328	11	12,470

(2) 身近なみどりの保全

神社・仏閣の樹林、市内に残る巨樹・古木、樹林地などの地域の身近なみどりの保全に努めます。

①神社・仏閣のみどりの保全の検討

古来より身近なオープンスペース*として、鎮守の森として親しまれている神社・仏閣について、永続性の高いオープンスペースとして位置づけるとともに、歴史資源として、また、観光資源としてその保全・活用を図ります。

表5-4 主な神社・仏閣

仏閣	宝珠寺、華蔵寺、養寿寺、西福寺、同聚院、天増寺、龍昌院など
神社	上樹神社、赤城神社、小泉稲荷神社、下植木赤城神社、雷電神社、倭文神社、飯玉神社、勝山神社、浅間神社、平塚赤城神社など

②巨樹・古木の保全

本市では、現在、市内の巨樹・古木40か所についてマップを作成、配布し、知識の向上や保全への意識啓発に努めています。今後、専門家や市民と連携して対象とする樹木を増やす、かしぐね*も対象とする、マップを更新する、web サイト*を利用した情報発信を行うなど、巨樹・古木の一層の保全に向けた方策の検討を行います。また、特に保全の必要性や緊急性が高い巨樹・古木については、景観重要樹木*の指定に向けた検討を行います。



巨樹・古木マップ(表面はさくらマップになっている)

表5-5 巨樹・古木一覧(巨樹・古木マップより)

	通称	樹齢	樹高	幹周	No	通称	樹齢	樹高	幹周
1	華蔵寺のキンモクセイ ※1	300	10.6	2.00	24	宇野家のケヤキ	230	22.0	3.25
2	連取のマツ ※2	300	5.0	4.00	25	赤石稲荷大明神のエノキ	250	22.5	3.90
3	同聚院の大カヤ ※3	600	38.0	5.30		赤石稲荷大明神のエノキ	350	24.0	4.20
4	波志江の大シイ ※3	600	15.0	6.10	26	伊勢崎神社のイチョウ	150	22.0	3.50
5	喜多町の大イチョウ	400	18.0	4.70	27	飯玉神社のクスノキ	100	16.5	4.50
6	旧森村家住宅のカヤ	500	20.0	3.70	28	下城株式会社のクスノキ	100	15.5	3.70
7	田中島神社のケヤキ	300	32.0	5.10	29	天増寺のケヤキ	200	24.5	3.60
8	諏訪神社のケヤキ	400	22.0	3.90		天増寺のケヤキ	200	23.5	3.60
9	竹芳寺のラカンマキ	300	8.0	3.50	30	津久井家のケヤキ	150	26.0	3.47
10	上植木のサカキ ※3	300	10.0	3.00	31	五郎神社のエノキ	350	15.0	4.10
11	一里塚庚申塔のクロマツ	不明	9.5	3.45	32	蓮神社のエノキ	250	19.5	3.50
12	赤堀今井の信濃柿 ※3	300	15.0	2.20	33	華蔵寺公園のクロマツ	350	30.0	3.15
13	塩島稲荷の大サザンカ ※3	300	14.0	1.50		華蔵寺公園のクロマツ	400	30.0	3.30
14	西福寺の大カヤ ※3	400	21.5	4.10		華蔵寺公園のクロマツ	400	24.0	3.30
15	葉端の一本杉	300	18.0	3.30		華蔵寺公園のクロマツ	400	21.0	3.40
16	大東神社のシラカシ	500	24.0	4.35		華蔵寺公園のクロマツ	400	22.0	3.80
17	養寿寺の黒松	300	7.0	2.00	34	伊与久沼のオオヤナギ	不明	11.5	3.50
18	三室神社のクロマツ	500	28.0	3.60	35	雷電神社のスギ	200	25.0	3.10
19	境高校のトウカエデ ※2	180	23.0	3.20	36	長沼家のケヤキ	200	26.0	3.25
20	豊武神社のムクノキ	不明	17.5	3.35		長沼家のケヤキ	160	27.0	4.25
	豊武神社のムクノキ	300	21.0	4.15	37	大国神社のアカマツ	200	23.0	2.85
21	延命寺のエノキ	300	30.5	4.75	38	小暮家のムクノキ	200	14.5	4.50
22	宝珠寺のクスノキ	150	20.0	4.10	39	栗原家のケヤキ	200	32.0	3.75
23	徳江家のクスノキ	220	23.5	5.10	40	稲荷神社のクスノキ	200	20.0	4.70

※1 国指定天然記念物 ※2 県指定天然記念物 ※3 市指定天然記念物

③樹林地の保全

市北部の丘陵地の森林や景観上の目印になっている小高い山が残る樹林地などについて、特別緑地保全地区*、市民緑地*、風致地区*の指定など、貴重な自然環境と位置づけ、市民の理解と協力を得て積極的に保全します。

5-4 みんなで協働してみどりを育みます

(1) 市民・事業者の緑化の推進

第25回全国都市緑化ぐんまフェア in いせさきの開催等により培われた市民、事業者、市民団体等との協働を拡充し、公共空間から民有地まで様々な場所の緑化や緑地の保全に努めます。

① 家庭や事業所の緑化の推進

緑化デザインの表彰制度、オープンガーデン*、一家に一台プランター運動など、緑化を行うきっかけとなり、また、継続的な実施を促進する仕組みを検討し、多くの市民や事業者が、家庭や事業所での緑化に取り組むことを推進します。



家庭での壁面緑化

リーディングプロジェクト③ 緑化デザインの表彰制度の創設

各家庭や事業所での緑化を推進するために、緑化デザインの表彰制度の創設について検討します。個人、企業や団体等を対象とし、応募条件、応募資格、応募方法を設定し、イベントや web サイトを通じて情報発信を図ります。



イベントでの表彰の様子

表5-6 表彰制度のイメージ

設定項目	設定イメージ
応募対象	市内に在住する個人、事業所を有する企業又は団体 など
応募方法	応募用紙等を作成し、web サイトの登録フォームや郵送にて受付
応募条件	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外部からも壁面緑化や花壇づくりなどの緑化を目にすることができるもの ・涼やかな感じを受け、外見が美しいもの ・緑化面積が●㎡以上であるもの など
審査基準	デザイン、公開度、創意工夫、今後の展開可能性など

リーディングプロジェクト④ オープンガーデンの推進

ガーデニング*好きの家庭に協力を依頼し、各家庭のこだわりのあるガーデニングを一定期間、一般に公開するオープンガーデンを推進します。ガーデニングの研修会や視察の実施、オープンガーデンの様子を情報発信することにより、参加者を募っていきます。また、参加者のガーデニング技術を活用し、家庭から公共用地へのガーデニング活動に展開します。



オープンガーデンの様子

②樹木の里親制度の検討

公園や市道、河川等に植栽された樹木の維持・管理の充実を目的とした樹木の里親制度の検討を行います。市民生活に身近な樹木の清掃、除草、水やり等の簡易で日常的な愛護活動を、市民や事業所・団体を対象に募集を募り、実施を図ります。なお、本市では、公共空間の美化活動などを行うアダプトプログラムが実施されており、十分に連携を図る必要があります。

リーディングプロジェクト⑤ 赤松管理オーナー制度の創設（はちす権現山公園）

市街地に残る貴重な里山として保全が図られているはちす権現山公園(保安林指定)では、赤松が松くい虫等の被害により毎年数十本が枯れている現状にあります。そこで、赤松が嫌う下草が常にない状態を保持する等の維持管理を行う赤松管理オーナー制度を創設し、市民協働により管理を実施します。



はちす権現山公園の赤松

アダプトプログラム

本市では、市民が公共空間の美化活動などを行うアダプトプログラムを推進しており、既に複数の団体が様々な場所で、公共空間の維持・管理を行っています。



③地域と一体となった工場地緑化の推進

本市には、伊勢崎佐波第一工業団地、境北部工業団地、八斗島工業団地、名和工業団地、南部工業団地など、多くの工業団地が立地し、各工場は、工場立地法*により一定の緑化がされています。

この緑化部分について、より地域との関係性を深めるために、維持・管理に関するルールをつくるなど、地域住民や緑化団体が維持・管理を支援できる仕組みについて、検討します。

④商業地における緑化の推進（再掲、59 ページ参照）

⑤市民協働による公園の維持・管理の推進（再掲、57 ページ参照）

⑥市民協働による河川の維持・管理の推進（再掲、58 ページ参照）

市民団体による活動

粕川沿いの殖蓮橋周辺などでは、“粕川フラワーロードの会”が花壇の整備や草刈り等の維持・管理を行っています。他にも“赤堀自然里山クラブ”“御嶽山ホテルと川辺の会”“八寸の会”“殖蓮地区自然環境を守る会”などが、河川、公園、里山等の維持・管理や緑化活動を行っており、市内各所で市民協働によるみどりづくりが始まっています。



粕川フラワーロード

(2) 緑化支援の仕組みづくり

緑化のきっかけづくり、人材育成、みどりの協議の場づくりにより、本市で展開されている様々なみどりに関連する市民活動を支援していきます。

①市民緑化リーダー制度の充実

公園、公共施設、民有地など、市内各地で緑化を担っている「市民緑化リーダー制度」の充実を図ります。既存の活動の認知度を高めていくとともに、緑化リーダーによる講習会の開催、グリーンバンクの創設支援・運営など、人材育成や市民の緑化支援等の新たな活動内容について検討します。



市民緑化リーダーによる花壇づくり

表5-7 緑化リーダーの活動場所

年度	主な緑化場所
平成18年度	下植木花の里、ラブリバー親水公園うぬき、平和公園、緋の郷、南幼稚園、南小学校、新伊勢崎駅前、剛志駅前、農地、オープンスペースとなっている民有地など
平成19年度	粕川、西部公園、平和公園、特別介護老人ホーム周辺、新伊勢崎駅前、中心市街地、オープンスペースとなっている民有地など

※認定された30名の緑化リーダーが、市内各所で緑化を行っています。

②グリーンバンクの創設

市有地などを活用し、市民が種まきから花苗の育成、緑化場所への花苗の移植を通じて、土とふれあい、みどりを育てる楽しさを感じられるよう、各種緑化事業に使用する草花を市民協働により育てるグリーンバンク制度の創設を検討します。

③講習会の開催

市民一人一人が良好な緑化活動やみどりの管理活動に参加できるよう、ガーデニング*や花や樹木の種類の育成手法などについて、専門家、経験者、市民緑化リーダー等による講習会の開催を検討します。

④みどりの相談窓口の創設

みどりの育成や保全に関する疑問が相談できるような、みどりの相談窓口の創設を検討します。緑化等を行っている団体や、造園関連会社の退職者などが相談窓口を務めるなど、市民が主体となった運営体制の構築を図ります。

表5-8 みどりの相談窓口のイメージ

設定項目	設定イメージ
主体となる市民	緑化等を行っている団体、造園関連会社の退職者など
場所	いせさき市民のもり公園会議室、緋の郷など
時期	イベント時期、及び月に数回など定期的に開催する

⑤みどりの協議の場づくり

緑化、緑地保全を行う様々な市民団体間の交流、市民、市民団体、企業、行政、学校といった多様な主体間の交流を促進するような協議の場を設けることを検討します。本市のみどりづくりの方向性を共有することや、みどりのデザインについての指針づくり、市民一人や単一の団体では取り組みが難しい緑化や緑地保全について議論します。

市民による「みどりのデザイン指針」作成のすすめ

市民、市民団体、企業、行政、学校など多様な主体が、伊勢崎らしいみどりのデザインを共有することで、美しい緑化や緑地保全が効率的・効果的に展開されていくと考えます。そこで、伊勢崎らしいみどりのデザインをみんなで考え、市民活動における「みどりのデザイン指針」としてまとめ、市全体に啓発していきませんか？

例えば・・・

公園	・花壇づくりを行う際には、市の花（ツツジ（春）、サルビア（夏）、キク（秋）、スイセン（冬））を多く利用する、など。
河川	・季節や場所によって草木が生え過ぎないように、地域間や行政との連携を強化する、など。
各家庭	・ツル性の植物による壁面緑化を推進する。 ・周辺の家と連携し、みどり豊かな街並みの形成に努める、など。

(3) みどりづくりの情報発信

みどりづくりの潜在層への意識啓発、市のみどりづくりの方向性や目標の共有を図っていくために、web サイト*や印刷物の活用、イベントの開催等によって情報発信を推進します。

①市のwebサイトの活用による情報発信

現在、市のwebサイトでは、特定の公園の紹介（公園緑地課）、緑化を含む市民活動団体の紹介（市民活動課）などの情報を発信しています。今後は、本計画の紹介を始め、総合公園、地区公園など規模が大きく、特徴的な公園の紹介、緑化・緑地保全活動の団体の紹介、みどりに関するマップの表示、イベントや支援制度の紹介などをwebサイトのコンテンツ(内容)として取り扱い、情報発信や情報共有が手軽に有効に実現できる媒体として、webサイトを積極的に活用します。

②散策マップ、サイクリングロードマップを作成

利根川、広瀬川、粕川などの河川沿いに整備されている散歩道やサイクリングロードを示したマップを作成し、情報発信を行います。マップには、主要公園や観光資源、サイクリングロードに近接する小さい公園や寺社仏閣、また、交通量が少なく、自転車が走りやすい道などの情報を掲載し、市内の散策やサイクリングを促進します。

③イベントの開催・情報発信

里山保全体験、自然環境保全体験、花壇づくりなど環境学習や生涯学習に関するイベントを開催し、みどりに対する意識啓発を推進します。

現在、市民活動などで行われているイベント情報を一元に管理し、市民が各々の目的にあったイベントに参加しやすいような情報発信を行います。また、今後多くのイベントや取り組みを行っていく中で、複数のイベントや取り組みを連携させ、みどりの一大イベントの開催を検討します。

グリーンフェスタ、市民緑花フェア

本市では、国の緑化推進運動期間（4月1日～5月31日）に合わせ毎年5月にグリーンフェスタ、都市緑化月間（10月1日～31日）に合わせ毎年10月に市民緑花フェア等のイベントを開催し、緑化推進や啓発に努めています。市民を対象とした苗木の無償配布や、市民緑化リーダー等による緑化相談を行っています。



グリーンフェスタの様子

宿根草の活用～コストを抑えたガーデニング*、花づくりのすすめ

ガーデニング、花づくりでは、苗木の購入等の負担が生じますが、なるべく負担を軽減するために、宿根草（キク、キキョウ、ジャクヤク、花菖蒲、ツワブキ、シバザクラなど）を多く活用してはどうか。宿根草は、丈夫で管理の手間がかからず長い寿命を持ちます。花はやや地味ですが、様々な宿根草を、開花時期を考えて植えれば、一年中花を楽しむことができます。



花菖蒲

（4）みどりに関する調査研究の推進

①本計画の実施状況の確認

都市環境や社会状況の変化が著しい昨今、本計画を、概ね5年ごとに検証し、時代の需要に適合した事業を実施していきます。また、本計画と違いがでてきた場合には、これを速やかに見直します。

②緑地、緑被の継続調査の実施

本計画の見直し時期にあわせ、継続的に緑地や緑被等のみどりの実態調査を行い、新たな施策を実施するための基礎資料として活用します。

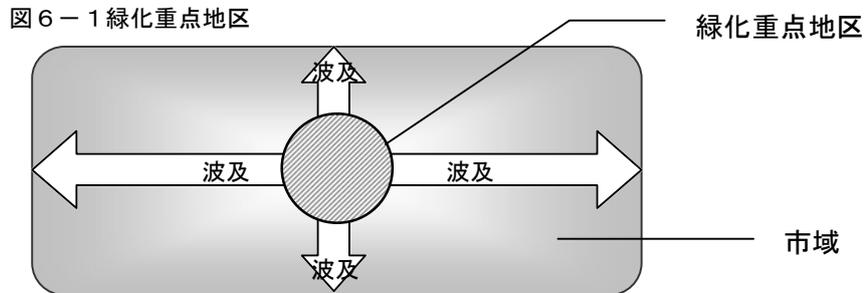
③地域の樹木・みどりの調査の実施

地域の子ども達を対象に、小中学校やまちづくり団体が連携し、環境教育*の一環として、地域の樹木・みどりの調査を定期的の実施することを検討します。

第6章 緑化重点地区の計画

6-1 緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、「緑化地域以外の区域であって、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」で、公園緑地等の整備、緑化を重点的に推進し、その動きを周辺に広げていく役割を持った地区です。つまり、緑化重点地区は、これからの本市のみどりのまちづくりのモデルとなる場所となります。



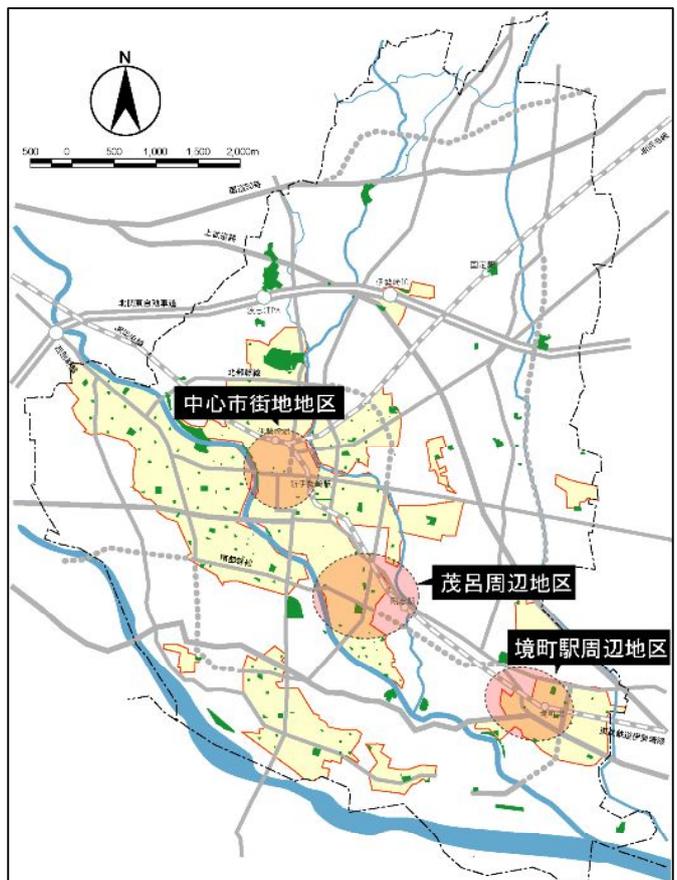
6-2 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は、緑化重点地区として考えられる地区の中から、今後の地域の空間形成において、緑化の推進の必要性が高い中心市街地、茂呂周辺及び境町駅周辺の3地区を設定します。

図6-2 緑化重点地区の設定

<p>■緑化重点地区として考えられる地区</p> <ul style="list-style-type: none">・駅前等都市のシンボルとなる地区・みどりが少ない住宅地・防災上、緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区・緑化の推進に関し、住民意識が高い地区・市街地開発事業等の予定地区・風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区 など
<p>■本計画の緑化重点地区の設定</p> <ul style="list-style-type: none">・中心市街地地区・茂呂周辺地区・境町駅周辺地区

図6-3 緑化重点地区の位置図



6-3 各地区の計画

(1) 中心市街地地区

① 現況特性及び課題

- ・本地区は、伊勢崎駅を中心とした約 146ha の区域で、本市の中心市街地の中でも交通の拠点となっています。
- ・駅と道路交通の要衝という地の利を得て、周辺地域からも人々を吸引する、古くからの商業集積地として発展してきました。
- ・しかし、戦前から変わらない都市基盤や郊外の市街化などにより、商業集積の低下、人通りの減少、空き地の点在など、中心市街地としての活力が低下している状況にあります。
- ・市街地であるため、公園等の緑地が少なく、みどりが不足しています。
- ・このような課題を受け、また、道路や公園、駅前広場等の公共施設整備と商店の再配置など、市の玄関口としての賑わいと活気を取り戻し、居住人口を増加させるという位置付けから、伊勢崎駅周辺総合開発事業に取り組んでいます。(平成8年から伊勢崎駅南口周辺において、施行面積 31.8ha の伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業を、平成13年度から伊勢崎駅北口周辺において、施行面積 12.6ha の伊勢崎駅周辺第二土地区画整理事業を行っています。)
- ・JR、東武ともに、鉄道の高架化事業を行っており、駅南北の一体化が期待されます。



伊勢崎駅



本町通り



②整備方針

【特定場所の整備方針】

- ・鉄道の高架化や区画整理事業により、駅周辺の空間が、飛躍的に向上していく中で、駅前と公園を一体化し、美しくデザインされたみどりを配した駅前の整備を行います。市の玄関口にふさわしい空間整備について検討します。
- ・駅南口広場から南方向に、本町通りとつなぐ、シンボルロードの整備を予定しています。このシンボルロードには、歩道や車道を整備し、歩道においては、量感のある街路樹やベンチ等を配し、オープンスペース*として市民に親しまれる空間形成を目指します。
- ・区画整理事業区域内の駅北口周辺に2箇所、駅南口周辺に7箇所の街区公園を整備します。水とみどりのネットワーク形成の視点から配置位置を検討し、防災や福祉に配慮し、特色のある公園づくりを推進します。都市公園*においても、市民協働で検討を進めます。
- ・新たに整備される都市計画道路について、環境や景観に配慮した街路樹や植栽帯を設置し、緑化を図ります。とりわけ、駅と華蔵寺公園をつなぐみどりの軸線となる伊勢崎駅北口線及び、南北方向の主要なアクセス道となる坂東大橋石山線について、優先して緑化を行います。
- ・広瀬川について、関係機関と調整し、地域住民やまちづくり団体等の協力を得て、市民協働で維持・管理を実施していきます。
- ・JR、東武鉄道の高架化に伴い、新たに整備される鉄道高架沿いの道路などの緑化を推進します。
- ・新伊勢崎駅周辺において、花壇やプランターの設置等の緑化を推進し、快適な駅前空間の形成に努めます。
- ・地区内の学校において、壁面緑化や花壇づくりなどの学校緑化を推進します。
- ・樹齢約600年の大カヤ(市指定天然記念物)がある同聚院、及び周辺にある地域の貴重なみどりの保全に努めます。
- ・同聚院から赤坂川の周辺の緑地の保全を推進します。



同聚院

【区域全体の整備方針】

- ・建物等が集まった地区であるため、ヒートアイランド現象*緩和などの環境負荷の軽減につながる様々なみどりを整備し、地球温暖化の防止に努めます。
- ・現在、市民団体により空き地を利用した花壇づくりが行われており、今後も、市民活動による空き地等を活用した緑化を推進します。
- ・一定規模の敷地面積を有する建築物については、緑化施設整備計画認定制度*による屋上緑化や壁面緑化を推進し、市街地の緑化に努めます。
- ・商店街については、歩行空間や店先でのプランター設置、統一した緑化の推進等により、魅力ある商業空間の形成を目指します。
- ・駅南口周辺の木造老朽住宅等が密集している区域では、防災性向上の観点から、住民の合意形成を図りつつ、住宅事情の改善、老朽住宅の建替え、緑地の確保等を推進します。



空き地を活用した花壇づくり

図6-4 伊勢崎駅前周辺（区画整理地）の都市整備の方針図

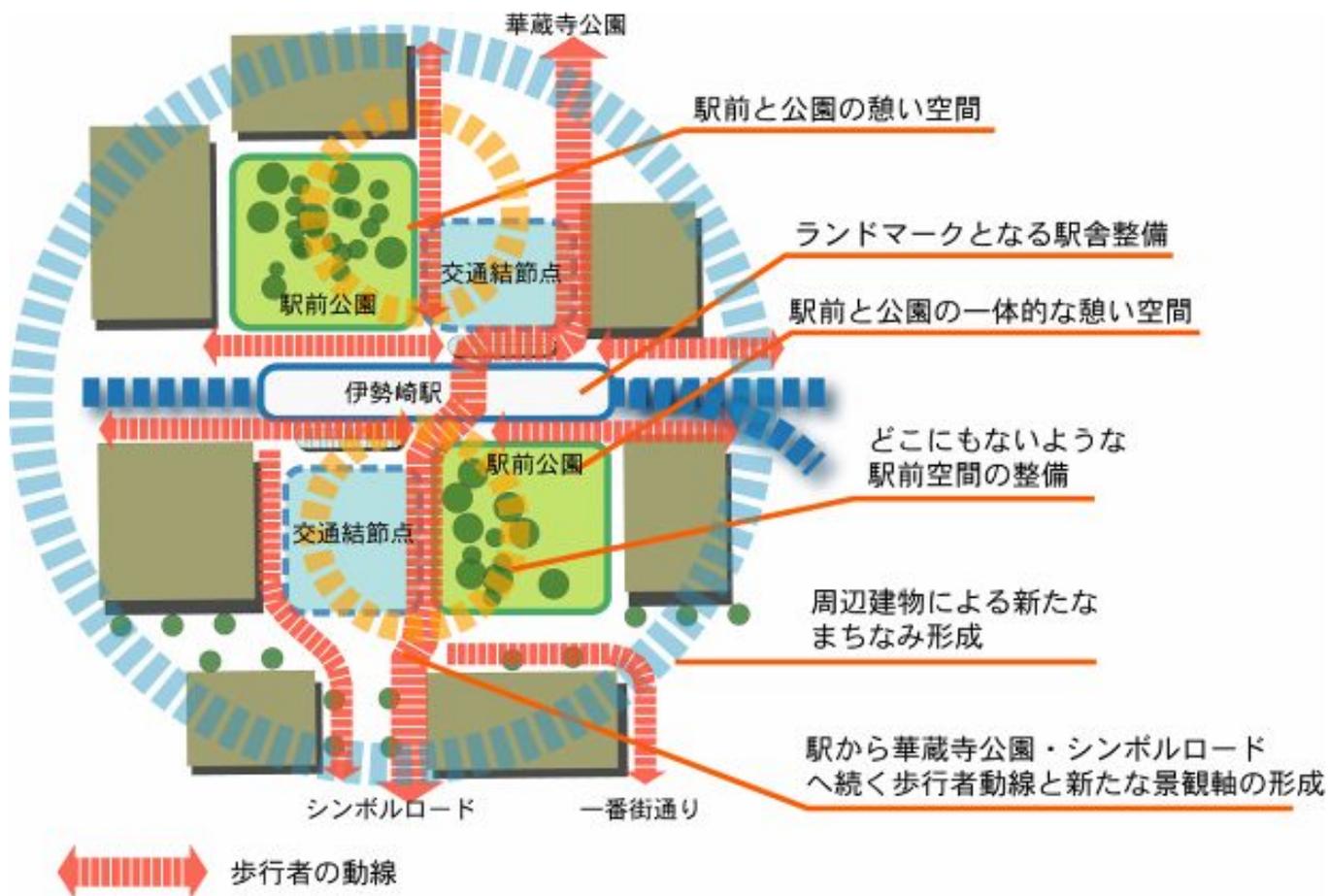
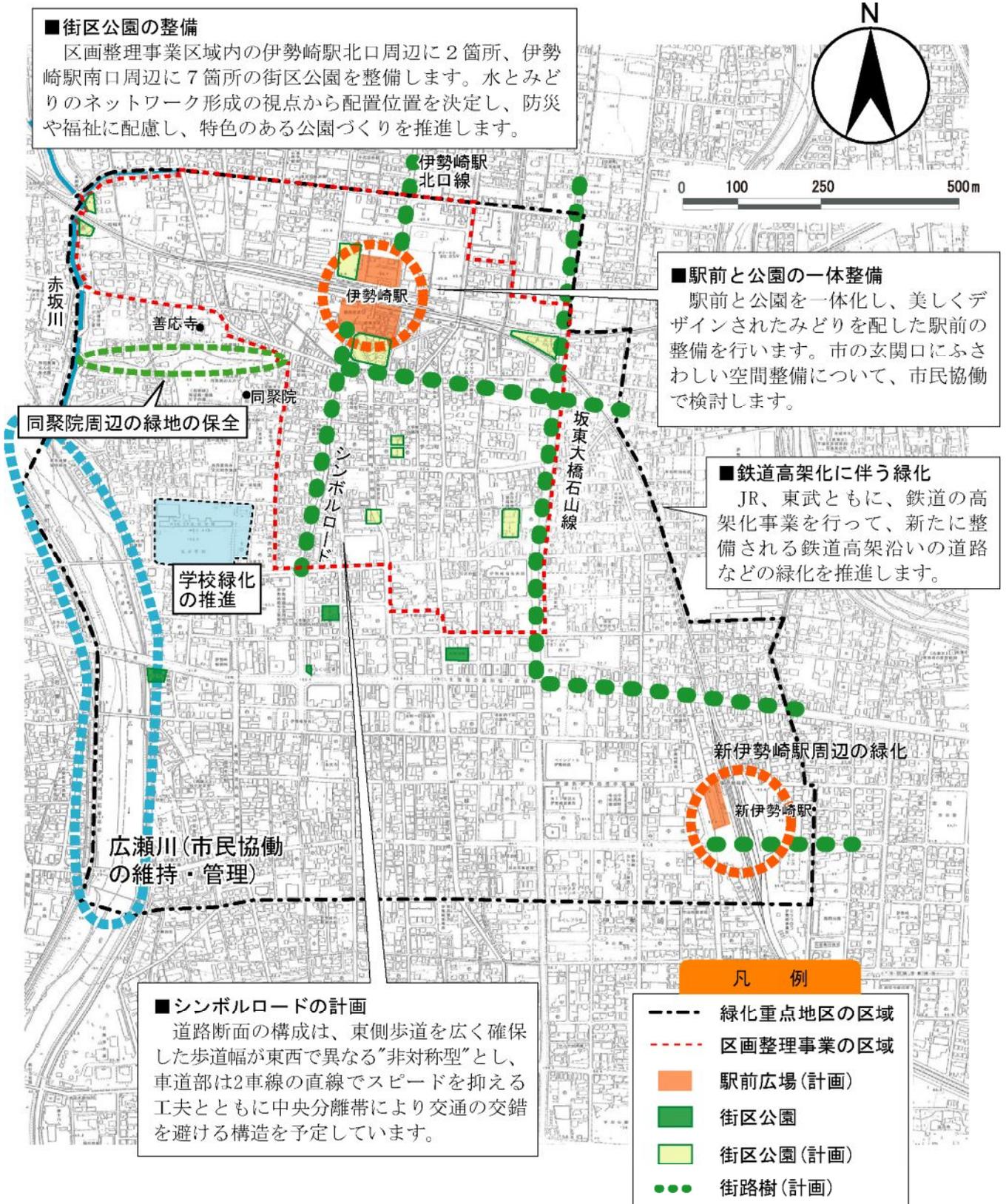


図6-5 中心市街地地区の整備方針図



(2) 茂呂周辺地区

① 現況特性及び課題

- ・本地区は、東武伊勢崎線、広瀬川、粕川に囲まれた約 193ha の地域で、中央部には東西方向に南部幹線が走っています。
- ・南部幹線の北側周辺は、農村集落を中心として形成された市街地で、市中心部に近く、利便性が高い地区ですが、道路が狭く、無秩序な市街化が進みつつあります。そこで、平成 7 年度から、施行面積 67.2ha の土地区画整理事業*により、都市計画道路をはじめ、公園、その他の公共施設の整備改善を行い、宅地の利用増進、秩序ある市街地の形成を進めています。
- ・南部幹線の南側周辺は、羽黒土地区画整理事業区域と上記の土地区画整理事業区域に挟まれる形で位置し、無秩序な宅地化が進んでいます。そこで、平成 6 年度から、施行面積 79.4ha の土地区画整理事業により、都市計画道路 9 路線や公園等の面的整備を行い、良好な市街地の形成を進めています。
- ・剛志駅の駅舎が建替えられたことに伴い、剛志駅周辺の一体的な整備を進めています。具体的には、駅前広場の整備、駅北側東西道路の拡幅、自転車及び歩行者用の歩道整備、駐輪場の整備、防犯パトロールセンターの整備を行います。



区画整理が進む街並み



剛志駅

② 整備方針

- ・本市の新たな東西方向の主要幹線道路となる南部幹線については、街路樹や植栽帯を設置し、量感あるみどりを感じられる空間形成を行います。
- ・6箇所 of 街区公園を整備します。河川とみどりを連続させるようなネットワーク形成の視点から配置位置を検討し、防災や福祉に配慮し、特色のある公園づくりを推進します。なお、整備にあたっては、市民協働で整備の検討を進めます。
- ・既存の公園や今後整備された公園について、地域住民やまちづくり団体等の協力を得て、市民協働で維持・管理を実施していきます。
- ・広瀬川について、関係機関と調整し、地域住民やまちづくり団体等の協力を得て、市民協働で維持・管理を実施していきます。
- ・地区内の学校において、壁面緑化や花壇づくりなどの学校緑化を推進します。
- ・剛志駅前広場等の整備の際には、美しくデザインされたみどりを配し、快適な駅前空間の形成に努めます。
- ・各家庭や事業所に意識啓発を促し、オープンガーデン*や優れた緑化デザインを多く見ることのできるような、緑化のモデル地区を目指します。

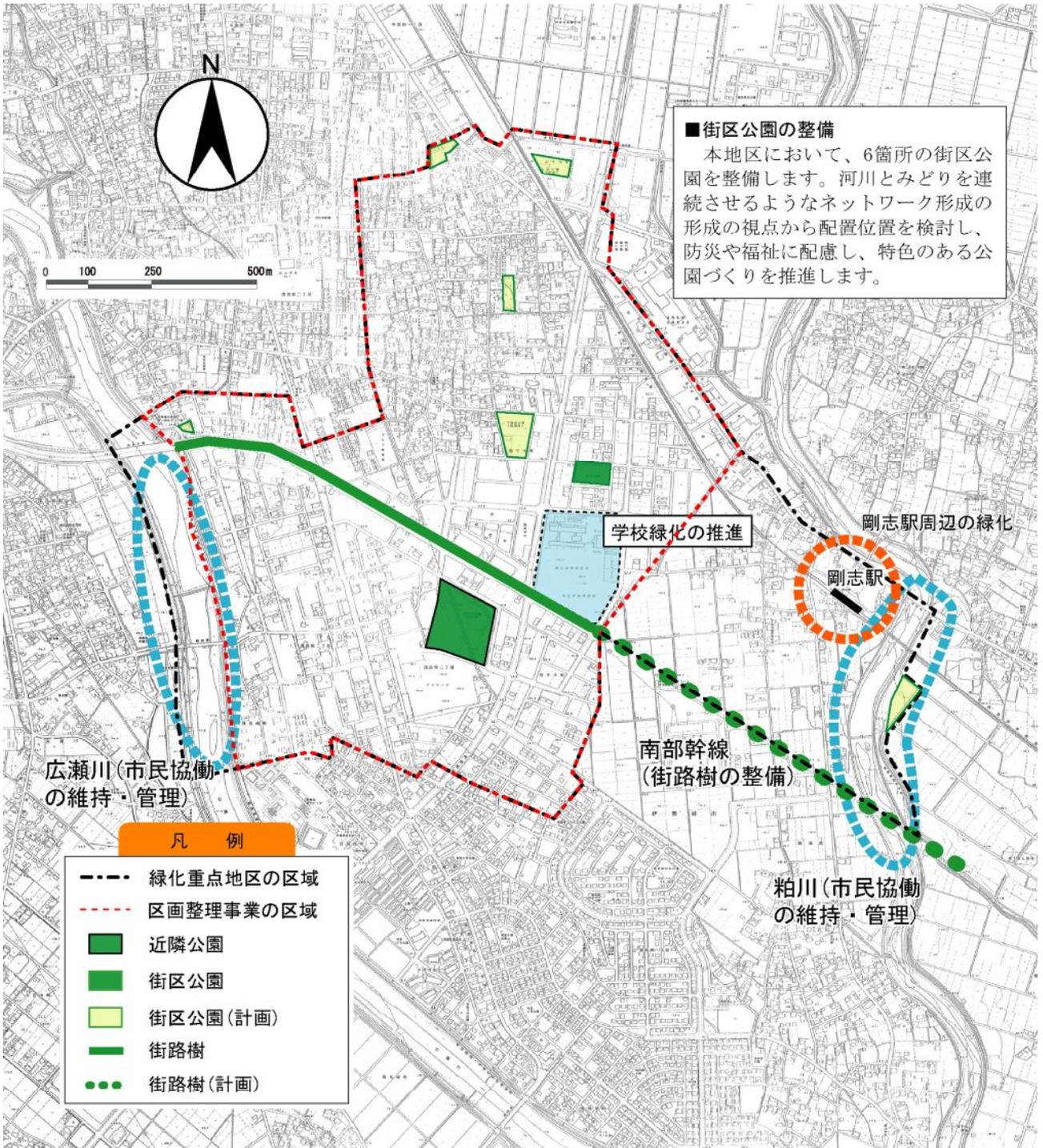


南部幹線



広瀬川

図6-6 茂呂周辺地区の整備方針図



(3) 境町駅地区

① 現況特性及び課題

- ・本地区は、境町駅を中心とした約 126ha の地域となっています。
- ・国道 354 号を軸として市街地が形成されており、旧日光例幣使道沿いに古い街並みが往時の面影を残す、歴史的な風情が感じられる反面、都市基盤施設が不足し、家屋が密集する状況もみられます。
- ・当地区は、江戸時代の水運・陸運による発展の頃から、境町地区の中心となってきた地域です。商業や、行政、文化、福祉などの各種公共施設が多く立地しており、まとまりがあり、利便性の高い地域となっています。
- ・複数の商店街が集積していますが、近年、停滞傾向にあります。
- ・境町駅北側は、土地区画整理事業*が進められた良好な市街地が形成されています。
- ・絹の館など、製糸・織物のまちとしての起源を語る、歴史文化的資源が中心市街地に集積しています。



境町駅南口

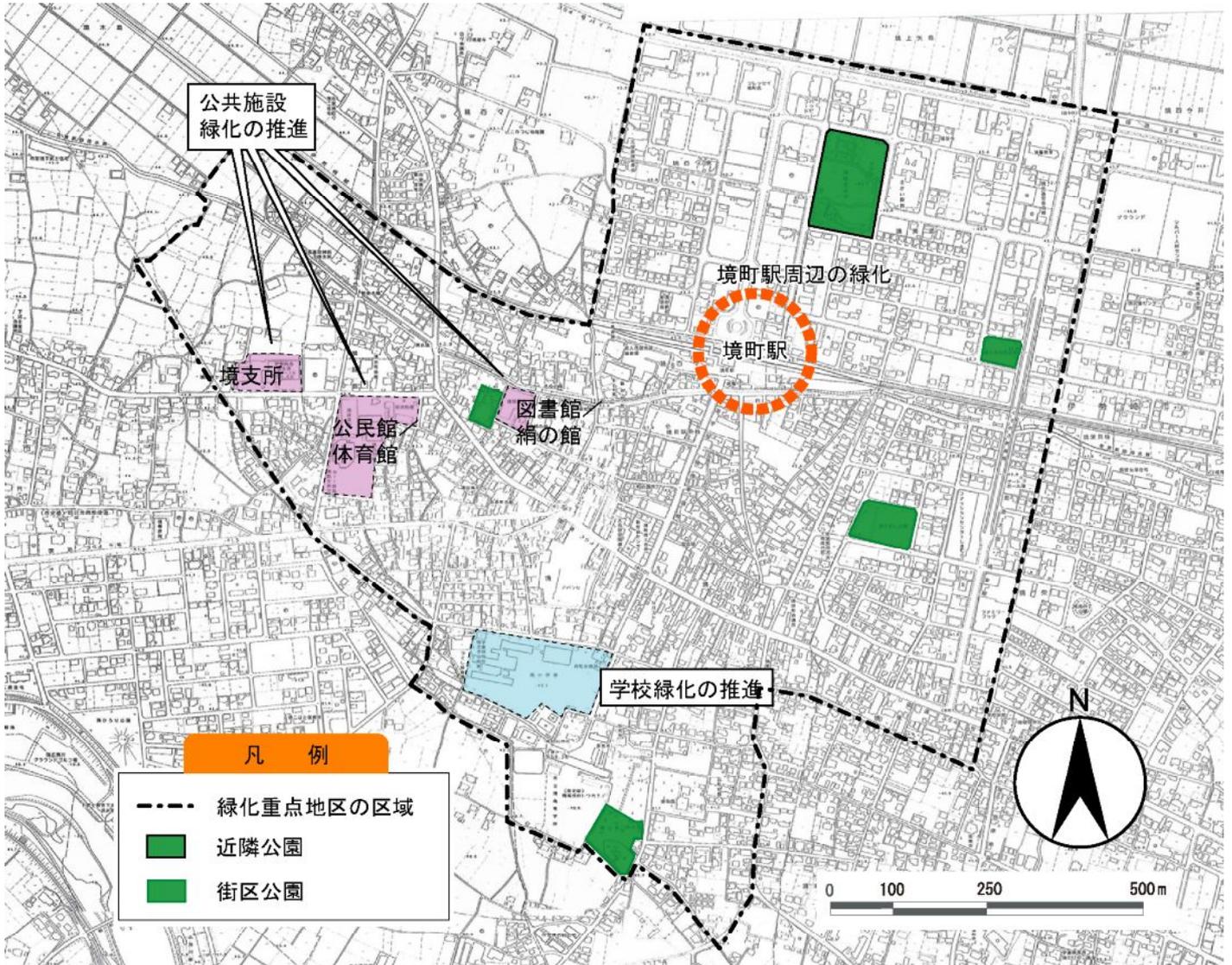


絹の館

② 整備方針

- ・建物等が集まった地区であるため、ヒートアイランド現象*緩和などの環境負荷の軽減につながる様々なみどりを整備し、地球温暖化の防止に努めます。
- ・安全で落ち着きのある市街地環境を保護するために必要となる、身近な公園、ポケットパーク*、オープンスペース*等の適切な確保を推進します。
- ・既存の公園や今後整備された公園について、地域住民やまちづくり団体等の協力を得て、市民協働で維持・管理を実施していきます。
- ・地域のシンボルとなっている絹の館などにおいて、歴史文化的資源に適した緑化や緑地の保全に努めます。
- ・市役所境支所、図書館、公民館、体育館等の公共施設において、民有地の緑化を先導するような壁面緑化、屋上緑化や花壇づくりを推進し、みどりづくりの啓発に努めます。
- ・地区内の学校において、壁面緑化や花壇づくりなどの学校緑化を推進します。
- ・多くの人々が利用する境町駅周辺に、美しくデザインされたみどりを配し、快適な駅前空間の形成に努めます。
- ・商店街については、歩行空間や店先でのプランター設置、統一した緑化の推進等により、魅力ある商業空間の形成を目指します。
- ・各家庭や事業所に意識啓発を促し、オープンガーデン*や優れた緑化デザインを多く見ることのできるような、緑化のモデル地区を目指します。

図6-7 境町駅地区の整備方針図



本市では、平成 20 年 3 月 29 日から 11 月 9 日まで、“健康とふれあい”をテーマに 20 万市民の手作りによる花とみどりの祭典「第 25 回全国都市緑化ぐんまフェア in いせさき」を、自然環境豊かな「波志江沼環境ふれあい公園」を中心に開催し、ぐんまフェアのサテライト会場として、みどりがつくる元気な暮らしの提案を広く発信しました。

第 25 回全国都市緑化ぐんまフェア in いせさきの概要

開催期間	平成 20 年 3 月 29 日（土）～平成 20 年 11 月 9 日（日）
開催時間	9：00～16：00（会場によって異なる場合がある。）
開催方式	主会場及び各会場によるリレー方式開催
会場	<ul style="list-style-type: none"> ●主会場 <ul style="list-style-type: none"> ◇波志江沼環境ふれあい公園 ●リレー会場 <ul style="list-style-type: none"> ◇あずま花の里・国定公園 ◇華蔵寺公園 ◇平塚公園・島村渡船フェスタ会場・利根川水辺プラザ公園 ◇赤堀花しょうぶ園 ◇あずま水生植物公園 ◇境御嶽山自然の森公園 ◇あかぼり蓮園 ◇西部公園・ラブリバー親水公園うぬき ◇小泉コスモス ◇あかぼり小菊の里
開催テーマ	<p>「健康とふれあい」</p> <p>日々の生活に花とみどりの潤いのある「健康医療都市」伊勢崎市を目指すとともに、市民の手でフェアを創り上げ、人と人との温かさが感じられるフェアを目指す。</p>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○花とみどりがある住まいとまち <ul style="list-style-type: none"> 自身ですぐに実践できる花壇の提案や、美しい波志江沼の風景の創出、市民による花とみどりのまちづくりなどを提案する。 ○花とみどりで生み出す生きがい <ul style="list-style-type: none"> 花とみどりが生み出す日常生活での生きがいや、世代間交流など新しい仲間づくりの懸け橋とする。 ○花とみどりによる心と身体の健やかさ <ul style="list-style-type: none"> ハーブなどにより、香りや味覚などによるリラクゼーションの紹介や、みどり豊かな空間でのリハビリテーションの実践を行う。 ○花とみどりでつなぐ伝統文化の交流 <ul style="list-style-type: none"> 伊勢崎の伝統文化、そして、多くの外国人との文化交流を花とみどりでつなぎ、展開する。
提唱・主催	<p>提唱：国土交通省</p> <p>主催：伊勢崎市</p>

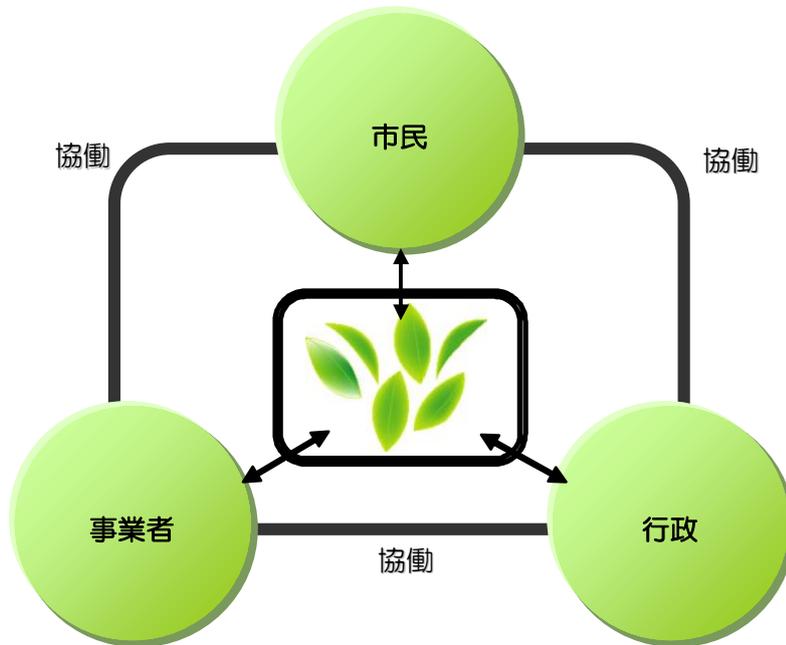
第7章 計画の実現に向けて

7-1 体制づくり

緑化、緑地の保全を効果的・効率的に行っていくためには、市民・事業者・行政が主体的に取り組むことが重要となります。そのためには、市民と事業者、行政の役割の明確化が必要です。

図7-1体制づくり

【市民】
■みどりへの理解…市に愛着と誇りを持ち、市の良好な環境を創出するため、みどりをいつくしみ、自然を大切に作る心を育みます。
■主体的な取り組み…自らが主体となった、身近に感じられるところからの、みどりの保全や新たなみどりづくりに取り組みます。



【事業者】
■住宅事業者や商業開発者による環境づくり…新たな市街地開発にあたっては、企業CSR*の視点から、積極的な緑化推進をします。
■地域に親しまれるみどりづくり…事業所が地域住民に愛される場となるよう、敷地内の緑化や敷地の一部開放などを推進します。

【行政】
■みどりづくりの積極的推進…地域や市内に留まらない総合的な視点を持って、施策を展開するとともに、市民や事業者の理解と協力を得ながら、みどりづくりの中核を担います。
■関係機関との調整…県等行政機関及び庁内関係各課の連携を図り、効率的で効果的な施策展開とその推進の舵取り役を担います。

表 7-1 施策の役割分担

基本方針	基本施策	具体的な施策	役割			
			市民	事業者	行政	地権者
豊かな水とみどりの環境を整えます、増やします	身近で特色ある公園の形成	波志江沼環境ふれあい公園の整備	○		◎	
		新たな都市公園等の整備	△		◎	
		既存公園のリニューアル	○		◎	
		防災や福祉に配慮した公園づくりの推進	○		◎	
		特色のある公園づくりの推進	○		◎	
		市民協働の公園づくりの推進	○		◎	
		リーディングプロジェクト①公園づくりのワークショップ 市民協働による公園の維持・管理の推進	◎		○	
	水とみどりのネットワークの形成	街路樹の整備	△		◎	
		サイクリングロード、散策路の整備	△		◎	
		水辺空間の整備の検討	△		◎	
		市民協働による河川の維持・管理の推進	◎		○	
		連続的なみどりの確保	△	△	◎	○
	人が集まる場所のみどりづくり	公共施設の緑化の推進	○		◎	
		学校の緑化の推進 リーディングプロジェクト②小中学校の壁面緑化	◎	△	◎	
		駅、インターチェンジ等の緑化の推進	○	○	◎	
商業地における緑化の推進			◎	○	◎	
次世代に伝えるべきみどりを守ります	農地、農地景観の保全・活用	農地、農地景観の保全	△	△	◎	◎
		市民農園の整備の推進	○		◎	◎
	身近なみどりの保全	神社・仏閣のみどりの保全の検討	○		○	◎
		巨樹・古木の保全 樹林地の保全	○	△	○	◎
みんなで協働してみどりを育みます	市民・事業者の緑化の推進	家庭や事業所の緑化の推進 リーディングプロジェクト③緑化デザインの表彰制度の創設 リーディングプロジェクト④オープンガーデンの推進	◎	○	○	
		樹木の里親制度の検討 リーディングプロジェクト⑤赤松管理オーナー制度の創設	◎	○	○	○
		地域と一体となった工場地緑化の推進	○	◎	○	◎
		商業地における緑化の推進（再掲）		◎	○	○
		市民協働による公園の維持・管理の推進（再掲）	◎		○	
		市民協働による河川の維持・管理の推進（再掲）	◎		○	
		緑化支援の仕組みづくり	市民緑化リーダー制度の充実	◎	△	◎
	グリーンバンクの創設		◎	△	◎	○
	講習会の開催		◎		◎	
	みどりの相談窓口の創設		◎		△	
	みどりの協議の場づくり		◎	○	○	○
	みどりづくりの情報発信	市の web サイトの活用による情報発信	○	○	◎	
		散策マップ、サイクリングロードマップを作成	○		◎	
		イベントの開催・情報発信	○	△	◎	
	みどりに関する調査研究の推進	本計画の実施状況の確認			◎	
緑地、緑被の継続調査の実施				◎		
地域の樹木・みどりの調査の実施		○		○		

◎主体的に取り組む、○協力・共同・参画する、△支援する

7-2 市民の行動計画

様々な市民が、各々の目的や需要に合った行動にすぐ取り組めるように、市民の段階別行動計画を示します。

Step1

家庭の緑化をしよう！

各々の家庭で、庭や壁面等の緑化に努めましょう。

Step2-①

地域のみどりづくりに参加しよう！

地域にある公園、河川、学校などでは、様々な団体によるみどりづくりが始まっています。そのような取り組みを、市の web サイトや広報誌等から探し、参加しましょう。

Step2-②

みどりに関する知識や技術を高めよう！

様々な団体、もしくは市では、みどりづくりに関するイベントや講習会を開催しています。これらに参加し、みどりに関する知識や技術を高めましょう。

Step3

地域や市のみどりづくりを企画・運営しよう！

本市では、今後、市民が主体となった様々なみどりづくりを実施していく必要があります。そこで、多くの人々の緑化を支援していく施策について、市民自らが企画や運営に参加し、市全体のみどりづくりを推進しましょう。

本計画の具体的な施策にご参加・ご協力下さい！

・家庭や事業所の緑化の推進 など

・市民協働による公園の維持・管理の推進
・市民協働による河川の維持・管理の推進
・学校の緑化の推進 など

・イベントの開催・情報発信
・講習会の開催 など

・市民協働による公園の維持・管理の推進
・市民協働による河川の維持・管理の推進
・市民緑化リーダー制度の充実
・講習会の開催
・グリーンバンクの創設
・みどりの相談窓口の創設
・樹木の里親制度の検討 など

7-3 施策の推進計画

本計画の施策の推進計画を以下に示します。

表 7-2 施策の推進計画

基本方針	基本施策	具体的な施策	現在	実施期間		
				短期	中期	長期
豊かな水とみどりの環境を整えます、増やします	身近で特色ある公園の形成	波志江沼環境ふれあい公園の整備	→	→		
		新たな都市公園等の整備	→	→	→	
		既存公園のリニューアル	→	→	→	
		防災や福祉に配慮した公園づくりの推進	→	→	→	
		特色のある公園づくりの推進	→	→	→	
		市民協働の公園づくりの推進	→	→	→	
		リディングプロジェクト①公園づくりのワークショップ	→	→	→	
		市民協働による公園の維持・管理の推進	→	→	→	
	水とみどりのネットワークの形成	街路樹の整備	→	→	→	
		サイクリングロード、散策路の整備	→	→	→	
		水辺空間の整備の検討	→	→	→	
		市民協働による河川の維持・管理の推進	→	→	→	
		連続的なみどりの確保	→	→	→	
	人が集まる場所のみどりづくり	公共施設の緑化の推進	→	→	→	
		学校の緑化の推進	→	→	→	
		リディングプロジェクト②小中学校の壁面緑化	→	→	→	
		駅、インターチェンジ等の緑化の推進	→	→	→	
			商業地における緑化の推進	→	→	→
次世代に伝えるべきみどりを守ります	農地、農地景観の保全・活用	農地、農地景観の保全	→	→	→	
		市民農園の整備の推進	→	→	→	
	身近なみどりの保全	神社・仏閣のみどりの保全の検討	→	→	→	
		巨樹・古木の保全	→	→	→	
		樹林地の保全	→	→	→	
みんなで協働してみどりを育みます	市民・事業者の緑化の推進	家庭や事業所の緑化の推進	→	→	→	
		リディングプロジェクト③緑化デザインの表彰制度の創設	→	→	→	
		リディングプロジェクト④オープンガーデンの推進	→	→	→	
		樹木の里親制度の検討	→	→	→	
		リディングプロジェクト⑤赤松管理オーナー制度の創設	→	→	→	
		地域と一体となった工場地緑化の推進	→	→	→	
		商業地における緑化の推進（再掲）	→	→	→	
	市民協働による公園の維持・管理の推進（再掲）	→	→	→		
		市民協働による河川の維持・管理の推進（再掲）	→	→	→	
	緑化支援の仕組みづくり	市民緑化リーダー制度の充実	→	→	→	
		グリーンバンクの創設	→	→	→	
		講習会の開催	→	→	→	
		みどりの相談窓口の創設	→	→	→	
		みどりの協議の場づくり	→	→	→	
	みどりづくりの情報発信	市の web サイトの活用による情報発信	→	→	→	
散策マップ、サイクリングロードマップを作成		→	→	→		
イベントの開催・情報発信		→	→	→		
みどりに関する調査研究の推進	本計画の実施状況の確認	→	→	→		
	緑地、緑被の継続調査の実施	→	→	→		
	地域の樹木・みどりの調査の実施	→	→	→		

7-4 進行管理と評価の実施

基本理念「豊かな水とみどりが ふれあいと喜びを 育むまち 伊勢崎」の実現にむけ、3つの基本方針から展開される具体的な各施策を実施し、みどりの基本計画の効果的な進行管理を進めます。また、各施策の進捗状況の管理や達成目標のチェックを実施するために、計画(Plan)、実践(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)を順次もしくは、並行して行っていく「PDCA サイクル」を進めます。

このため具体的な実施計画などは毎年度点検評価し、翌年度の事業実施に反映していくとともに、概ね5年ごとに検証します。ただし、本計画の目標年度の平成39年までには、社会や経済情勢の変化も予想されることから、地域の状況や市民意向の把握に努め、「PDCA サイクル」に基づき、柔軟な実施計画の見直しを図り、適切な進行管理に努めます。

なお、基本計画の検証にあたっては、市民や事業者等の意見を聞きながら進めます。

図7-2 PDCA サイクル

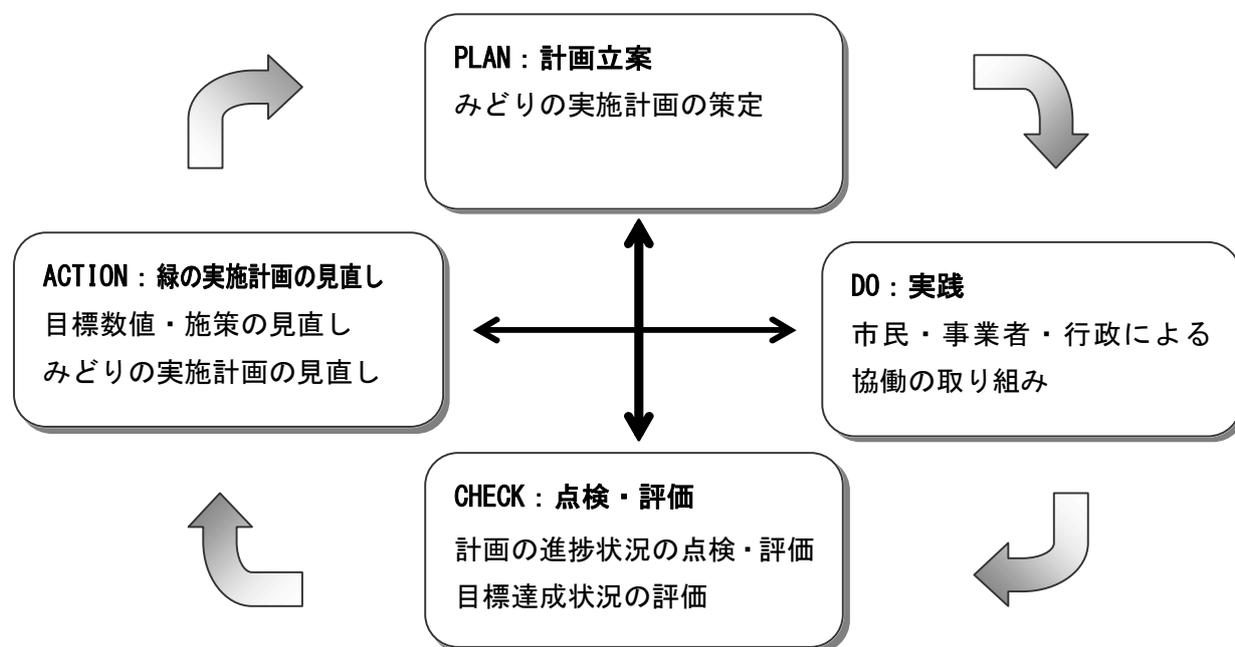
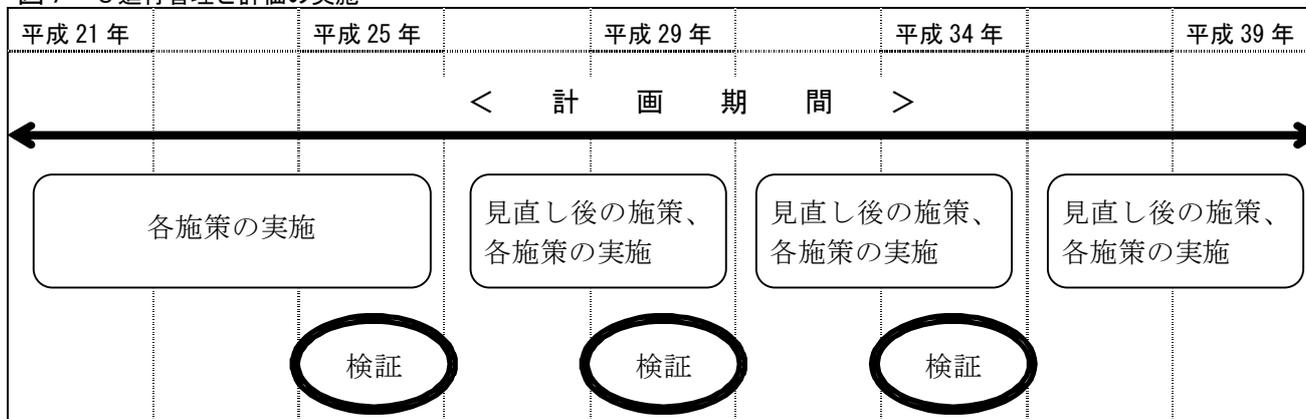


図7-3 進行管理と評価の実施





波志江沼環境ふれあい公園 1



波志江沼環境ふれあい公園 2



波志江沼環境ふれあい公園 3



あずま花の里



西部公園



あかぼり蓮園



小菊の里



小泉コスモス

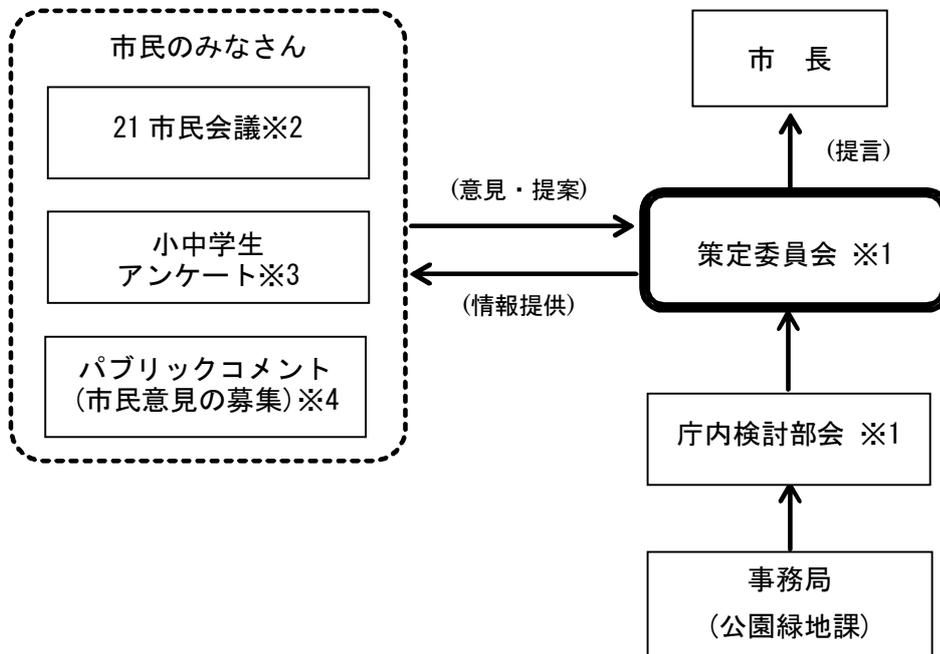
資料編

- 資料1 策定体制
- 資料2 策定までの流れ
- 資料3 緑地の分類
- 資料4 市の木・花
- 資料5 用語解説

資料 1 策定体制

(1) 策定体制

本計画は、策定委員会を中心とする下記の体制で策定を行いました。



※1 平成 20 年度に、基本計画策定に関する検討を行いました。

※2 平成 19 年度に、緑化に関する検討を行いました。

※3 平成 19 年度に、伊勢崎市の小中学生 4,000 人を対象にアンケートを行いました。

※4 平成 20 年 12 月 1 日から平成 21 年 1 月 5 日まで、パブリックコメントを実施し、5 件(意見提出者数 1 名)のご意見をいただきました。

(2) 策定委員会の設置要綱

伊勢崎市みどりの基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊勢崎市みどりの基本計画（以下「計画」という。）の策定に伴い、その計画原案の策定を円滑に進めるため、伊勢崎市みどりの基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画原案の策定及び調整に関すること。
- (2) その他計画原案の策定に関し必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項の計画原案の策定が終了したときは市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、別表第1に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は学識経験者のうちから、副委員長は委員のうちから委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(検討部会)

第5条 委員会に検討部会を置き、第2条に規定する所掌事務について資料の収集、調査及び研究を行い、その結果を委員会に報告する。

- 2 検討部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 検討部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会長には、公園緑地課長の職にある者をもって充て、副部会長は部会長の指名した者とする。
- 4 検討部会は、部会長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画部公園緑地課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

選 出 区 分	人数
学識経験者	2人
市民団体等の推薦する者	6人
公募による市民	3人
市の職員	4人

別表第2（第5条関係）

企画部企画調整課長
環境部環境保全課長
経済部農政課長
建設部土木課長
都市計画部都市計画課長
都市計画部景観担当課長
都市計画部公園緑地課長

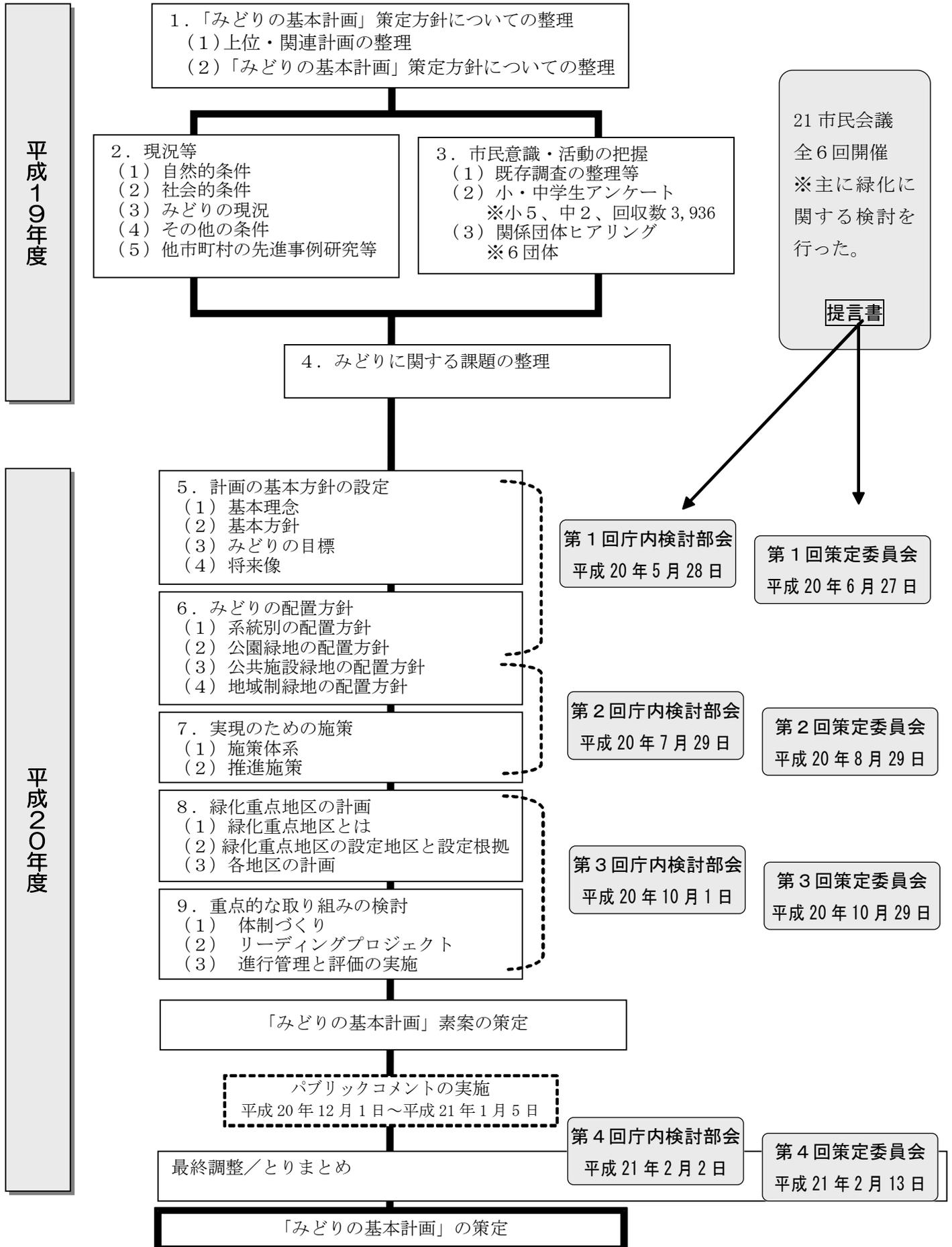
(3) 策定委員会の委員

区分	氏名	所属	職
経験者 学識	小林 享	前橋工科大学	大学教授
	矢端 義直	東京福祉大学	大学教授
市民団体等の推薦する者	鷹巣 修	伊勢崎商工会議所	商工会議所議員
	清水 栄司	(社)群馬県建設業協会伊勢崎支部	理事
	加藤 克己	伊勢崎造園協会	相談役
	尾内 健次	伊勢崎市環境指導員会	代表
	福島 安子	群馬伊勢崎商工会	女性部長
	大島 貞子	J A佐波伊勢崎	参与
公募による市民	大久保 光弥	公募委員	
	松井 眞由美	公募委員	
	松島 弘子	公募委員	
市の職員	鈴木 宣男	伊勢崎市	副市長
	岡本 勉	〃	企画部長
	淵上 俊次	〃	環境部長
	木暮 孝志	〃	経済部長

(4) 庁内検討部会の委員

所属	所属
企画部企画調整課長	都市計画部都市計画課長
環境部環境保全課長	都市計画部景観担当課長
経済部農政課長	都市計画部公園緑地課長
建設部土木課長	

資料2 策定までの流れ



資料3 緑地の分類

(1) 緑地の分類 (詳細)

施設緑地	都市公園		都市公園法で規定するもの
	都市公園以外	公共施設緑地	国民公園、都市公園を除く公共空地、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、道路環境施設帯、地方自治法設置又は市町村条例設置の公園、公共団体が設置している市民農園、公開している教育施設(国公立)、河川緑地、港湾緑地、農村公園、児童遊園、市町村が設置している運動場やグラウンド、子供の国、青少年公園 等
		民間施設緑地	公開空地、市民農園(上記以外)、一時開放広場、公開している教育施設(私立)、市町村と協定等を結び開放している企業グラウンド、寺社境内地、屋上緑化の空間、民間の動植物園 等
地域制緑地等	法によるもの		特別緑地保全地区(都市緑地法) 風致地区(都市計画法) 近郊緑地特別保全地区(首都圏近郊緑地保全法他) 歴史的風土特別保存地区(古都保存法) 生産緑地地区(生産緑地法) 自然公園(自然公園法) 自然環境保全地域(自然環境保全法) 農業振興地域・農用地区域(農業振興地域整備法) 河川区域(河川法) 保安林区域(森林法) 地域森林計画対象民有林(森林法) 市民緑地(都市緑地法) 保存樹・保存樹林(樹木保存法) 名勝・天然記念物・史跡等緑地として扱える文化財(文化財保護法)等
	協定によるもの		緑地協定(都市緑地法)
	条例等によるもの		条例・要綱・契約・協定等による緑の保全地区や緑の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地、県や市町村指定の文化財で緑地として扱えるもの 等

(2) 都市公園の分類

※本市には立地していない。

分類		説明	具体例	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たりの面積は 0.25ha を標準として配置する。	今泉公園、連取1号公園、羽黒1号公園など
	近隣公園	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たりの面積は 2ha を標準として配置する。	境伊与久沼公園、平塚公園、国定公園など
		地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、その敷地面積は 4ha を標準として配置する。	子供のもり公園伊勢崎、境ふれあいパーク、赤堀せせらぎ公園など
		都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、その目的に必要な敷地面積で配置する。
	運動公園※	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、その目的に必要な敷地面積で配置する。	前橋総合運動公園、敷島公園(前橋)など	
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓苑等特殊な公園でその目的に即し配置する。	境御嶽山自然の森公園、あずま水生植物公園など	
大規模公園※	広域公園	主として一の市町村の区域を越える広域レクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。	大子広域公園(茨城県)など	
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。	南予レクリエーション都市(愛媛県)など	
国営公園※		主として一の都府県の区域を越えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、一箇所当たり面積 300ha 以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものにおいて、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。	国営越後丘陵公園(新潟県)、国営アルプスあづみの公園(長野県)など	
緩衝緑地※		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位地について公害、災害の状況に応じ配置する。	—	
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。)	広瀬川緑地、茂呂島緑地など	
都市林※		主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。	—	
緑道		災害時における避難路の確保、市街地における都私生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10~20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	赤坂川緑道	
広場公園※		主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。	—	



資料4 市の木・花

(1) 市の木・花の選定

①市の木「マツ」の選定理由

古来からこの地域に広く自生、あるいは植栽されている樹木が最適であろうという考え方により、アカマツ・クロマツを含む総称としての「マツ」が選定されました。マツは、合併前から現在の伊勢崎市全域にどこにでも生育しており、古くから庭木や盆栽として広く愛されてきました。市内には県内有数の名木も見られるように神社・仏閣にも植栽され、防風林としてあるいは街道にも意図的に残されているほか、公園や公共施設などにも数多く植栽されています。また、木造建築資材用として梁、桁などに利用されたり、可燃性の樹脂を多く含むため焚き付けや燃料として利用されてきたり、古くからこの地域で人にもっとも近いところに生育していた木といえます。

②市の花（四季の花）「春＝ツツジ・夏＝サルビア・秋＝キク・冬＝スイセン」の選定理由

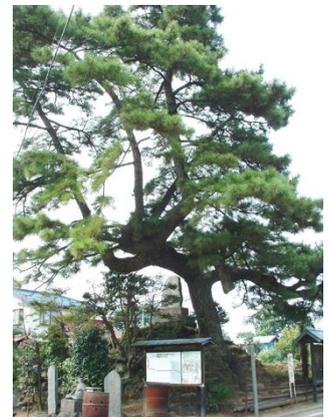
市の花については、一つに限定せず長い期間にわたり市民が楽しめるよう3～4種類あってもいいのではないかという意見が委員から多数出され、この考え方に沿って検討されました。また、旧市町村でも様々な角度から論議を重ねて各々市町村の花を制定したことから、今も人々の生活に密着して親しまれている状況があります。そのような中、開花時期に注目すると、ツツジは春、サルビアは夏から秋、キクは秋、スイセンは冬から春にかけてと、四つの花を合わせれば四季折々に花を楽しめ、市民の交流ができます。四つの市町村が合併して一つの新しい伊勢崎市を創り上げる象徴として、人々に親しまれ、広く植生の認められる花を選んだ結果、四季の花として四種類の花が選定されました。

(2) 市の木

①マツ

「マツ科マツ属」の針葉樹で、クロマツ、アカマツのほかいくつかの種類があります。常緑樹で冬も緑を茂らせ、若さや不老長寿の象徴とされ、「梅」「竹」と合わせておめでたい木とされています。能や狂言の舞台には背景として必ず描かれており、歌舞伎でも多くの演目で描かれるなど、日本の文化を象徴する木でもあります。

華蔵寺公園や赤堀いこいの森公園のマツの群生する美観はすばらしく、連取町菅原神社の笠松やあずま中学校校庭の梨本宮殿下お手植えのマツなど、県内有数の名木や歴史を持った木が存在しています。



境一本松稲荷



連取の笠松



赤堀いこいの森公園



梨本宮殿下お手植えの松

(3) 市の花

① ツツジ

「ツツジ科ツツジ属」の植物で、観賞用として公園や道路の分離帯などの植え込みに植栽されている常緑または落葉低木の通称です。花期は春で、伊勢崎市の四季の花として、春の花に選定されました。



② サルビア

「シソ科アキギリ属」の一年草低草木で、園芸品種が多く、花壇などに植えられ長期間咲き続けます。花期は夏から秋にかけてで、伊勢崎市の四季の花として、夏の花に選定されました。



③ キク

「キク科キク属」の植物で、キクといえばイエギク（栽培ギク）を指します。園芸植物の多年草で、旧暦9月9日の重陽の節句は「菊の節句」と呼ばれているように花期は秋で、日本の秋を象徴する花となっています。伊勢崎市の四季の花として、秋の花に選定されました。



④ スイセン

「彼岸花科スイセン属」の多年草で、スイセン属に含まれるものを総称してスイセンと呼んでいます。スイセンは日本の気候と相性がよく、栽培も比較的簡単です。花期は冬から春にかけてで、伊勢崎市の四季の花として、冬の花に選定されました。



資料5 用語の解説

あ行

■web サイト（ウェブサイト）・・・61 ページ、65 ページ

日本では「ホームページ」と呼ばれることが多い。インターネット上のサービスのひとつである WWW (World Wide Web: ワールド・ワイド・ウェブ) を用いて提供される、一連の情報の集合体。

■NPO（エヌピーオー）・・・37 ページ

Non Profit Organization の略。非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

■オープンスペース・・・21 ページ、22 ページ、53 ページ、58 ページ、59 ページ、61 ページ、69 ページ、74 ページ

公園や児童遊園等の市民の憩いの場として、また、災害時には避難場所等として機能する空間。これらの機能を持つ農地や駅前広場等を含む。

■オープンガーデン・・・62 ページ、72 ページ、74 ページ

個人の庭などを一般に公開するもので、ガーデニングの本場イギリスが発祥。

か行

■ガーデニング・・・42 ページ、48 ページ、62 ページ、64 ページ、66 ページ、

園芸・庭仕事などのこと。特にイギリスをはじめとする欧米風のことをいう。

■かしぐね・・・59 ページ、61 ページ

からっ風を防ぐためのシラカシを利用した風よけの垣根のことをいう。きれいに刈り上げられ、形が整っているため、風を効率よく防ぐ。地域の個性として愛着が持たれているが、所有者の高齢化と、維持管理費の高騰等で減少しつつある。



■企業 CSR (Corporate Social Responsibility)・・・77 ページ

企業の社会的責任のこと。企業が利益を追求するのみならず、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、一般市民や消費者を含めた会社関係者からの要求に対して、適切な意思決定したことを指すものである。

■環境教育・・・59 ページ、66 ページ

地球温暖化、オゾン層の破壊など深刻化する環境問題を、グローバルな視点から人類全体の問題として捉え、人間の営みが環境とどのような関わりがあるかということについて、身近な生活環境の中から示していく教育。

■景観重要樹木・・・61 ページ

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木であって、景観行政団体の長（本市においては伊勢崎市長）が指定した樹木のこと。指定された樹木については、管理行為等を除いて現状変更は、景観行政団体の長の許可が必要となる。

■工場立地法・・・63 ページ

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則等の公表、並びにこれらに基づき勧告、命令等を行うことを規定した法律である。

さ行

■市街化区域・・・22 ページ、26 ページ、35 ページ

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している、もしくは、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

■施設緑地・・・5 ページ

緑地の分類であり、都市施設として積極的に整備を図ろうとする意図のある土地で、整備されてことにより公共オープンスペースとなるもの。都市公園法に基づく「都市公園」と「都市公園以外」の施設緑地により構成されている。

■市民農園・・・22 ページ、24 ページ、44 ページ、52 ページ、53 ページ、60 ページ

自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するために、レクリエーション活動として、野菜類の栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。

■市民緑地・・・61 ページ

土地の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地として提供することを支援するとともに、緑地の保全を推進するため、土地所有者からの申出に基づき、地方公共団体又は都市緑地法に基づく緑地管理機構が当該土地の所有者と契約（市民緑地契約）を締結して、一定期間住民の利用に供するために設置・管理する緑地。

■スマートインターチェンジ・・・44 ページ、56 ページ

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジである。

た行

■地域制緑地・・・5 ページ

法律や条例、協定などにより、一定の区域を指定することにより、保全・充実していこうという緑地のこと。

■地域森林計画対象民有林・・・53 ページ

国が定めた全国森林計画に即して、都道府県が定めた地域森林計画で対象とした民有林である。なお、市町村はその民有林に対して、造林・保育・間伐・伐採等に対して基準を定めている。

■特別緑地保全地区・・・2 ページ、22 ページ、42 ページ、44 ページ、48 ページ、53 ページ、61 ページ

都市の緑地を保全するために指定する地区で、無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な配置、規模及び形態緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの、神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承もしくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの、風致景観が優れるなど当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なものなどが指定対象となる。

■都市公園・・・5 ページ、6 ページ、24 ページ、26 ページ、28 ページ、34 ページ、37 ページ、38 ページ、42 ページ、46 ページ、53 ページ、69 ページ

都市公園法に基づき設置された公園のこと。都市計画施設として都市計画決定された公園または緑地、または都市計画区域内で設置される公園または緑地のことをさす。

■都市計画マスタープラン・・・1 ページ、8 ページ、35 ページ

平成4年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）のことである。このプランは、市の将来の具体的な土地利用に関する規制や個別の事業を立案する上での指針となるものである。市が行う都市計画の決定や事業実施は、これに基づいて行われる。

■都市緑地法・・・1 ページ、90 ページ

都市における緑地の保全や緑化の推進に関連する事項について定めた法律。

■土地改良事業・・・50 ページ

土地改良法に基づき行われ、農業の生産性向上や農業構造の改善を目的とした農用地や農業用水路、農道などの農業生産基盤の整備を行うものである。

■土地区画整理事業・・・42 ページ、48 ページ、50 ページ、72 ページ、74 ページ

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について道路、公園等の公共施設の整備及び宅地の利用増進を図るために行う、土地の区画形質の変更や公共施設の整備に関する事業のことである。つまり、区域内の土地を交換し、道路・公園等の公共施設の整備改善を行い、宅地を利用しやすくすることを目的とした事業である。

な行

■農用地区域・・・5 ページ、53 ページ

それぞれの市町村の農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定められた、今後とも相当長期にわたって農業上の利用を確保すべき土地の区域のこと。

は行

■ バリアフリー・・・56 ページ

「バリアフリー (barrier free)」とは、「バリア (障壁)」を「フリー (のぞく)」、つまり障壁となるものを取り除くことで生活しやすくしようという考え方。もともとは建築用語として、道路や建築物の入口の段差などを除去することを意味していたが、現在では、物理的な障壁以外に、社会的、制度的、心理的なバリアの除去という意味で用いられる。高齢者や障害者だけでなく、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去することを意味する。

■ ヒートアイランド現象・・・3 ページ、22 ページ、42 ページ、60 ページ、69 ページ、74 ページ

都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないことで、人間の生活や産業の活動に伴う熱放射、大気汚染が原因となり都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。

■ 風致地区・・・61 ページ

自然の景勝地、公園、河川沿岸、みどり豊かな低密度住宅地などにおいて、都市の風致を維持するために定めることができる制度のこと。風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為について地方公共団体の条例により、都市の風致を維持するために必要な規制が課せられ、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ許可を受ける必要がある。

■ 保安林・・・26 ページ、42 ページ、46 ページ、53 ページ

公益目的のために森林の機能（木材の生産、国土の保全、水源のかん養、レクリエーションの場、地球温暖化など）を発揮させることが特に必要と認められる重要な森林を対象に、国または県が指定する森林のこと。保全と保安機能の維持増進を図るなど適正な管理が推進される。

■ ポケットパーク・・・48 ページ、52 ページ、56 ページ、58 ページ、74 ページ

都市の中のうるおい、休憩の用途に供する小さな公園。

や行

■ ユニバーサルデザイン・・・56 ページ

年齢・性別・障害などを超え、すべての人が自由に活動し、いきいきと生活できるようにするという考え方を基本に、ある特定の人のためのデザインではなく、より多くの人が利用できるよう配慮されたデザインのこと。また、そういったデザインをしようという考え方そのものをいう。

ら行

■ランドマーク・・・48 ページ、53 ページ

ある特定地域の景観を特徴づける目印。山や高層建築物など、視覚的に目立つもの。

■リニューアル・・・32 ページ、34 ページ、56 ページ、57 ページ

装いを新たにすること。再整備すること。

■緑地協定・・・2 ページ

市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者の方などの合意に基づき、現在ある緑の保全や新たな緑化の推進を図ることを目的とする協定のこと。

■緑化施設整備計画認定制度・・・69 ページ

「緑化地域」及び「みどりの基本計画」に定められた緑化重点地区において、民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度である。

■ワークショップ・・・57 ページ

体験型の講座を意味する。一般的に、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験するものとして運営される。

伊勢崎市みどりの基本計画

平成 21 年 3 月

発行 伊勢崎市
編集 伊勢崎市都市計画部 公園緑地課



伊勢崎市